

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	公的年金業務等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚生労働省は、公的年金業務等における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公的年金業務等に関する事務については、厚生労働省が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は厚生年金保険法、国民年金法等に基づき日本年金機構が行うこととされており、厚生労働省が保有する公的年金業務等に係るシステムや特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務を行う日本年金機構も同様の措置を講じることとする。

評価実施機関名

厚生労働大臣

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的年金業務等に関する事務
	<p>公的年金業務等に関する事務については、厚生労働省が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は厚生年金保険法、国民年金法等に基づき日本年金機構(以下「機構」という。)が行うこととされており、機構は厚生労働省が保有する公的年金業務等に係るシステムや特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務を行っている。</p> <p>そのため、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策の具体的な内容については機構が把握しており、特定個人情報ファイルの概要や特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等については機構におけるものを記載している。</p> <p>I. 公的年金業務</p> <p>機構は、政府が管掌する公的年金制度(厚生年金保険及び国民年金)に関する業務に関して、適用事業所及び被保険者に係る適用、保険料徴収、給付、記録照会、年金相談等の事務を行っている。</p> <p>※ 全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)が管掌する健康保険・船員保険における被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(任意継続被保険者等に係るもの除く。)並びにこれらに附帯する業務についても、法令に基づき機構が行っている。</p> <p>1. 適用事業所及び被保険者の適用事務</p> <p>適用事業所の適用、被保険者資格の取得・喪失、氏名・住所変更、標準報酬月額の決定・変更、標準賞与額の決定・変更情報の管理に係る事務を行う。</p> <p>2. 保険料の徴収事務</p> <p>保険料を算定し、適用事業所の事業主(以下「事業主」という。)、船舶所有者又は被保険者へ告知し、保険料徴収等の事務を行う。</p> <p>3. 給付事務</p> <p>年金受給権者からの請求に基づき老齢、遺族、障害の年金を決定し、定期的に年金受給権者に年金の支払を行う。また、旧船員保険に基づく年金、旧三共済(JR・JT・NTT)にかかる年金、旧農林漁業団体職員共済にかかる年金、特別障害給付金、厚生年金及び国民年金の時効特例給付、遅延特別加算金、年金生活者支援給付金(支給開始時期未定)の支払いも行い、年金の支給要件に該当しない場合は、一定の条件で一時金の支給を行う(死亡一時金、外国人脱退一時金、脱退手当金等)。</p> <p>なお、年金の支払に当たっては、所得税法に基づく税の源泉徴収や地方税、介護保険料等の特別徴収などの付随する事務を行う。</p> <p>4. 記録照会・年金相談事務</p> <p>被保険者や年金受給権者の加入記録や保険料納付記録等、機構が管理している記録の照会や年金相談をされた場合の回答・対応を行う。</p> <p>II. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>上記の公的年金業務を行うに当たり、社会保障・税番号制度導入に伴い、平成28年11月から特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、以下のとおりである。</p> <p>1. 個人番号と基礎年金番号の対応関係を記録管理する事務</p> <p>(1)住民票コード等による個人番号の登録</p> <p>①【平成29年1月～平成30年2月(20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等)】</p> <p>平成29年1月以降、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等について、住民票コードにより地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会し、入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。</p> <p>②【平成30年3月以降(20歳到達者等の基礎年金番号新規付番者)】</p> <p>平成30年3月以降、地方公共団体情報システム機構から20歳到達者等の個人番号及び基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所。以下同じ。)を取得し、基礎年金番号の新規付番後に個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。</p> <p>③【平成28年11月～12月(初期創成)】</p> <p>平成28年11月～12月の間、機構が保有している住民票コードにより、地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会し、入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う(初期創成)。</p> <p>(2)個人番号等登録届、年金受給権者の現況届、裁定請求書等(氏名変更届等の諸変更届を含む。)(以下「個人番号等登録届等」という。)による個人番号の登録</p> <p>平成29年1月から、個人番号の収録を行うため、初期創成において個人番号と基礎年金番号が紐付かなかった被保険者、年金受給権者等(以下「未収録者」という。)について、「個人番号等登録届」を新たに設けて年金事務所等の窓口に設置し、年金相談時等において当該届け書の提出を求めるほか、届出の利便性を図るために、機構ホームページから当該届け書をダウンロードできるようにする。また、年金受給権者が提出する現況届、裁定請求書等に個人番号記載欄を設け、これらの届出の際に未収録者から個人番号の提供を受ける。これら、未収録者から提出された個人番号等登録届等を基に、地方公共団体情報システム機構に氏名、生年月日等の基本情報により個人番号を照会し、入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。</p> <p>(3)個人番号の登録勧奨の通知</p> <p>未収録者へ個人番号の登録勧奨を実施する。</p> <p>(4)「ねんきんネット」による個人番号収録状況の通知</p> <p>平成29年1月以降、被保険者、年金受給権者等へ個人番号の収録状況をねんきんネットの画面で通知する。</p>

(5) 基礎年金番号等データ収録
個人番号管理ファイルの創成時等に既存のシステムから被保険者・年金受給権者等の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等の情報を受領し、特定個人情報ファイルを作成する。

(6) 未収録者解消の取組
市区町村、事業主及び船舶所有者(以下「事業主等」という。)、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「3共済」という。)に対して、未収録者の個人番号の提供を求め、(2)の個人番号の登録と同様に入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。

2. 個人番号による年金の相談・照会業務【平成29年1月～】

平成29年1月の個人番号の利用開始に合わせ、被保険者や年金受給権者等が、個人番号を使用して加入記録や保険料納付記録などの照会や年金相談ができるようにとともに、その回答・対応を行う。

3. 厚生年金保険及び全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会管掌健康保険」という。)の適用・徴収事務

(1) 厚生年金保険及び協会管掌健康保険(以下「厚生年金保険等」という。)の被保険者資格取得届(以下「資格取得届」という。)
事業主から提出される資格取得届に基づき、被保険者の年金記録に厚生年金被保険者期間を追加する。

また、保険料計算の基礎となる標準報酬月額等を決定し、事業主に通知する。

(2) 厚生年金保険等の被保険者資格喪失届
事業主から提出される被保険者資格喪失届に基づき、厚生年金被保険者の資格を喪失させる。また、被保険者等の資格喪失年月日等を事業主に通知する。

(3) 厚生年金保険等の報酬関係届(報酬月額算定基礎届・報酬月額変更届・賞与支払届)
事業主から提出される厚生年金保険等の報酬関係届に基づき、保険料計算の基礎となる標準報酬月額等を決定し、事業主に通知する。なお、報酬関係届(70歳以上被用者の報酬関係届を除く。)の事務には、個人番号を使用しない。

(4) 健康保険被扶養者異動届
適用事業所に使用される被保険者から、事業主を通じて提出される被扶養者異動届に基づき、被扶養者の認定等を行い、事業主に通知する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて審査に必要な情報を取得する。

(5) 厚生年金保険等に係る収納事務[注1]
適用事業所に使用される被保険者の管理情報(標準報酬月額等)に基づき、保険料額を計算し、事業主に通知する。

(6) 社会保障協定にかかる適用証明書の交付
適用事業所に使用される被保険者から事業主を通じて提出される適用証明書交付申請書に基づき、適用証明書を作成し、事業主に送付する。

(7) 協会けんぽへの紐付情報の提供等

①【平成29年1月～平成30年2月】
平成28年11月～12月の初期創成及び平成29年1月以降の20歳到達等に伴う基礎年金番号新規付番者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付情報のうち、協会けんぽの被保険者に係るものについて、電子媒体を使用して協会けんぽに提供する。

②【平成30年3月～】
協会けんぽの被保険者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付情報を専用線で協会けんぽに提供する。

③【平成30年11月(予定)～】
70歳以上の協会管掌健康保険のみの被保険者及び被扶養者のうち、協会けんぽから個人番号の提供を求められた者について、協会けんぽから提供された対象者のファイル(電子媒体)に個人番号と基礎年金番号の紐付情報を格納して提供する。

4. 船員保険及び厚生年金保険(以下「船員保険等」という。)の適用・徴収事務

(1) 船員保険等の資格取得届
船舶所有者から提出される資格取得届に基づき、被保険者の年金記録に厚生年金被保険者期間を追加する。また、保険料計算の基礎となる標準報酬月額等を決定し、船舶所有者に通知する。

(2) 船員保険等の被扶養者異動届
船舶所有者に使用される被保険者から、船舶所有者を通じて提出される被扶養者異動届に基づき、被扶養者の認定等を行い、船舶所有者に通知する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて審査に必要な情報を取得する。

(3) 船員保険等に係る収納事務[注1]
船舶所有者に使用される被保険者の管理情報(標準報酬月額等)に基づき、保険料額を計算し、船舶所有者に通知する。

(4) 電子媒体を使用した協会けんぽへの紐付情報の提供等

①【平成29年1月～平成30年2月】
平成28年11月～12月の初期創成及び平成29年1月以降の20歳到達等に伴う基礎年金番号新規付番者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付情報について、電子媒体を使用して協会けんぽに提供する。

②【平成30年3月～】
協会けんぽの被保険者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付情報を専用線で協会けんぽに提供する。

※ 船員保険関係の届け書については、協会けんぽが行う事務に使用するため、届け書をスキャナで読み取って画像ファイルを作成し、その画像ファイルを協会けんぽに提供する。

②事務の内容 ※

5. 国民年金の適用・徴収事務

(1) 国民年金被保険者関係届

市区町村から報告される国民年金第1号被保険者(以下「1号被保険者」という。)に係る届け書の内容に基づき、被保険者の年金記録に国民年金の資格期間等を追加する。

(2) 国民年金第3号被保険者関係届(以下「3号関係届」という。)

厚生年金被保険者等の被扶養配偶者から、配偶者の勤務先の事業主等又は3共済を経由して提出される3号関係届に基づき、国民年金第3号被保険者(以下「3号被保険者」という。)の認定を行い、3号被保険者に該当した旨を被扶養配偶者に通知する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて審査に必要な情報を取得する。

- (3)国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届(以下「3号特例該當届」という。)
3号被保険者に係る届出が漏れていた場合に、本来事業主等又は3共済に提出すべき届け書について機関で受付を行い、その届け書に基づき被保険者記録の訂正等を行う。
- (4)国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)
1号被保険者から提出される免除申請書に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予を決定し、1号被保険者に承認結果等を通知する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて審査に必要な情報を取得し、事務処理を行う。
- (5)国民年金保険料免除・納付猶予の継続免除処理
国民年金保険料の免除・納付猶予が承認された者のうち翌年度以降の免除・納付猶予を継続して希望する者について、機関において審査に必要な情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて取得し、免除・納付猶予の審査を行う。
- (6)社会保障協定にかかる適用証明書の交付申請書
1号被保険者から提出される適用証明書交付申請書に基づき、適用証明書を作成し送付する。
- (7)中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出書(以下「中国残留邦人等特例該當申出書」という。)
平成8年4月から永住帰国した中国残留邦人から提出される中国残留邦人等特例該當申出書により、永住帰国前の期間を保険料免除期間として登録等を行う。
- (8)国民年金の保険料収納事務[注1]
1号被保険者、任意加入被保険者に対して、年次又は随時に国民年金保険料の納付書を送付する。
その後、1号被保険者、任意加入被保険者による国民年金保険料の納付後に歳入代理店等から送付される口座振替にかかる保険料収納情報(DVD)、領収済通知書に基づき、国民年金保険料の納付結果を記録管理システムへ登録する。
- (9)国民年金保険料の収納対策に係る地方税関係情報等の取得
国民年金保険料の未納者について、情報提供ネットワークシステムを通じて住民票関係情報、地方税関係情報、雇用保険給付関係情報を取得し、取得した情報を免除申請書の申請勧奨や国民年金保険料の強制徴収等の事務に利用する。
- (10)生活保護関係情報を活用した法定免除非該当勧奨【開始時期未定】[注2]
生活扶助受給による法定免除該当者について、情報提供ネットワークシステムを通じて生活保護関係情報を取得し、生活保護の受給が終了したことが確認できた者に対し、免除理由消滅届の届出勧奨を行う。
- (11)国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者配偶者状況変更届(以下「配偶者状況変更届」という。)【開始時期未定】[注2]
翌年度以降の免除・納付猶予の継続を希望する者は、自身の配偶者の状況に変更があった場合に機関へ配偶者の状況を届出し、機関は、届出された配偶者の情報を管理する。なお、届出の処理において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて必要な情報を取得し、事務処理を行う。
- ## 6. 年金給付関係事務
- (1)年金の請求・決定事務
年金請求者から提出される裁定請求書に基づき年金の裁定を行い、年金請求者に年金証書等を送付する。なお、裁定の事務において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて審査に必要な情報を取得する。
- (2)年金の支払事務[注1]
年金受給権者の加入記録に応じて、年金支給額を計算し、年金の支払いを行う。
- (3)未支給年金の請求・決定事務
年金受給権者の遺族から提出される未支給年金請求書に基づき、年金受給権者に給付すべき年金を遺族に給付する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて必要な情報を取得する。
- (4)年金の支払機関変更届等
年金受給権者から提出される年金受給権者支払機関変更届等(その他の諸変更届)に基づき、年金受給権者の年金情報を更新する。なお、審査において必要がある場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて必要な情報を取得する。
- (5)被用者年金一元化に伴う届け書の受付・回付業務
厚生年金保険法に基づき、年金受給に関する各種届け書は、機関、3共済においてワンストップサービス(年金請求者・年金受給権者が機関や3共済に複数の年金を同時に請求する場合は、機関又は他の3共済へ個人番号が記載された届け書や画像化したファイル(片方又は両方)を回付する。)を行うこととしており、他の実施機関で処理が必要な届け書を受け付けた実施機関は、届け書を画像化し、専用線を通じて他の実施機関に回付する。
- ## 7. 税関係業務
- (1)扶養親族等申告書の登録
年金からの所得税の源泉徴収に必要な扶養親族等の情報を取得するため、年金受給権者から本人及び扶養親族等の個人番号を記載した扶養親族等申告書を提出させ、システムへ登録を行う。
- (2)公的年金等の源泉徴収票発行事務
税務署に提出する公的年金等の源泉徴収票について、平成29年分以降の「公的年金等の源泉徴収票」に、個人番号を記載する(受給権者本人へ交付する源泉徴収票には個人番号を記載しない。)。
- (3)公的年金等支払報告書の報告事務
市区町村に報告する公的年金等支払報告書について、平成29年分以降、個人番号を記載して一般社団法人地方税電子化協議会(以下「地方税電子化協議会」という。)を通じて市区町村に送付する。
- (4)住民税特別徴収に係る市区町村との情報交換【平成29年4月~】
年金所得から個人住民税を特別徴収する事務において、市区町村との間の情報交換に用いる通知に個人番号を記載する。
- (5)住民税特別徴収に係る年金保険者間の情報交換
国家公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「2共済」という。)から受領した住民税特別徴収対象者の情報に基づき、住民税の特別徴収対象となる年金の優先順位を決定し、市区町村へ報告を行う。その後、市区町村から受領

	<p>する住民税特別徴収額情報を2共済へ提供する。</p> <p>(6)住民税特別徴収の停止等</p> <p>市区町村から受領した住民税特別徴収停止額情報の2共済への提供、2共済の住民税特別徴収停止等処理結果の受領、住民税特別徴収停止等処理を行い、2共済分も含め住民税特別徴収停止等処理結果を市区町村へ報告する。</p> <p>(7)源泉徴収サブシステムへの個人番号紐付情報の収録</p> <p>所得税の源泉徴収関係事務等を実施するため、源泉徴収関係事務等を行うシステムに記録される特定個人情報について定期的に情報を最新化する。</p> <p>8.年金生活者支援給付金関係事務【開始時期未定】[注2]</p> <p>所得の額が一定の基準を下回る年金受給者に、年金生活者支援給付金を支給する。</p> <p>また、申請者本人の所得情報の照会、世帯員全員が地方税の市町村民税を課されていない者であるかの確認を情報提供ネットワークによる情報連携で行う。</p> <p>9.情報提供ネットワークシステムを通じた外部機関(国・地方公共団体等)への情報提供事務【開始時期未定】[注2]</p> <p>情報提供ネットワークシステムを通じて、外部機関からの照会に基づき、年金給付関係情報を提供する。</p> <p>[注1]国民年金、厚生年金保険等、船員保険の保険料収納事務、及び年金の支払事務には個人番号を使用しない。</p> <p>[注2]機関と国の機関及び地方公共団体等との情報連携は、情報連携を実施するに当たって対処すべき課題(①機関の業務管理面の課題、②機関間試験において把握された課題、③情報照会機関における事務運用に係る課題)が生じており、これらの課題に対処することが必要であるため、開始時期を未定として記載している。</p>
--	---

③対象人数	<p>〔 30万人以上 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
-------	---

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	年金業務システム
②システムの機能	<p>1. 個人番号管理サブシステム</p> <p>(1)個人番号等登録機能</p> <p>①住民票コードによる個人番号登録機能</p> <p>機構が保有している住民票コードにより、地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会し、取得した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行い、個人番号管理サブシステムに登録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月に機構が既に保有している住民票コードにより、地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会し、取得した個人番号と基礎年金番号との紐付けを行なう。 ・また、平成29年1月以降、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等についても、住民票コードにより同様の方法で個人番号の取得と基礎年金番号との紐付けを行う。 ・平成30年3月以降は、住民票コードは利用せず、届け書の記載事項に基づき、地方公共団体情報システム機構より取得した個人番号及び基本4情報と照合し紐付けを行う。 <p>②個人番号等登録届等による個人番号等登録機能</p> <p>平成29年1月以降、被保険者、年金受給者等から提出される個人番号等登録届等により、業務端末に個人番号、基礎年金番号等を入力し、地方公共団体情報システム機構に個人番号の照会を行い、取得した個人番号と基礎年金番号を紐付け、個人番号管理サブシステムに登録する。</p> <p>(2)個人番号情報等照会機能</p> <p>年金事務所等の業務端末で個人番号を入力することにより、基礎年金番号、氏名、生年月日等を照会画面に表示する。</p> <p>(3)個人番号収録通知情報等作成機能</p> <p>個人番号管理サブシステムは、被保険者、年金受給者等に対し、ねんきんネットの画面で個人番号の収録状況(収録済み又は未収録)を通知するため個人番号収録通知情報を作成する。また、未収録者に対して個人番号の登録勧奨を行なうために個人番号登録勧奨情報を作成する。</p> <p>(4)他システム連携機能</p> <p>協会けんぽへ協会けんぽの被保険者の個人番号と基礎年金番号の紐付け情報を提供する。</p> <p>年金給付システム(源泉徴収サブシステム)へ個人番号と基礎年金番号の紐付け情報を提供する。</p> <p>記録管理システム、基礎年金番号管理システム、年金給付システムからの個人番号の照会に対して紐付く基礎年金番号を返却する。</p> <p>地方公共団体情報システム機構へ情報提供用個人識別符号の取得依頼を行う。</p> <p>2. 経過管理・電子決裁サブシステム</p> <p>(1)届け書の画像化及び電子化機能</p> <p>提出された届け書等一式(添付書類を含む全ての資料)について、スキャナによる読み取りを行い、画像化するとともに、届出項目の記載内容を電子データ化する。</p> <p>(2)審査前のシステムチェック機能</p> <p>届出項目を電子データ化することにより、目視審査の前にシステムチェックを実施する。また、個人番号による届出については、個人番号管理サブシステムから基本情報(氏名・性別・生年月日等)を取得し、システムチェックを実施する。さらに、主要な届け書については、記録管理システムの情報(事業所整理記号による事業所情報等)を活用したチェックも実施する。</p> <p>(3)画像データによる審査・決裁機能</p> <p>システムチェック後、各届け書の画像と項目データのチェック内容を業務端末の画面上に表示することにより、画面上で電子審査・決裁を実施する。なお、被保険者ファイルや事業所ファイルの更新及び処理結果の確認についても、電子審査・決裁の中で実施する。</p> <p>(4)経過管理機能</p> <p>受付から処理完了までの処理経過を全て電子審査・決裁で自動更新し、一元的な経過管理を行うことにより、届出者からの照会等に対し、全ての拠点で個人単位、事業所単位、届け書単位で届け書等の画像と進捗状況を表示し対応できるようにする。また、各拠点における届け書等の処理期間についても実績管理を行い、標準処理期間等への活用に資することを可能とする。</p>

	<p>3. 中間サーバー</p> <p>(1) 符号等管理機能 情報照会者からの問合せに回答するための情報、情報連携用の符号、照会許可用照合リスト情報の管理を行う。</p> <p>(2) 情報連携機能 個人番号管理サブシステム及び情報提供ネットワークシステムと接続して、情報連携を行う。</p> <p>4. 住基接続システム</p> <p>(1) 符号取得依頼機能 中間サーバーと住民基本台帳ネットワークシステムを接続し、情報提供ネットワークシステムへ符号の取得依頼を行う(住民基本台帳ネットワークシステムを経由して情報提供ネットワークシステムへ依頼する。)</p> <p>(2) 個人番号及び基本4情報照会機能 地方公共団体情報システム機構に、被保険者、受給権者に係る本人確認情報を照会する。即時照会として「住民基本台帳4情報検索照会」及び「住民基本台帳照会」、一括照会として「年齢到達者情報受領(20歳、34歳、44歳、54歳)」及び「異動者情報照会(月次)」、「年次生存確認(年次)」を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p style="text-align: center;">社会保険オンラインシステム(記録管理システム、基礎年金番号管理システム) [○] その他 (ム、年金給付システム)、全国健康保険協会健康保険システム(協会けんぽ)</p>
システム2	
①システムの名称	社会保険オンラインシステム(記録管理システム)
②システムの機能	<p>1. 記録管理システム</p> <p>(1) 被保険者情報の管理や保険料計算の一括処理機能 事業主等から提出される資格取得届等に基づく加入記録の管理及び被保険者の報酬等の情報に基づく保険料計算を一括で行う機能。</p> <p>(2) 各種届出の即時処理機能 事業主等から提出される資格取得届等の情報を、年金事務所・事務センターの業務端末から入力することで、その処理結果を即時にデータベースへ反映する処理を行う機能。</p> <p>(3) 被保険者情報のオンライン照会機能 被保険者等からの年金相談等に対応するため、業務端末から被保険者記録のオンライン照会を行う機能。</p> <p>(4) 個人番号管理サブシステムとの連携(平成30年3月～) 上記(1)～(3)の事務において個人番号を用いた届出等が行われるため、システムへの個人番号の入力を契機として、個人番号管理サブシステムと連携し、被保険者の基礎年金番号を特定の上、基礎年金番号から年金情報、届け書等の進捗状況等を検索することで各種処理や、記録の確認を行う。</p> <p>※全国の年金事務所等は厚生労働省統合ネットワークで結ばれ、年金事務所等から送信されてきた届け書等のデータは、被保険者ファイル等へ収録され、集中管理とともに、処理結果を年金事務所等に送信している。</p> <p>2. 電子申請システム 申請者よりインターネットを通じ総務省電子政府の総合窓口システム(e-Gov)に申請された申請データについて、受付処理を行い、宛先の年金事務所等へ申請データの振り分けを行う。申請に係る業務処理完了後、申請者へ通知するための電子通知書を作成し、電子署名を付与した上で処理結果を返却する。なお、当該システムでは、厚年適用、船保適用、国年適用、年金給付、基礎年金番号関連のそれぞれの届け書を扱っている。</p> <p>※申請データは個人番号が記載されたものも含まれる。本システムでは、受け付けた申請データの保存は行うが、個人番号は使用しない。</p> <p>3. 参考 公的年金業務等に関するシステムについては、上記システム以外に以下の個人番号を使用しないシステム(代表的なもの)で構成されている。</p> <p>(1) 岐阜県電子納付システム マルチペイメントネットワークシステムを介して保険料の納付情報を受領し、記録管理システムに回付する。これによりインターネットバンキング等にて国民年金・厚生年金保険・健康保険等の保険料の納付を可能としている。</p> <p>(2) ねんきんネット パソコン・スマートフォン等を介して、年金加入記録の確認等を24時間利用可能としているシステムである。具体的には、年金の加入記録、年金額の試算や国民年金の後納可能月数・金額の照会を行なうことができる。 社会保険オンラインシステム(記録管理システム)の更新情報を日次サイクルで受信し、ねんきんネット側で保持しているファイルを更新する。 また、個人番号管理サブシステムから取得する「個人番号収録有無」の情報をもとに、利用者画面へ個人番号の登録有無を表示する。</p> <p>※届書作成支援機能にて作成する「年金請求書」「年金受給者死亡届(報告書)」に個人番号入力欄を設けるが、本機能は利用者が入力した項目を「年金請求書」若しくは「年金受給者死亡届(報告書)」の様式に変換しPDFファイルを作成するものであり、届け書をねんきんネットを通じて提出する機能はない。このためねんきんネットの中で個人番号は使用しない。</p> <p>(3) 収納対策支援システム 国民年金保険料の収納対策等に必要な被保険者の情報について、業務端末を利用して未納保険料の期間や所得等の抽出条件を指定することにより、サーバ内の情報を抽出の上、年金事務所等へ提供するためのシステムである。 記録管理システムにて保持している被保険者等の情報について更新が有った場合、更新情報を日次サイクルで受信し、収納対策支援システム側で保持しているファイルを更新している。</p> <p>(注)社会保険オンラインシステム…厚生年金保険、国民年金等の適用及び保険料の徴収や、年金の給付等に関する業務を行なうための大規模システムであり、記録管理システムについては昭和55年に、年金給付システムについては昭和42年に現在の基盤を構築して以来、幾重にもわたって改修を加えてきている。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p>

	[○] その他 (年金業務システム、社会保険オンラインシステム(基礎年金番号管理システム、年金給付システム)、全国健康保険協会健康保険システム(協会けんぽ)、マルチペイメントネットワークシステム、各社コンビニシステム)
システム3	
①システムの名称	社会保険オンラインシステム(基礎年金番号管理システム)
②システムの機能	1. 基礎年金番号管理システム (1)基礎年金番号の付番・管理機能 年金業務に必要な一人一番号である基礎年金番号を被保険者に払い出すとともに、当該基礎年金番号に紐づく基本4情報等の継続的な管理を行う。 (2)個人番号管理サブシステムとの連携機能【平成30年3月～】 個人番号管理サブシステムと連携することで、入力した個人番号から被保険者の基礎年金番号を特定し、住所変更処理等を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (年金業務システム、社会保険オンラインシステム(記録管理システム、年金給付システム))
システム4	
①システムの名称	社会保険オンラインシステム(年金給付システム)
②システムの機能	1. 年金給付システム (1)年金裁定機能 年金請求者からの年金請求に基づき、保険料納付記録等から年金額を決定し、年金額情報を管理する年金受給権者原簿を作成する。 (2)年金諸変更・支払機能 年金受給権者等からの各種届出に基づき、年金額の変更、各種調整等に係る計算等の処理(即時・一括処理)を行い、原則2か月に1回、年金受給権者に年金の支払を行うためのデータ作成処理を行う。 (3)個人番号管理サブシステムとの連携機能 上記(1)、(2)の事務において個人番号により申請等が行われるため、システムへの個人番号の入力を契機として、個人番号管理サブシステムと連携し、年金受給権者の基礎年金番号を特定の上、各種処理を行う。 2. 源泉徴収サブシステム (1)法定調書等の作成機能 税務署、市区町村に送付する源泉徴収票等に、年金受給権者本人及び扶養親族等の氏名及び個人番号を記載するため、源泉徴収サブシステムにて管理する扶養親族情報と個人番号管理サブシステムから受領する年金受給権者本人の個人番号を利用して、源泉徴収票等の法定調書を作成する。 ※年金受給権者交付用の源泉徴収票には、個人番号を記載しない。 (2)扶養親族等申告書に記載された内容の登録機能 年金受給権者から提出される扶養親族等申告書に基づき、年金受給権者に紐付いた扶養親族情報(氏名及び個人番号等)を登録する。また、年金受給権者の基礎年金番号及び扶養親族の人数情報等を年金給付システムへ引き渡し、年金給付システムで控除額算出のための処理を行う。 3. 公的年金給付総合情報連携システム (1)インデックスファイルによる情報検索機能 3共済からの要求等の際に、基礎年金番号、基本4情報、加入制度、年金受給状況などから構成されるインデックスファイルの情報を基に、対象者情報を管理している実施機関を特定する。 (2)被保険者記録・年金受給状況の提供機能 3共済からの要求等に基づき、被保険者記録・年金受給状況の変更情報を提供する。 (3)届け書の受付、進捗管理機能 年金請求書等の届け書について、届け書の画像データを当該届け書の処理が必要な機関に送付するとともに、その進捗状況を確認できるようにする。 ※システム内には個人番号の紐付情報を収録しておらず、届け書の進捗状況を個人番号を使用して確認する際は、システムへの個人番号の入力を契機として、個人番号管理サブシステムと連携し、個人番号を基に被保険者の基礎年金番号を特定の上、特定した基礎年金番号から届け書等の進捗状況等を検索することで情報の確認を行う。 4. 参考 公的年金業務等に関するシステムについては、上記システム以外に以下の個人番号を使用しないシステム(代表的なもの)で構成されている。 (1)債権管理システム 年金給付システムから年金給付の債務者調査情報を抽出し、本システムにて債権管理簿データとして管理を行い、告知、支払調整、収納等の処理を行う。また、債権管理簿データを基に収納状況表、告知書等の帳票の作成を行う。 (2)国際社会保障協定システム 協定国の被保険者からの申請書や協定国の年金に係る裁定請求書、連絡書式等を端末から入力し、整理簿として協定対象者の情報を管理する。これにより、諸変更情報の管理を行うとともに、各種通知類(年金証書／裁定通知書、額改定通知書、振込通知書)の作成、出力も行う。 (3)第三者行為管理システム 年金給付システムより第三者行為対象者情報を抽出し、本システムの管理台帳(データベース)に反映させ、対象者の基本情報(証番、事故日等)や処理状況とともに管理を行う。また、不該当通知、支払差止通知、回答督促通知等の各種通知類や定期未回答一覧表、停止期限到来者一覧表等の作成、出力を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (年金業務システム、共済組合システム、社会保険オンラインシステム(記録管理システム、基礎年金番号管理システム))
システム5～10	

3. 特定個人情報ファイル名

公的年金業務等に関するシステム関連ファイル

【詳細】※

1. 年金業務システム関連ファイル
 - (1) 個人番号管理ファイル
 - (2) 経過管理・電子決裁ファイル

2. 記録管理システム関連ファイル

- (3) 健保厚年現存被保険者ファイル
- (4) 健保厚年喪失被保険者ファイル
- (5) 船保厚年被保険者ファイル
- (6) 国年被保険者ファイル
- (7) 申請データファイル
- (8) 共済組合員情報ファイル

3. 基礎年金番号管理システム関連ファイル

- (9) 基礎年金番号管理ファイル

4. 年金給付システム関連ファイル

- (10) 年金受給権者ファイル
- (11) 共済受給権者情報ファイル
- (12) 雇用情報ファイル
- (13) 介護保険情報ファイル
- (14) 國際年金通算業務情報ファイル
- (15) 年金見込額試算管理ファイル(事務所等照会)
- (16) 後期高齢者情報ファイル
- (17) 国民健康保険情報ファイル
- (18) 住民税対象者情報ファイル
- (19) 源泉徴収情報ファイル
- (20) 届け書画像ファイル
- (21) 年金生活者支援給付金情報ファイル

※年金業務システム関連ファイル、記録管理システム関連ファイル、基礎年金番号管理システム関連ファイル、年金給付システム関連ファイルは、公的年金業務等に関するシステム内で相互に密接不可分に連携しており、それぞれのシステムを使用した事務を明確に区別できないため、特定個人情報ファイルを、「公的年金業務等に関するシステム関連ファイル」にまとめて記載している。

また、社会保険オンラインシステムには上記のほか、記録管理システム関連ファイル、基礎年金番号管理システム関連ファイル、年金給付システム関連ファイルの一部のデータを複製してレプリカファイルとして保有し、国民年金保険料の収納対策に係る業務や被用者年金一元化に伴う3共済との情報連携を行うために使用している。

なお、特定個人情報ファイルのレプリカファイル、特定個人情報のバックアップ用ファイルについては、特定個人情報保護の評価対象としているが、上記の特定個人情報ファイルの複製物であることから、上記の特定個人情報ファイルに含まれるものとし、ファイル名は明記しない。

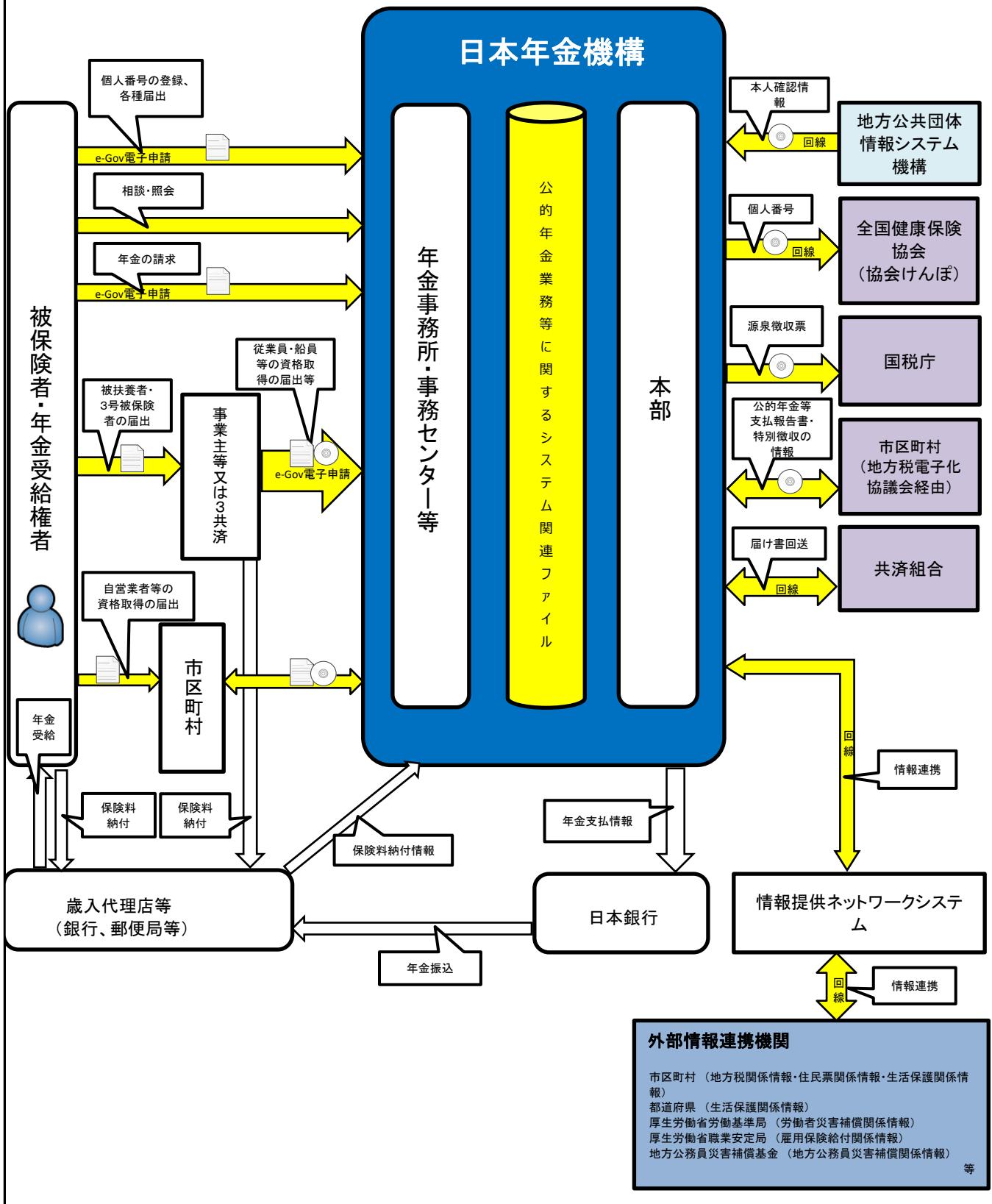
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	<p>・平成29年1月の個人番号の利用開始に合わせ、被保険者、年金受給権者等から提示される個人番号に基づき年金の相談・照会事務を実施するに当たり、既存のシステムにおいて基礎年金番号で管理している記録を検索するため、個人番号から当該相談者、照会者の基礎年金番号を検索・把握する仕組みを構築するため、個人番号と基礎年金番号を紐付けて管理する必要がある。なお、個人番号による年金相談・照会の開始時点では、個人番号から基礎年金番号を検索する仕組みを構築するのみで、個人番号から直接年金情報に紐付くものではない。</p> <p>・平成30年3月以降は、年金の相談・照会に係る事務を円滑に行うため、個人番号から直接相談者、照会者の年金記録を検索し照会できる仕組みを構築し、特定個人情報ファイルを利用する必要がある。</p> <p>・協会けんぽの被保険者については、機構で適用業務を行っており、平成29年7月から医療保険の給付情報等の情報連携を実施できるようになりますため、協会けんぽの被保険者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付情報を機構から協会けんぽに提供する必要がある。また、70歳以上の協会管掌健康保険のみの被保険者及び被扶養者についても、個人番号を機構から協会けんぽに提供する必要がある。</p> <p>・所得税法及び地方税法に基づく、源泉徴収票の作成、地方税の特別徴収事務に関して、個人番号をデータに付加する必要があることから、年金受給権者及び扶養親族等の個人番号を管理、出力等を可能にする必要がある。</p> <p>・被用者年金一元化に伴うワンストップサービスでは、各実施機関が受け付けた届け書を必要に応じて他の実施機関に回付する必要があるが、郵送の場合は送付漏れや紛失等のおそれがあるため、届け書を画像化し、電子的方法(回線)で回付することとしている。</p> <p>・公的年金関係の届け書の受付・入力業務を個人番号で行い、個人番号から既存の年金記録を更新できる仕組みを構築する必要があり、その際に特定個人情報ファイルを利用する。また、情報提供ネットワークシステムを通じて国の関係機関及び地方公共団体等との間で情報連携を行い、各届出の審査に必要な情報を取得し、その情報を年金記録に追加して管理する仕組みを構築する必要があるため、特定個人情報ファイルを利用する。</p> <p>・外部機関からの情報照会に対して年金給付情報等の回答を行うため、基礎年金番号及び基礎年金番号で管理されている年金個人情報と個人番号を紐付けて特定個人情報ファイルを作成し、利用する必要がある。</p>
------------	---

②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録に基づく個人番号を事務に利用することにより、本人確認を確実かつ容易に行うことができ、サービス及び品質の向上、事務処理の効率化が図れる。 ・協会けんぽの被保険者について医療保険の給付情報の情報連携を実施することにより、被保険者の利便性の向上、医療保険の事務の効率化が図れる。 ・源泉徴収票データ及び地方税の特別徴収データに個人番号を付加することにより、税関係業務の効率化及び税の公平、公正な徴収が実現可能となる。 ・厚生年金の各実施機関のいずれに提出してもワンストップサービスにより適切に行政手続につながるという点で、年金受給権者の利便性が向上する。 ・個人番号を利用した住基本人確認情報の取得及び情報提供ネットワークシステムを通じた関係機関との情報連携を行うことにより、被保険者及び受給権者の氏名変更届・住所変更届及び死亡届の届出省略、各届出の際に必要となる所得証明書等の添付書類の省略を実施し、被保険者及び年金受給権者の届出負担の軽減や機構の事務処理の効率化、年金給付業務の適正化が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第1 項番1、3、24、31、60、66、74、83、86、87、88、90、95 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第1条、第3条、第21条の2、第24条の2、第46条の2、第48条の2、第52条の5、第59条、第61条、第62条、第65条、第68条の2</p> <p>2. 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ・第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) ・別表第1 項番72、72の3、73の5、74、75、76、77、77の7、77の9、77の10、77の11、77の12、77の13、77の14</p> <p>3. 所得税法(昭和40年法律第3号) ・第203条の2、第203条の3、第203条の4、第203条の5、第226条 ・所得税法施行規則 第77条の3、第77条の4、第94条の2</p> <p>4. 地方税法(昭和25年法律第226号) ・第45条の3の3、第317条の3の3、第317条の6、第321条の7の2、第321条の7の3、第321条の7の4、第321条の7の5、附則第35条の5 ・地方税法施行令 第48条の9の17 ・地方税法施行規則 第2条の3の5、第2条の3の6</p> <p>5. 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ・第100条の3の2</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: center;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (照会)別表第2 項番1、4、35、46、47、48、49、50、83、84、91、95、101、107、111、112、117 (提供)別表第2 項番1、2、3、4、6、7、9、12、15、16、19、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、51、52、57、58、59、62、66、68、72、73、75、76、81、82、85、86、87、92、94、98、99、100、102、103、106、110、114、116、118、119、120
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省年金局事業企画課
②所属長の役職名	厚生労働省年金局事業企画課長
8. 他の評価実施機関	
日本年金機構	

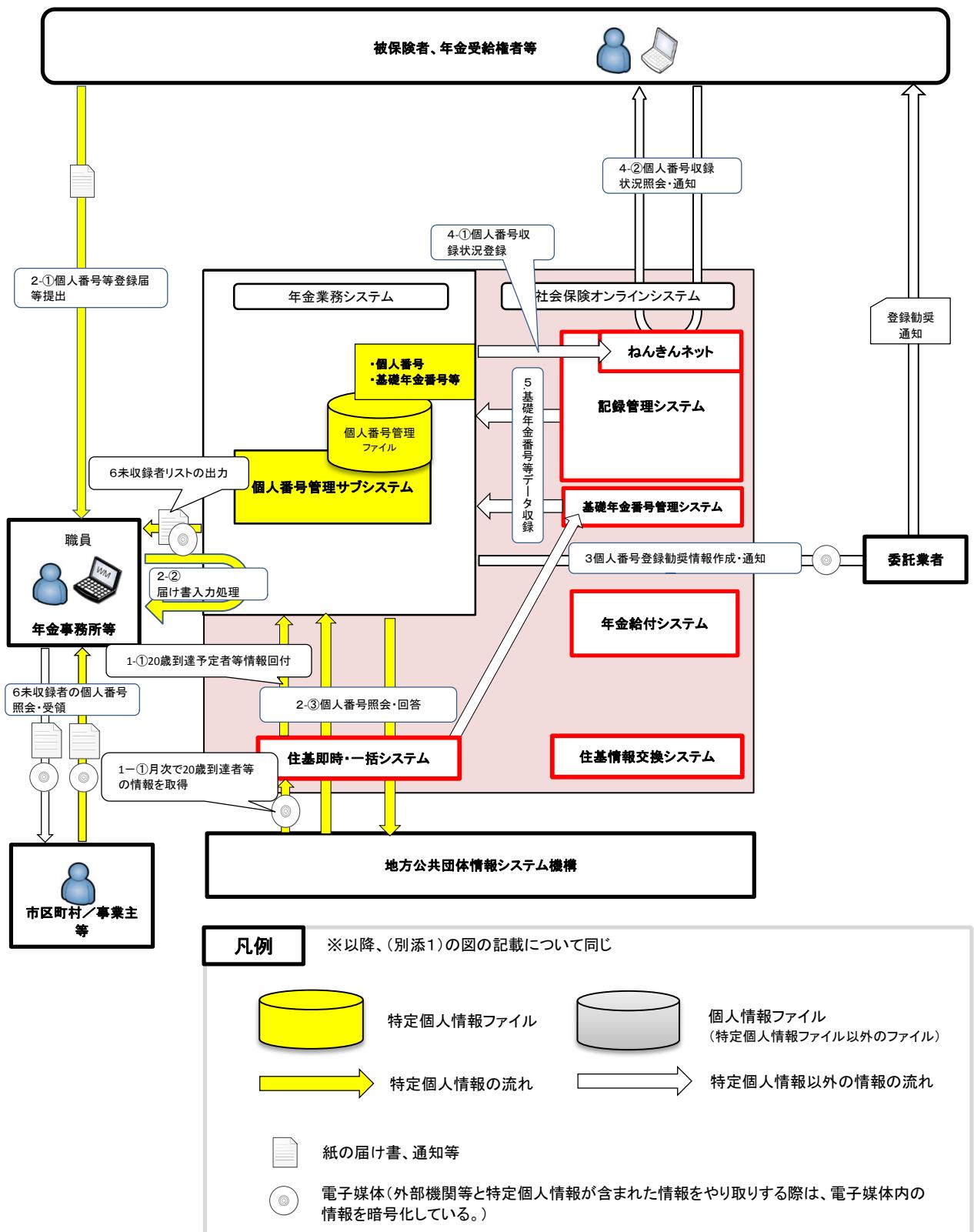
(別添1) 事務の内容

参考. 公的年金業務における情報の流れ(全体概要)

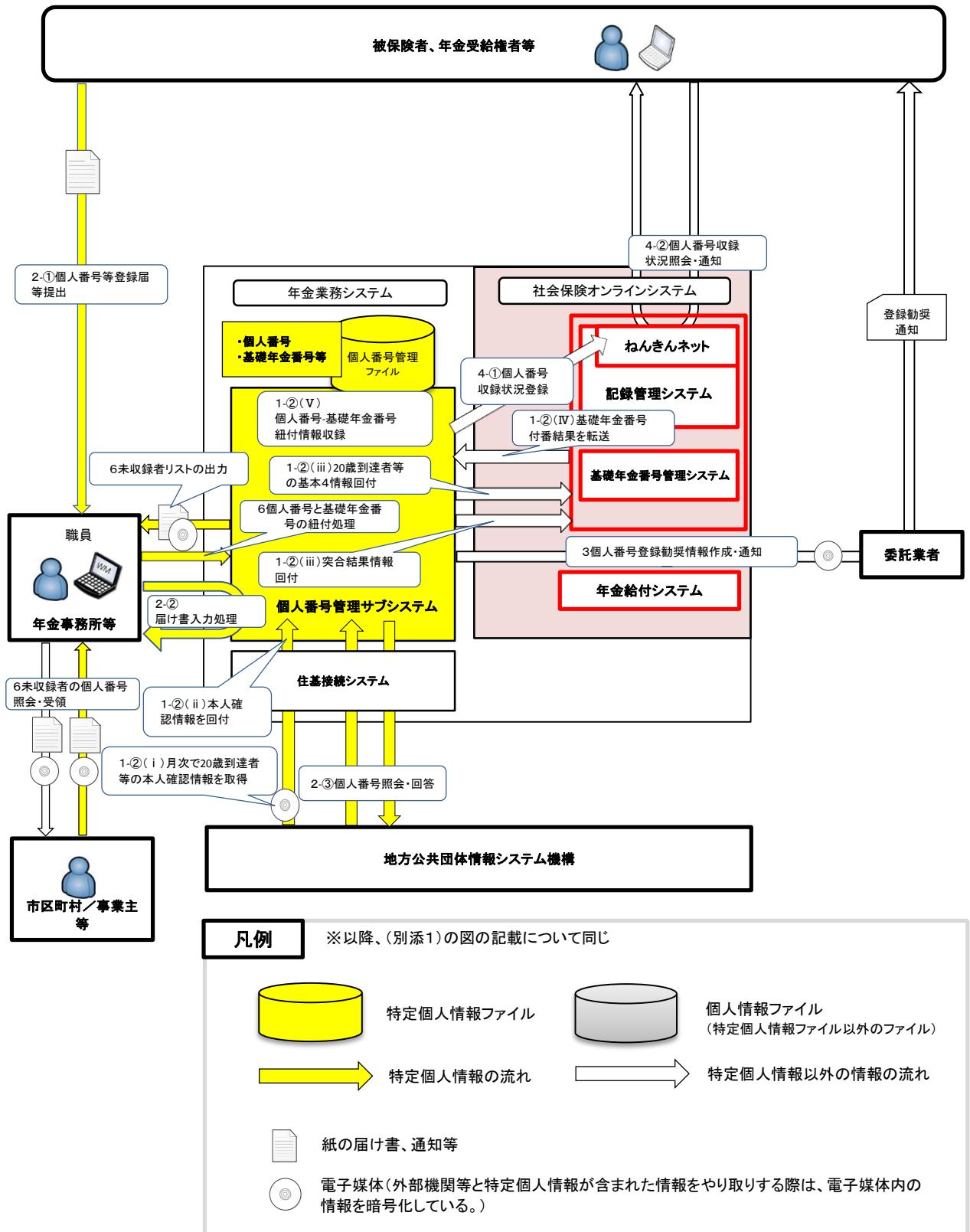


(別添1) 事務の内容

1. 個人番号と基礎年金番号の対応関係を記録管理する事務【平成31年4月以前】



1. 個人番号と基礎年金番号の対応関係を記録管理する事務 【平成31年5月以降】



(備考)

1. 住民票コード等による個人番号の登録

【平成30年3月～平成31年4月（20歳到達者等の基礎年金番号新規付番者）】

① 平成30年3月以降の20歳到達等に伴う基礎年金番号新規付番者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付けは、地方公共団体情報システム機構から個人番号及び基本4情報を取得し、基礎年金番号の新規付番時に行う（機構本部職員は、月次で、20歳到達予定者等の個人番号及び基本4情報が収録された電子媒体（DVD等）を地方公共団体情報システム機構から取得し、住基即時・一括システムに当該電子媒体を読み込み、個人番号管理サブシステムに転送する。個人番号管理サブシステムは、取得した個人番号と既に機構で保有している個人番号（20歳前に厚生年金加入等により個人番号と基礎年金番号を紐付けて管理している個人番号等）を突合する。突合の後、個人番号を管理していない者について、基本4情報を基礎年金番号管理システムに転送し、基礎年金番号を付番し、個人番号管理サブシステムに基礎年金番号を転送する。個人番号管理サブシステムは、基礎年金番号管理システムから回付される基礎年金番号と個人番号を紐付けて個人番号管理サブシステムに登録する。なお、平成30年2月までの間は、地方公共団体情報システム機構から取得する電子媒体の中には、個人番号が含まれない。）。

【平成31年5月以降（20歳到達者等の基礎年金番号新規付番者）】

② 住基即時・一括システムを住基情報交換システムとともに住基接続システムに統合する平成31年5月以降も、以下のとおり、地方公共団体情報システム機構と接続するシステムは変わるもの、20歳到達等に伴う基礎年金番号新規付番者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付けは、基礎年金番号の新規付番時に行うことには変更はない。

（i） 機構本部職員は、地方公共団体システム機構から20歳到達予定者等の個人番号及び基本4情報を収録された電子媒体（DVD等）を月次で取得し、住基接続システムに当該電子媒体に収録された情報を読み込ませる。

（ii） 住基接続システムは、取得した本人確認情報を個人番号管理サブシステムに回付する。

（iii） 個人番号管理サブシステムは、住基接続システムから回付された本人確認情報に対し住基処理番を付し、個人番号を除く基本4情報を収納対策支援システムを経由して記録管理・基礎年金番号管理システムに転送する。また、それとは別に、取得した個人番号及び基本4情報に対する基礎年金番号の払い出しの有無を確認するために、取得した個人番号と、既に機構で保有している個人番号（20歳前に厚生年金加入等により個人番号と基礎年金番号を紐付けて管理している個人番号等）を突合し、基礎年金番号の付番の有無を収録した突合結果情報を住基処理番を、収納対策支援システムを経由して記録管理・基礎年金番号管理システムに転送する。

（iv） 記録管理・基礎年金番号管理システムは、個人番号管理サブシステムから回付された突合結果情報を基に住基処理番をキーとして未付番者を特定し、基礎年金番号を付番する。付番後、基礎年金番号の付番結果と住基処理番を収納対策支援システムを経由して個人番号管理サブシステムに転送する。

（v） その後個人番号管理サブシステムは、記録管理・基礎年金番号管理システムから回付された基礎年金番号の付番結果と、媒体読み込み時に取得した個人番号及び基本4情報を基に、住基処理番をキーとして、個人番号と基礎年金番号を紐付けて個人番号管理サブシステムに登録する。

【平成28年11月～12月（個人番号ファイルの初期創成）】

個人番号管理ファイルの初期創成は、機構が既に保有している住民票コードをもとに下記の処理を平成28年11月から行い、同年12月までに行う。

【平成29年1月～平成30年2月（20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等）】

年金給付システムは、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等に対し、住民票コードにより、月次で、地方公共団体情報システム機構へ個人番号の照会を行い、個人番号及び基本4情報の回答を受け、文字変換処理を行った後、個人番号管理サブシステムに登録する。

個人番号管理サブシステムは、地方公共団体情報システム機構から年金給付システムを経由して登録された個人番号と基本4情報について、住民票コード、生年月日等をキーに基礎年金番号と紐付け、個人番号管理サブシステムに登録する。

※ 平成30年3月以降は、住民票コードは利用せず、届け書の記載事項（個人番号）に基づき、地方公共団体情報システム機構より取得した個人番号及び基本4情報と、機構の社会保険オンラインシステムで保有している基本4情報を照合し、基本4情報が一致した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。

2. 個人番号等登録届等による個人番号の登録

【平成29年1月～】

① 年金事務所等の職員は、住民票コードにより個人番号を登録できなかった被保険者、年金受給権者等について、平成29年1月以降、個人番号が記載された個人番号等登録届等を受け付ける。

② 年金事務所等の職員は、個人番号等登録届等の個人番号、基礎年金番号等の入力処理を行う。

③ 個人番号管理サブシステムは、取得した個人番号を確認するため地方公共団体情報システム機構へ個人番号の照会を行い、回答を受けた個人番号及び氏名、生年月日、性別が入力処理した個人番号及び既保有情報の氏名、生年月日、性別と一致した場合、個人番号と基礎年金番号を紐付け、個人番号管理サブシステムに登録し、年金事務所等の業務端末の画面に処理結果を表示する。

【平成30年3月～】

- ① 年金事務所等の職員は、個人番号を変更した被保険者及び受給権者等について、平成30年3月以降、個人番号が記載された個人番号変更届を受け付ける。
- ② 年金事務所等の職員は、個人番号等登録届と同様の事務処理方法により、個人番号変更届を処理する。

3. 個人番号の登録勧奨の通知

個人番号管理サブシステムは、当該システムで管理している被保険者、受給権者のうち未収録者について、個人番号の登録を勧奨するため個人番号登録勧奨情報を作成する。機構本部職員は、当該情報を収録した電子媒体を登録勧奨通知の作成・発送を行う委託業者に渡す。委託業者は、被保険者、年金受給権者等へ登録勧奨通知を作成し送付する。

4. 「ねんきんネット」による個人番号収録状況の通知

- ① 個人番号管理サブシステムは、「ねんきんネット」へ被保険者、年金受給権者等の個人番号の収録の有無の情報を提供し、「ねんきんネット」は、当該情報を登録する。なお、「ねんきんネット」に個人番号は提供しない。
- ② 機構ホームページの「ねんきんネット」は、照会された被保険者、年金受給権者等に対して個人番号の収録の有無を通知する。
※「ねんきんネット」は、個人番号を保持するための機能及びデータベースは保有していない。

5. 基礎年金番号等データ収録

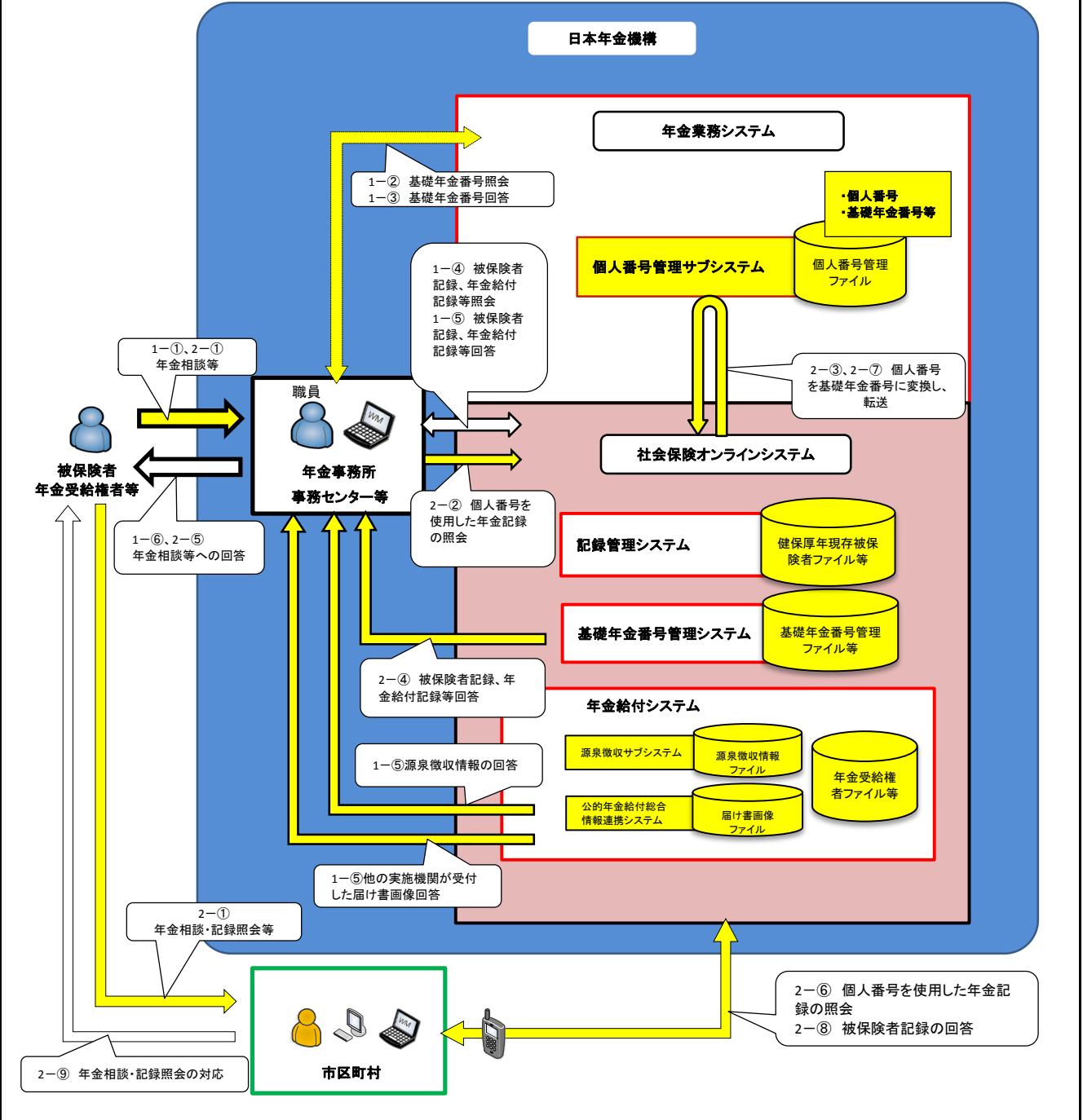
基礎年金番号管理システムは、平成28年11月以降の個人番号管理ファイルの初期創成の際や、20歳到達による基礎年金番号新規付番時等に被保険者・年金受給権者等の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等を個人番号管理サブシステムに登録する。

6. 未収録者解消の取組

個人番号管理サブシステムは、当該システムで管理している被保険者、受給権者のうち未収録者についての情報をリスト(紙、CD、DVD)に出力する。年金事務所等の職員は、当該リストを市区町村、事業主等又は3共済に送付し、個人番号の提供を求める。市区町村、事業主等又は3共済は、機構から送付されたリストに未収録者の個人番号を記載し、機構に送付する。年金事務所等の職員は、当該リストを基に個人番号等登録届の入力機能を利用して、個人番号と基礎年金番号の紐付処理を行う。

(別添1) 事務の内容

2. 個人番号による年金の相談・照会業務



(備考)

1. 個人番号による年金の相談・照会業務【平成29年1月～平成30年2月】

- ① 被保険者、年金受給権者等から、年金相談、記録照会を受け付ける。
- ② 年金事務所等の職員※は、被保険者、年金受給権者等の個人番号を業務端末に入力の上、個人番号管理サブシステムに対して当該個人番号に対応する基礎年金番号の照会を行う。
- ③ 個人番号管理サブシステムは、入力された個人番号に対応する基礎年金番号を業務端末に回答する。
- ④ 個人番号管理サブシステムからは、被保険者記録等へアクセスできないため、年金事務所等の職員は、個人番号管理サブシステムから回答された基礎年金番号を業務端末に入力の上、記録管理システム等へ被保険者記録、年金給付記録等の照会を行う。
- ⑤ 記録管理システム等は、入力された基礎年金番号に対応する被保険者記録等の結果を業務端末に回答する(源泉徴収情報等は源泉徴収サブシステムから業務端末に回答し、被用者年金の一元化に係るワンストップサービスに係る届け書の画像を参照する場合は、公的年金給付総合情報連携システムから他の実施機関が受付した画像を業務端末に回答する。)。
- ⑥ 年金事務所等の職員は、記録管理システム等からの回答結果を確認し、年金相談や記録照会の対応を行う。

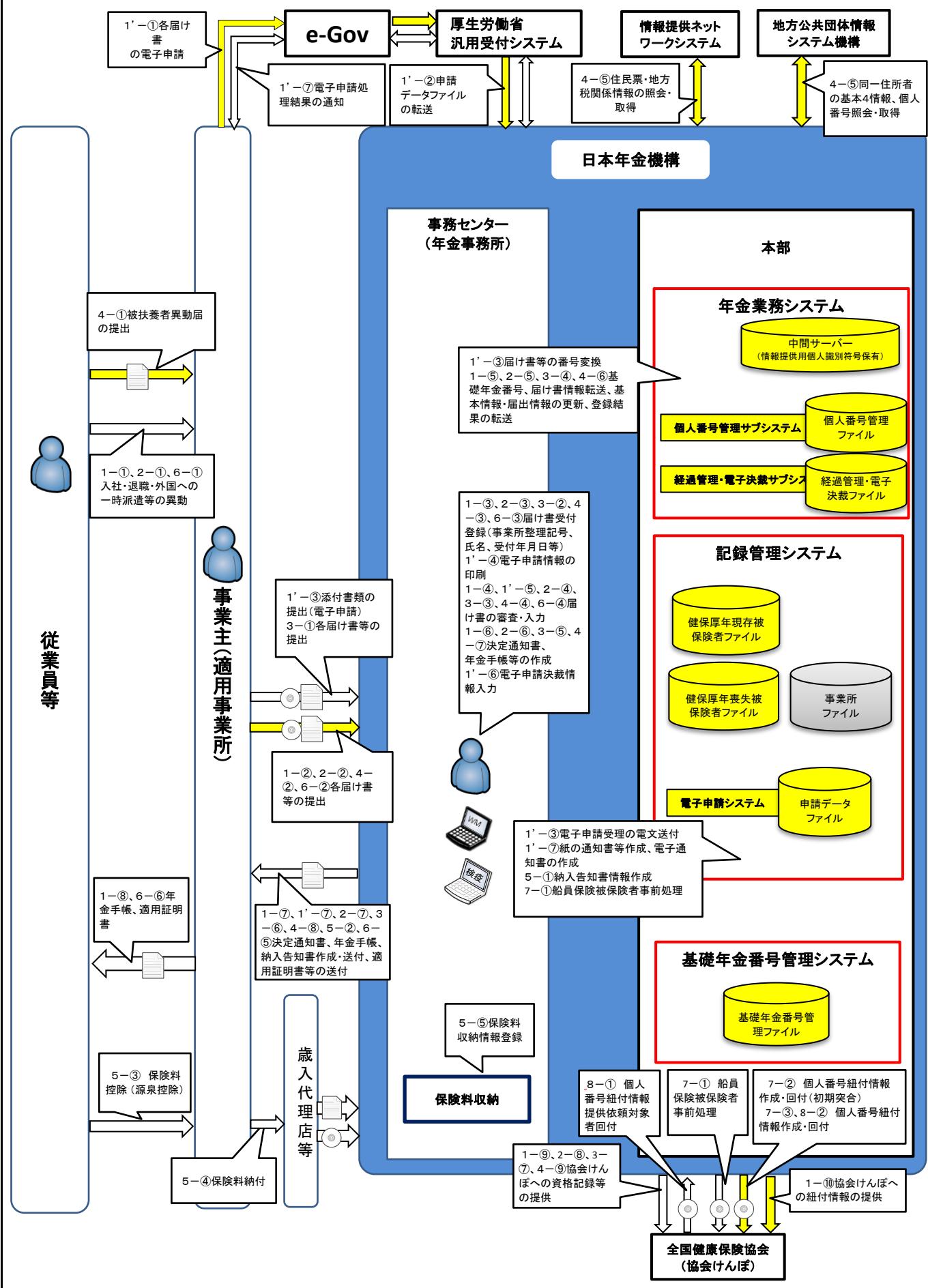
2. 個人番号による年金の相談・照会業務【平成30年3月～】

- ① 被保険者、年金受給権者等から、年金相談、記録照会を受け付ける(市区町村で相談・照会を受けた場合は、⑥～⑨の事務を行う。)。
- ② 年金事務所等の職員※は、被保険者、年金受給権者等の個人番号を業務端末に入力し、被保険者記録等の照会を行う。
- ③ 記録管理システム等は個人番号管理サブシステムへ個人番号の問合せを行い、個人番号管理サブシステムは、入力された個人番号と紐づく基礎年金番号を記録管理システム等へ転送する。
- ④ 記録管理システム等は、個人番号管理サブシステムから転送された個人番号、基礎年金番号に対応する被保険者記録、年金給付記録等の結果を業務端末に回答する(入力結果として業務端末の画面に個人番号が表示されるが、記録管理システム内には保存されない。)。
- ⑤ 年金事務所等の職員は、記録管理システム等からの回答結果を業務端末で確認し、年金相談や記録照会の対応を行う。
- ⑥ 市区町村の職員は、被保険者、年金受給権者等の個人番号を可搬型業務端末に入力し、モバイル回線を通じて記録管理システム等へ被保険者記録等の照会を行う。
- ⑦ 記録管理システム等は、個人番号管理サブシステムへ個人番号の問合せを行い、個人番号管理サブシステムは、可搬型業務端末から転送された個人番号と紐付く基礎年金番号を記録管理システム等へ転送する。
- ⑧ 記録管理システム等は、個人番号管理サブシステムから転送された個人番号、基礎年金番号に対応する被保険者記録を、モバイル回線を通じて可搬型業務端末に回答する。
- ⑨ 市区町村の職員は、記録管理システム等からの回答結果を可搬型業務端末で確認し、年金相談や記録照会の対応を行う。

※年金相談センター・常設型出張相談所の運営業務を全国社会保険労務士会連合会に、年金事務所窓口の年金の相談・照会業務を各都道府県の社会保険労務士会に委託しており、業務委託を受けた社会保険労務士も年金相談・照会の業務を行う。

(別添1) 事務の内容

3. 厚生年金保険等の適用・徴収事務



(備考)

1. 厚生年金保険等の資格取得届(70歳以上被用者該当届、特例加入被保険者資格取得届等も同様の流れで事務処理を行う。)
 - 1-① 従業員が事業所に入社し、被保険者に該当(厚生年金・健康保険に加入)する。
 - 1-② 事業主は、個人番号を記載した厚生年金保険等の資格取得届(紙、CD、DVD)を事務センターへ送付する。
 - 1-③ 事務センターの職員等は、個人番号が記載された資格取得届(紙、CD、DVD)を受理し、届け書の種類、事業所整理記号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録する(年金事務所に届け書が提出された場合は、年金事務所の職員は、届け書の種類、事業所整理記号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録し、届け書を編綴し保管する。ただし、事務センターに回付が必要な届け書は事務センターに送付する。受付以降の処理は、登録された情報や届け書の画像に基づき、事務センターにおいて行う。以下、2、3、4の事務においても同じ。)。※1
 - 1-④ 事務センターの職員等は、届け書の記載に基づき、個人番号、生年月日、氏名、資格取得年月日等の情報を年金業務システムに入力する。年金業務システムは、年金業務システムに保存されている被保険者の情報を使用し、システムチェック(登録漏れ、あり得ない数字のチェック)を行い、その後、職員の目視による審査(システムチェックで確認できない入力誤り、添付書類の確認等)を1回行い、1回目の審査をした職員とは別の職員が2回目の審査を行う。※2
 - 1-⑤ 事務センターの職員等の審査終了後、年金業務システムは、入力された個人番号を基礎年金番号に変換し、届け書の情報・基本4情報と併せて記録管理システムへ転送する。
記録管理システムは、回付された情報に基づき記録管理システム及び基礎年金番号管理システムの被保険者記録の基本情報等を更新し、年金業務システムへ被保険者記録の登録結果、更新情報、年金制度に初めて加入する場合は年金手帳シール作成情報を返却する。
 - 1-⑥ 事務センターの職員等は、年金業務システムから標準報酬決定通知書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)、年金制度に初めて加入する場合は、年金手帳シール(基礎年金番号、氏名、生年月日等が記載されたシール。以下同じ。)を作成する。事務センターの職員等は、年金手帳シールを記名のない年金手帳に貼り付け、年金手帳(個人番号は記載しない。以下同じ。)を作成する。
 - 1-⑦ 事務センターの職員等は、事業主へ新規資格取得者の年金手帳と併せて標準報酬決定通知書(紙)を送付する。
 - 1-⑧ 事業主は年金手帳を被保険者本人へ渡し、標準報酬決定通知書(紙)を保管する。
 - 1-⑨ 記録管理システムは、資格取得処理を行った者のうち協会管掌健康保険の被保険者である者に関して、当該被保険者の基礎年金番号及び資格取得情報データを抽出し、専用線で協会けんぽへ転送する。※3
 - 1-⑩ 年金業務システムは、資格取得処理を行った者のうち協会管掌健康保険の被保険者である者に関して、当該被保険者の個人番号、基礎年金番号及び基本情報等のデータを抽出し、専用線で協会けんぽへ転送する。

1'. 資格取得届(電子申請)※4

- 1' -① 事業主は個人番号を記載した資格取得届の申請データファイルを作成し、e-Govで申請を行う。なお、添付書類については、郵送で事務センターに提出する。
1' -② e-Govから厚生労働省汎用受付システムを経由して申請データファイルが記録管理システムに転送される。
- 1' -③ 記録管理システムは、申請データファイルを受信した後、事務センター等に設置された業務端末に電子申請受理の電文を送付する。(申請情報に個人番号が含まれていた場合、記録管理システムは、個人番号を基礎年金番号に変換するために、入力された個人番号を年金業務システムに回付し、紐付く基礎年金番号の回答を受ける(記録管理システムは、個人番号の回付後に個人番号を消去するため、個人番号が記録管理システム内に保存されることはない)。
また、事務センターの職員は、事業主から送付された添付書類を受理する。
- 1' -④ 事務センターの職員は、業務端末で電文を確認した後、記録管理システムの申請データファイルに基づく申請情報を紙に印刷し、印刷した申請情報及び事業主から送付された添付書類の確認を行う。
- 1' -⑤ 事務センターの職員等は、業務端末から記録管理システムの申請データファイルを基に、記録管理システム及び基礎年金番号管理システムの被保険者記録の基本情報等を更新する。
- 1' -⑥ 事務センターの職員等は、記録管理システムにて処理が完了したことを確認し、決裁権者に決裁を受け、業務端末を使用して決裁が完了した旨の登録を記録管理システムに行う。
- 1' -⑦ 記録管理システムは、電子通知書を作成し、e-Govを経由して申請者に通知する。
事務センターの職員等は、年金制度に初めて加入する被保険者の場合は、年金手帳シールを作成し、年金手帳シールを記名のない年金手帳に貼り付けて年金手帳を作成し、事業主に送付する。
また、紙の通知書を送付する必要がある場合は、事務センターの職員が、記録管理システムにて紙の通知書を作成し、事業主宛てに送付する。

2. 厚生年金保険等の被保険者資格喪失届(70歳以上被用者不該当届、特例加入被保険者資格喪失届も同様の流れで事務処理を行う。)

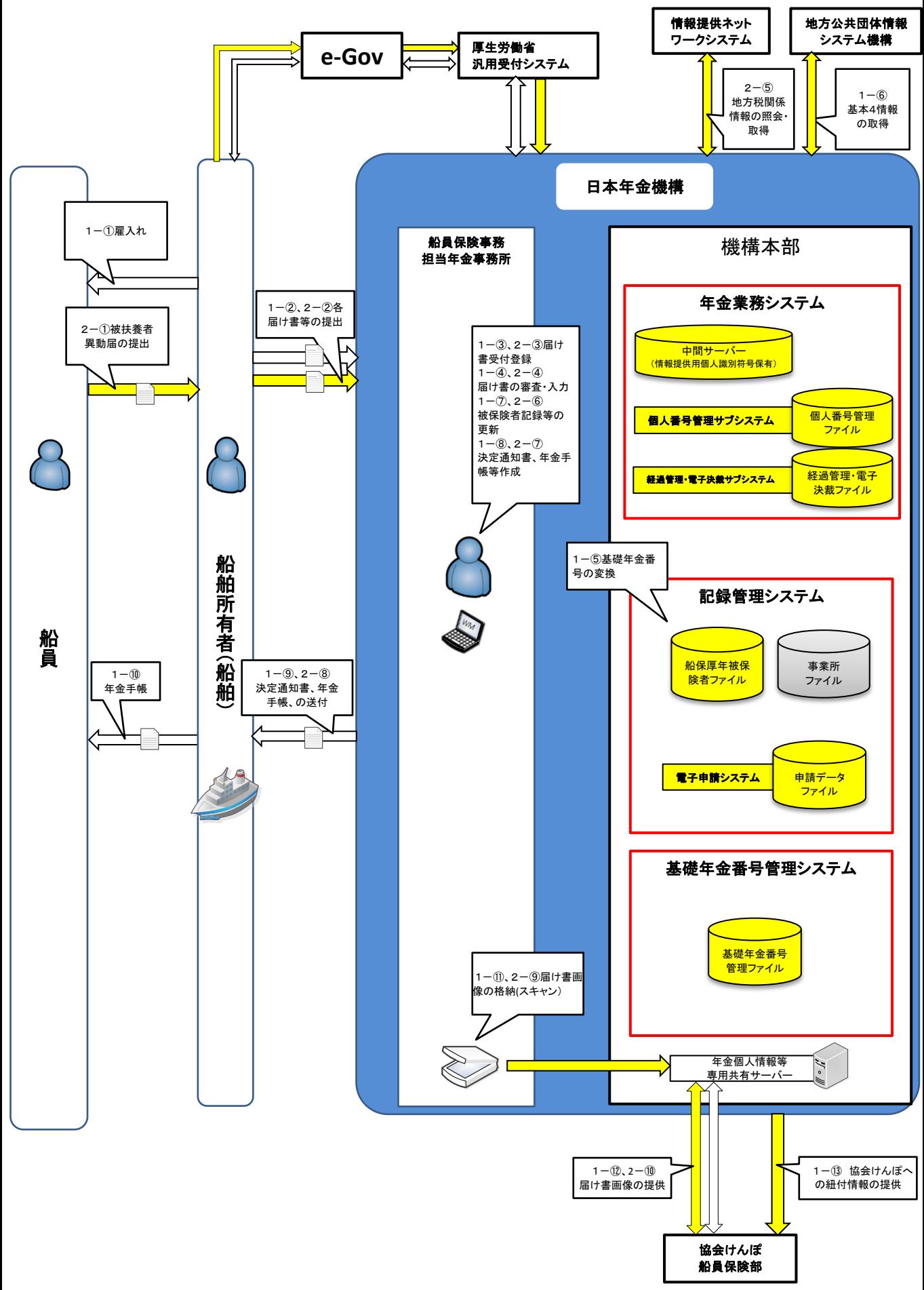
- 2-① 従業員が事業所を退職等(厚生年金・健康保険の資格喪失)し、被保険者でなくなる。
- 2-② 事業主は個人番号を記載した資格喪失届(紙、CD、DVD)を事務センターへ送付する。
- 2-③ 事務センターの職員等は、個人番号が記載された資格喪失届(紙、CD、DVD)を受理し、届け書の種類、事業所整理記号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録する。※1
- 2-④ 事務センターの職員等は、届け書の記載等に基づき、被保険者整理番号、生年月日、資格喪失年月日等の情報を年金業務システムに入力し、届け書を編綴し保管する。

- 届け書情報の入力後、年金業務システムにおいてシステムチェック(登録漏れ、あり得ない数字のチェック)を行い、その後、職員の目視による審査(システムチェックで確認できない入力誤り、添付書類の確認等)を1回行い、1回目の審査をした職員とは別の職員が2回目の審査を行う。
- 2-⑤ 事務センターの職員等の審査終了後、年金業務システムは、入力された届け書の情報を記録管理システムへ転送する。
記録管理システムは、回付された情報に基づき記録管理システム等の被保険者記録の基本情報等を更新し、年金業務システムへ被保険者記録の登録結果、更新情報を転送する。
- 2-⑥ 事務センターの職員等は、年金業務システムから資格喪失決定通知書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)を作成する。
- 2-⑦ 事務センターの職員等は、資格喪失決定通知書(紙)を事業主へ送付する。
事業主は、資格喪失決定通知書(紙)を受理し、保管する。
- 2-⑧ 記録管理システムは、資格喪失処理を行った者のうち協会管掌健康保険の被保険者である者に関して、当該被保険者の基礎年金番号及び資格喪失情報等のデータを抽出し、専用線で協会けんぽへ転送する。
3. 厚生年金保険等の被保険者報酬関係届(報酬月額算定基礎届・報酬月額変更届・賞与支払届)(ただし、70歳以上被用者の届出に関しては、届け書に個人番号を記載し、機構における入力業務に個人番号を使用する。)
- 3-① 事業主は被保険者報酬関係届(紙、CD、DVD)(個人番号を記載しない。以下同じ。)を事務センターへ送付する。
- 3-② 事務センターの職員等は、被保険者報酬関係届(紙、CD、DVD)を受理し、届け書の種類、事業所整理記号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録する。※1
- 3-③ 事務センターの職員等は、届け書の記載に基づき、被保険者整理番号、生年月日、標準報酬月額等の情報を年金業務システムに入力し、届け書を編綴し保管する。
届け書情報の入力後、年金業務システムにおいてシステムチェック(登録漏れ、あり得ない数字のチェック)を行い、その後、職員の目視による審査(システムチェックで確認できない入力誤り、添付書類の確認等)を1回行い、1回目の審査をした職員とは別の職員が2回目の審査を行う。
- 3-④ 事務センターの職員等の審査終了後、年金業務システムは、入力された届け書の情報を記録管理システムへ転送する。
記録管理システムは、回付された情報に基づき記録管理システム等の被保険者記録の基本情報等を更新し、年金業務システムへ被保険者記録の登録結果、更新情報を転送する。
- 3-⑤ 事務センターの職員等は、年金業務システムから各決定通知書(標準報酬決定通知書・標準報酬改定通知書・標準賞与額決定通知書)(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)を作成する。
- 3-⑥ 事務センターの職員等は、各決定通知書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)を事業主へ送付する。
事業主は、各決定通知書(紙)を受理し、保管する。
- 3-⑦ 記録管理システムは、被保険者報酬関係届の処理を行った者のうち協会管掌健康保険の被保険者である者に関して、当該被保険者の基礎年金番号及び標準報酬関係情報等のデータを抽出し、専用線で協会けんぽへ転送する。
4. 健康保険被扶養者異動届(3号被保険者に該当する場合は同時に3号関係届の手続も行う。)
- 4-① 従業員が新たに家族を扶養することになった場合は、被扶養者の個人番号を記載した被扶養者異動届(紙)を事業主に提出する。
- 4-② 事業主は個人番号を記載した被扶養者異動届(紙、CD、DVD)を事務センターへ送付する。
- 4-③ 事務センターの職員等は、個人番号を記載した被扶養者異動届を受理し、届け書の種類、事業所整理記号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録する。※1
- 4-④ 事務センターの職員等は、届け書の記載に基づき、被保険者整理番号、被扶養者の氏名、生年月日、扶養認定年月日等の情報を年金業務システムに入力し、届け書を編綴し保管する。届け書情報の入力後、年金業務システムにおいてシステムチェック(登録漏れ、あり得ない数字のチェック)を行う。
- 4-⑤ 被扶養者の認定にあたり、生計維持の事実、収入の確認が必要となる者については、年金業務システムから個人番号に基づき、地方公共団体情報システム機構に同一住所者全員の基本4情報及び個人番号を照会して情報を取得し、取得した同一住所者の個人番号等を基に情報提供ネットワークシステムを通じて市区町村から住民票関係情報、地方税関係情報を取得する。※5
情報の取得後、職員の目視による審査(システムチェックで確認できない入力誤り、添付書類の確認等(情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報により添付書類の省略が可能な場合は、取得した情報を確認する。))を1回行い、1回目の審査をした職員とは別の職員が2回目の審査を行う。
- 4-⑥ 事務センターの職員等の審査終了後、年金業務システムは、入力された届け書の情報を記録管理システムへ転送する。
記録管理システムは、回付された情報に基づき記録管理システム等の被保険者記録の基本情報等を更新し、年金業務システムへ被扶養者該当等の登録結果、更新情報を転送する。
- 4-⑦ 事務センターの職員等は、年金業務システムから被扶養者異動決定通知書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)を作成する。
- 4-⑧ 事務センターの職員等は、事業主へ被扶養者異動決定通知書(紙)を送付する。
事業主は被扶養者異動決定通知書を受理し、保管する。
- 4-⑨ 記録管理システムは、被扶養者異動届の処理を行った後、当該被扶養者の基本情報等のデータを抽出し、専用線で協会けんぽへ転送する。
5. 厚生年金保険等の収納事務(船員保険等の適用・徴収事務の「3. 船員保険等の収納事務」も同様の流れで行う。)※6
- 5-① 記録管理システムは、債権管理情報に基づき、月次で納入告知書情報を作成する。
- 5-② 事務センターの職員等は、記録管理システムから保険料の納入告知書(紙)(個人番号を記載しない。以下同じ。)を作成し、事業所へ送付する。

- 5-③ 事業主は、給与支払い時に厚生年金保険料等を給与・賞与から控除する。
- 5-④ 事業主は、銀行等の歳入代理店に納入告知書等(紙)を提出して歳入徴収官(年金局)へ保険料を納付する。
- 5-⑤ 機構本部及び事務センターの職員等は、歳入代理店等から提供された口座振替にかかる保険料収納情報(DVD)、領収済通知書を記録管理システムへ登録する。
6. 社会保障協定にかかる適用証明書の交付申請書(経過管理・電子決裁サブシステムの入力対象とならない届け書(「育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届」等)については、「社会保障協定にかかる適用証明書の交付申請書」と同様に、届け書の受付情報の登録を経過管理・電子決裁サブシステムで行い、入力は、記録管理システムに入力する。)
- 6-① 従業員が一時派遣されることなどにより協定相手国内で就労することとなった場合、個人番号を記載した適用証明書交付申請書を事業主へ提出する。
- 6-② 事業主は個人番号を記載した適用証明書交付申請書を事務センターへ送付する。
- 6-③ 事務センターの職員等は、個人番号を記載した適用証明書交付申請書を受領し、届け書の種類、事業所整理記号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を記録管理システムに登録する(相手国機関と協議が必要な場合は、「社会保障協定適用証明書交付申請書等進達票(個人番号は記載しない。)」を起票し、申請書・申請者の年金加入記録・保険料納付記録と併せて機構本部国際事業グループへ回付する。機構本部国際事業グループは、送付された申請書等を基に相手国機関と協議する。機構本部国際事業グループは、相手国との協議結果を書面で事務センターに回付する。事務センターの職員等は、回答を基に適用証明書を作成するか却下処分を行う。申請者への通知方法は、6-④以降と同じ。
※なお、相手国機関と協議する事務には、個人番号は使用しない。(年金事務所に届け書が提出された場合は、年金事務所の職員は、届け書の種類、事業所整理記号、受付年月日等を年金業務システムに受付登録し、届け書を事務センターへ回付する。)。※7
- 6-④ 事務センターの職員等は、届け書の記載に基づき、事業所整理記号、被保険者整理番号、生年月日、氏名、一時派遣開始年月日等の情報を記録管理システムに入力し、届け書を編綴し保管する。
- 6-⑤ 事務センターの職員等は、記録管理システムへの入力処理後、手作業で適用証明書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)を作成し、事業主へ適用証明書(紙)を送付する。
- 6-⑥ 事業主は一時派遣する従業員へ適用証明書(紙)を交付する。
7. 電子媒体を使用した協会けんぽへの被保険者に係る紐付情報の提供【平成29年1月～平成30年2月】(船員保険等の適用・徴収事務の「4. 電子媒体を使用した協会けんぽへの被保険者に係る紐付情報の提供」も同様の流れで行う。)
- 7-① 機構本部職員は、協会けんぽへデータを提供するための電子媒体(DVD)の作成を運用管理業者へ依頼する。運用管理業者は、機構本部職員が渡した空の電子媒体(DVD)に、船員保険の被保険者に係る基礎年金番号、船舶所有者番号、被保険者番号、基本4情報等を年金業務システムから抽出し、電子媒体を作成する。(事前処理)※8
- 7-② 機構本部職員は、協会けんぽへデータを提供するための電子媒体(DVD)の作成を運用管理業者へ依頼する。運用管理業者は、機構本部職員が渡した空の電子媒体(DVD)に、協会管掌健康保険及び船員保険の被保険者に係る個人番号、基礎年金番号、基本情報を個人番号管理サブシステムから抽出し、情報を格納した提供用の電子媒体(DVD)を作成する。(初期突合)※8
- 7-③ 機構本部職員は、協会けんぽへデータを提供するための電子媒体(DVD)の作成を運用管理業者へ依頼する。運用管理業者は、機構本部職員が渡した空の電子媒体(DVD)に、新たに資格取得した協会管掌健康保険及び船員保険の被保険者に係る個人番号、基礎年金番号、基本情報を個人番号管理サブシステムから抽出し、情報を格納した提供用の電子媒体(DVD)を作成する。(週次で提供)※8
8. 電子媒体を使用した協会けんぽへの70歳以上の協会管掌健康保険のみの被保険者及び被扶養者に係る個人番号の提供【平成30年11月(予定)～】
- 8-① 機構本部職員は、協会けんぽからデータの提供を依頼された対象者が収録された電子媒体(DVD)を、協会けんぽ職員から直接手渡される。
- 8-② 機構本部職員は、協会けんぽへデータを提供するための電子媒体(DVD)の作成を運用管理業者へ依頼する。運用管理業者は、機構本部職員が渡した電子媒体(DVD)内に収録された対象者の個人番号等を個人番号管理サブシステム等から抽出し、情報を格納した提供用の電子媒体(DVD)を作成する。※8
- ※1 電子媒体の届け書の場合は、検疫PCを使用して、ウイルスチェック、ふるまい検知を行い、電子媒体内の情報に不正なプログラムが含まれていないことを確認した後、媒体内の届け書データを年金業務システムに登録(転送)する。
- ※2 資格取得届の入力の都度、資格取得対象者の個人番号を基に地方公共団体情報システム機構から基本4情報を取得して入力業務に活用することにより、管理する情報の適正化、入力業務の効率化を行う。
- ※3 保険給付、保険証の発行等の事務に必要な被保険者の資格情報等を専用線で協会けんぽへ送付している(船員保険に係る情報を除く。)。
- ※4 資格取得届以外の届け書が電子申請で提出された場合も、資格取得届と同様の事務処理の流れで事務を行なう。ただし、社会保険労務士が事業主から業務委託を受けて申請を行う場合は、添付書類として提出する「住民票の写し」、「所得課税証明書」に限り、e-Govを経由して画像ファイルで提出することができる。なお、電子申請については、平成30年(予定)までは記録管理システム等で入力処理を行い、平成31年(予定)以降は、経過管理・電子決裁サブシステムで入力処理を行う。
- ※5 厚生年金保険等の適用・徴収事務では、「健康保険被扶養者異動届」のほか、「養育期間標準報酬特例申出書」の事務において、市区町村から情報提供ネットワークシステムを通じて住民票関係情報を取得する。
- ※6 保険料収納等の内部事務には個人番号を使用しない。
- ※7 平成31年1月以降、段階的に年金業務システムでの管理に移行する。
- ※8 運用管理業者は作成した電子媒体(DVD)を機構本部職員へ引き渡す。機構本部職員は引き渡された電子媒体(DVD)を確認した後、協会けんぽの職員へ直接手渡す。
- ※ 協会管掌健康保険、船員保険における被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(任意継続被保険者等に係るもの)を除く。)並びにこれらに附帯する業務についても、法令に基づき機構が行っている。

(別添1) 事務の内容

4. 船員保険等の適用・徴収事務



(備考)

1. 船員保険等の資格取得届

- 1-① 船員が船舶所有者に雇入れられ、被保険者に該当(厚生年金・船員保険に加入)する。
- 1-② 船舶所有者は個人番号を記載した資格取得届(紙)を船員保険事務担当年金事務所へ送付する。
- 1-③ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、個人番号が記載された資格取得届(紙)を受理し、届け書の種類、船舶所有者整理記号、受付年月日等を記録管理システムに受付登録する。
- 1-④ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、届け書の記載に基づき、個人番号、生年月日、氏名、資格取得年月日等の情報を記録管理システムに入力し、届け書を編綴し保管する。
- 1-⑤ 記録管理システムは、個人番号を基礎年金番号に変換するために、入力された個人番号を年金業務システムに回付し、紐付く基礎年金番号の回答を受ける(記録管理システムは、個人番号の回付後に個人番号を消去するため、個人番号が記録管理システム内に保存されることはない。)。
- 1-⑥ 年金業務システムは、専用線を経由して地方公共団体情報システム機構に照会し、届け書に記載された被保険者の基本4情報を取得し、記録管理システムへ引き渡す。
- 1-⑦ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、地方公共団体情報システム機構から取得した基本4情報と届け書記載内容を目視による審査の後、入力された情報に基づき記録管理システム及び基礎年金番号管理システムの被保険者記録の基本情報等を更新する。
- 1-⑧ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、標準報酬決定通知書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)を手作業で作成し、年金制度に初めて加入する場合は、年金手帳シール(基礎年金番号、氏名、生年月日等が記載されたシール)を作成する。事務センターの職員等は、年金手帳シールを年金手帳に貼り付け、年金手帳(個人番号は記載しない。以下同じ。)を作成する。
- 1-⑨ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、船舶所有者へ新規資格取得者の年金手帳と併せて標準報酬決定通知書(紙)を送付する。
- 1-⑩ 船舶所有者は年金手帳を従業員へ渡し、標準報酬決定通知書(紙)を保管する。
- 1-⑪ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、入力が終了した届け書をスキャナーでスキャンし、協会けんぽ船員保険部と情報のやりとりを行う機構本部の年金個人情報等専用共有サーバーに届け書の画像を格納する。
- 1-⑫ 協会けんぽ船員保険部は、機構本部の年金個人情報等専用共有サーバーにアクセスし、届け書の情報を取得する。
- 1-⑬ 年金業務システムは、資格取得処理を行った者に関して、当該被保険者の個人番号、基礎年金番号及び基本情報等のデータを抽出し、専用線で協会けんぽへ転送する。

2. 船員保険等の被扶養者異動届(3号被保険者に該当する場合は同時に3号関係届の手続も行う。)

- 2-① 従業員が新たに家族を扶養することになった場合は、被扶養者の個人番号を記載した被扶養者異動届(紙)を船舶所有者に提出する。
- 2-② 船舶所有者は個人番号を記載した被扶養者異動届(紙)を船員保険事務担当年金事務所へ送付する。
- 2-③ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、個人番号が記載された被扶養者異動届を受理し、届け書の種類、船舶所有者整理記号、受付年月日等を記録管理システムに受付登録する。
- 2-④ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、届け書の記載に基づき、被保険者整理番号、被扶養者の氏名、生年月日、扶養認定年月日等の情報を記録管理システムに入力し、届け書を編綴し保管する。
- 2-⑤ 被扶養者の認定にあたり、収入の確認や同居の有無の確認が必要となる者については、年金業務システムから個人番号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて市区町村から地方税関係情報を取得する。情報の取得後、職員の目視による審査を行う。
- 2-⑥ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、入力された情報に基づき記録管理システム及び基礎年金番号管理システム等の被保険者記録の基本情報等を更新する。
- 2-⑦ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、被扶養者異動決定通知書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)を手作業で作成する。
- 2-⑧ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、船舶所有者へ被扶養者異動決定通知書(紙)を送付する。
船舶所有者は被扶養者異動決定通知書を受理し、保管する。
- 2-⑨ 船員保険事務担当年金事務所の職員は、入力が終了した届け書をスキャナーでスキャンし、協会けんぽ船員保険部と情報のやりとりを行う機構本部の年金個人情報等専用共有サーバーに届け書の画像を格納する。
- 2-⑩ 協会けんぽ船員保険部は、機構本部の年金個人情報等専用共有サーバーにアクセスし、届け書の情報を取得する。

3. 船員保険等の収納事務

船員保険等にかかる収納事務の事務の流れは、厚生年金保険等の適用・徴収事務「5. 厚生年金保険等の収納事務」と同様の流れとなる。

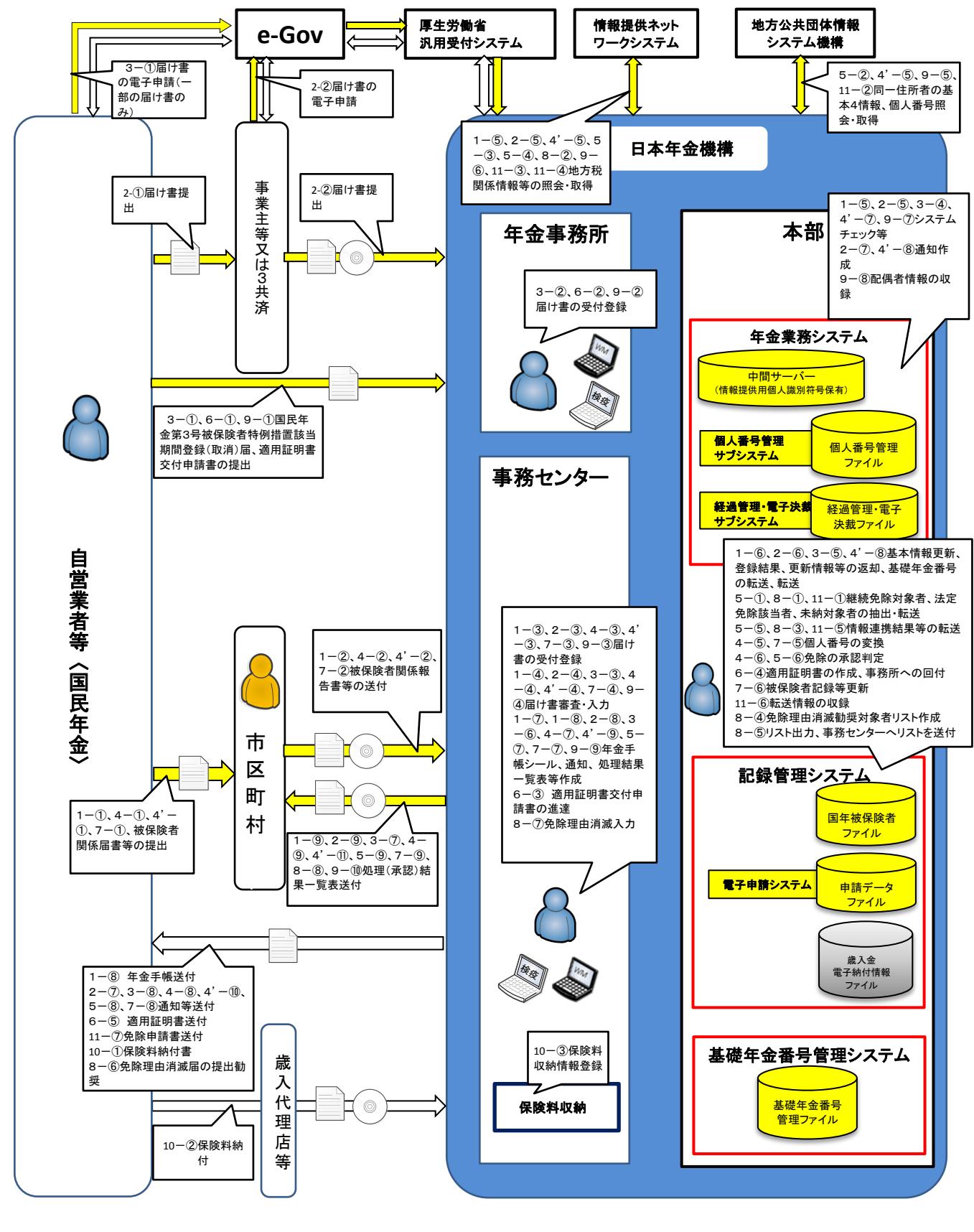
4. 電子媒体を使用した協会けんぽへの被保険者に係る紐付情報の提供【平成29年1月～平成30年2月】

電子媒体を使用した協会けんぽへの被保険者に係る紐付情報の提供事務の流れは、厚生年金保険等の適用・徴収事務「7. 電子媒体を使用した協会けんぽへの被保険者に係る紐付情報の提供」と同様の流れとなる。

- ※ 資格取得届の入力に当たり、システム処理で地方公共団体情報システム機構から基本4情報を取得し、入力処理に使用する予定であるが、システム処理により情報取得を開始するまでの間は、職員が個人番号管理サブシステムを使用し、個別に地方公共団体情報システム機構に照会を行い、基本4情報を取得し、入力処理を行う。
- ※ その他、船員保険の適用に係る届け書は、「(別添1)事務の内容、3. 厚生年金保険等の適用・徴収事務」に記載した事務の流れと同様(届け書画像の協会けんぽへの提供の事務を除く。)の流れで事務を行っている。
- ※ 船員保険の適用に係る届け書が電子申請で提出された場合は、「(別添1)事務の内容、3. 厚生年金保険等の適用・徴収事務」の1'と同じ事務処理の流れで事務を行う。

(別添1) 事務の内容

5. 国民年金の適用・徴収事務



(備考)

1. 国民年金被保険者関係届(保険料免除期間納付申出書等の市区町村に提出される他の届け書も同様の事務処理の流れで行う。)
 - 1-① 自営業者等本人(以下「本人」という。)が個人番号を記載した国民年金の被保険者関係届(申出書・申請書)(紙)を市区町村窓口に提出する。
 - 1-② 市区町村は、事務センターへ個人番号を記載した被保険者関係届書(申出書・申請書)の報告書(紙、CD、DVD)を送付する。
 - 1-③ 事務センターの職員等は、個人番号が記載された被保険者関係届書(申出書・申請書)の報告書(紙、CD、DVD)を受付し、届け書の種類、個人番号、受付年月日、報告書をスキャンした報告書の画像データ等を年金業務システムに登録し、報告書(紙、CD、DVD)を編綴し保管する(年金事務所に報告書(紙、CD、DVD)が提出された場合は、年金事務所の職員は、届け書の種類、個人番号、受付年月日届け書をスキャンした報告書の画像データ等を年金業務システムに登録し、報告書を編綴し保管する。)(以後、届け書の入力、決裁完了の都度、年金業務システムに届け書の処理状況を登録する。以下、2、3、4、4'、6、7の事務において同じ。)。※1
 - 1-④ 事務センターの職員等は、報告書の記載(画像データ)に基づき、個人番号、生年月日、氏名、資格取得年月日等の情報を年金業務システムに入力する(電子媒体による報告の場合は、当該電子媒体を年金業務システムに読み込ませる。)。
 - 1-⑤ 年金業務システムは、年金業務システムに保存されている基本4情報を使用し、年金業務システムにおいて入力された情報のシステムチェック(登録漏れ、あり得ない数字のチェック)を行い、その後、職員の目視による審査(システムチェックで確認できない入力誤りの確認等)を2回行う。※2
なお、職員の目視による審査の際に、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて住民票関係情報を取得する。(産前産後免除)
 - 1-⑥ 事務センターの職員等の審査終了後、年金業務システムは、入力された個人番号を基礎年金番号に変換し、届け書の情報、基本4情報と併せて記録管理システムへ転送する。
記録管理システムは、転送された情報に基づき記録管理システム等の被保険者記録の基本情報を更新し、年金業務システムへ被保険者記録の登録結果、更新情報、年金制度に初めて加入する場合は年金手帳シール作成情報を転送する。
 - 1-⑦ 事務センターの職員等は、記録管理システムから個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙、CD、DVD)を作成する。※3
 - 1-⑧ 事務センターの職員等は、新規取得者(20歳到達、海外転入の場合等)の場合は、年金手帳シール(基礎年金番号、氏名、生年月日等が記載されたシール)を年金業務システムを使用して作成し、年金手帳シールを年金手帳に貼り付け、本人へ送付する。なお、年金手帳には個人番号を記載しない。
 - 1-⑨ 事務センターの職員等は、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙、CD、DVD)を市区町村へ送付する。
2. 3号関係届
 - 2-① 本人が個人番号を記載した3号関係届(紙)を、事業主等又は3共済に提出する(事業主等がe-Govを使用して届け書を提出する場合又は電子媒体による申請を行う場合は、本人から事業主等又は3共済に対して届出の委任を行う。)。
 - 2-② 事業主等又は3共済は、事務センター等に個人番号が記載された3号関係届(紙、事業主等に限り、CD、DVD)を送付する。又はe-Govから電子申請を行う。※4
 - 2-③ 事務センターの職員等は、個人番号が記載された3号関係届(紙、事業主等に限り、CD、DVD)を受付し、届け書の種類、個人番号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録し、届け書を編綴し保管する。※1
 - 2-④ 事務センターの職員等は、届け書の記載(画像データ)に基づき、個人番号、生年月日、氏名、資格取得年月日等の情報を年金業務システムに入力する。
 - 2-⑤ 年金業務システムは、年金業務システムに保存されている基本4情報を使用し、年金業務システムにおいて入力された情報のシステムチェック(登録漏れ、あり得ない数字のチェック)を行い、その後、職員の目視による審査(システムチェックで確認できない入力誤りの確認等)を2回行う。なお、職員の目視による審査の際に、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて住民票関係情報、地方税関係情報を取得する。
 - 2-⑥ 事務センターの職員等の審査終了後、年金業務システムは、入力された個人番号を基礎年金番号に変換し、届け書の情報、基本4情報と併せて記録管理システムへ転送する。
記録管理システムは、転送された情報に基づき記録管理システム等の被保険者記録の基本情報を更新し、年金業務システムへ被保険者記録の登録結果、更新情報を転送する。
 - 2-⑦ 事務センターの職員等は、年金業務システムから国民年金第3号被保険者該当通知書(個人番号を記載しない。以下同じ。)を作成し、本人へ送付する。
 - 2-⑧ 事務センターの職員等は、記録管理システムから個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙)を作成する。
 - 2-⑨ 事務センターの職員等は、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙、CD、DVD)を市区町村へ送付する。
3. 3号特例該当届(国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書(以下「クレジットカード納付申出書」という。)等の機構に直接提出される届け書も同様の事務処理の流れで行う。)
 - 3-① 本人が個人番号を記載した3号特例該当届(紙)を年金事務所の窓口に提出する(クレジットカード納付(変更)申出書等の一部の届出は、e-Govを利用した電子申請が可能である。)。
 - 3-② 年金事務所の職員等は、個人番号が記載された3号特例該当届(紙)を受付し、届け書の種類、個人番号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録し、届け書を編綴し保管する。

- 3-③ 事務センターの職員等は、届け書の記載(画像データ)に基づき、個人番号、生年月日、氏名、資格取得年月日等の情報を年金業務システムに入力する。
- 3-④ 年金業務システムは、年金業務システムに保存されている基本4情報を使用し、年金業務システムにおいて入力された情報のシステムチェック(登録漏れ、あり得ない数字のチェック)を行い、その後、職員の目視による審査(システムチェックで確認できない入力誤りの確認等)を2回行う。
- 3-⑤ 事務センターの職員等の審査終了後、年金業務システムは、入力された個人番号を基礎年金番号に変換し、届け書の情報、基本4情報と併せて記録管理システムへ転送する。
- 記録管理システムは、転送された情報に基づき記録管理システム等の被保険者記録の基本情報等を更新し、年金業務システムへ被保険者記録の登録結果、更新情報を転送する。
- 3-⑥ 事務センターの職員等は、記録管理システムから個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙)を作成する。
- 3-⑦ 事務センターの職員等は、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙、CD、DVD)を市区町村へ送付する。
- 3-⑧ 事務センターの職員等は、記録管理システムから被保険者記録照会・回答票を作成し、3号特例該当届の処理が終了した旨の通知と併せて本人へ送付する。

4. 免除申請書(国民年金保険料学生納付特例申請書も同様の事務処理の流れで行う。)

(経過管理・電子決裁サブシステムによる入力開始前の事務の流れ)

- 4-① 本人が個人番号を記載した免除申請書(紙)を市区町村の窓口に提出する。※5
- 4-② 市区町村は、本人の配偶者及び同一世帯の世帯主(免除申請における所得審査の対象者。以下「審査対象者」という。)を確認し、審査対象者の所得の証明を免除申請書(紙)に行い、事務センターへ、免除申請書(紙)を送付する。
- 4-③ 事務センターの職員等は、免除申請書(紙)を受付し、届け書の種類、個人番号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を記録管理システムに登録する。※6
- 4-④ 事務センターの職員等は、届け書の記載(画像データ)に基づき、個人番号、生年月日、免除申請区分等の情報を記録管理システムに入力する。
- 4-⑤ 記録管理システムは、個人番号を基礎年金番号に変換するために、入力された個人番号を年金業務システムに回付し、紐付く基礎年金番号の回答を受ける(記録管理システムは、個人番号の回付後に個人番号を消去するため、個人番号が記録管理システム内に保存されることはない。)。
- 4-⑥ 記録管理システムは、入力された情報等に基づき、保険料免除の承認基準額と比較して、本人、審査対象者の所得金額が保険料免除の承認基準額以下であった場合は免除を承認し、それ以外の場合は免除を却下する。
- 免除の結果判定後、記録管理システムは、入力された情報に基づき記録管理システム等の被保険者記録の基本情報等を更新する。
- 4-⑦ 事務センターの職員等は、記録管理システムから保険料免除承認通知書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)又は却下通知書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙)を作成する。
- 4-⑧ 事務センターの職員等は、保険料免除承認通知書(紙)又は却下通知書(紙)を本人へ送付する。
- 4-⑨ 事務センターの職員等は、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙、CD、DVD)を市区町村へ送付する。

4'. 免除申請書(経過管理・電子決裁サブシステムによる入力開始後の事務の流れ)

- 4'-① 本人が個人番号を記載した免除申請書(紙)を市区町村の窓口に提出する。※5
- 4'-② 市区町村は、審査対象者を確認し、免除申請書(紙)の記載内容に不備が無いことを確認した後、事務センターへ、免除申請書(紙)を送付する。
- 4'-③ 事務センターの職員等は、免除申請書(紙)を受付し、届け書の種類、個人番号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録し、届け書を編綴し保管する。
- 4'-④ 事務センターの職員等は、届け書の記載(画像データ)に基づき、個人番号、生年月日、氏名等の情報を年金業務システムに入力する。
- 4'-⑤ 年金業務システムは、入力された個人番号に基づき、地方公共団体情報システム機構に同一住所者全員の基本4情報及び個人番号を照会し、情報を取得する。
- 4'-⑥ 年金業務システムは、地方公共団体情報システム機構から取得した同一住所者全員の個人番号を基に情報提供ネットワークシステムを通じて住民票関係情報を取得し、入力された申請書の情報と住民票関係情報を基に審査対象者の特定を行い、特定した審査対象者の地方税関係情報、必要に応じて雇用保険給付関係情報の照会を行い、情報を取得する。
- 4'-⑦ 年金業務システムは、届け書の情報、情報連携で取得した地方税関係情報等に基づき、システムチェック(登録漏れ、あり得ない数字のチェック)を行い、その後、職員の目視による審査(システムチェックで確認できない入力誤り、添付書類の確認等)を2回行う。
- 4'-⑧ 事務センターの職員等の入力項目の審査終了後、年金業務システムは、入力された個人番号を基礎年金番号に変換し、届け書の情報、本人、審査対象者それぞれの所得金額等を記録管理システムに転送する。
- 記録管理システムは、年金業務システムから回付された情報に基づき記録管理システム等の被保険者記録の更新を行い、更新結果等の情報を年金業務システムに転送する。
- 4'-⑨ 事務センターの職員等は、年金業務システムから保険料免除承認通知書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)又は却下通知書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)を作成する。また、記録管理システムから、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙)を作成する。
- 4'-⑩ 事務センターの職員等は、保険料免除承認通知書(紙)又は却下通知書(紙)を本人へ送付する。
- 4'-⑪ 事務センターの職員等は、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙、CD、DVD)を市区町村へ送付する。

5. 国民年金保険料免除・納付猶予の継続免除処理

※ 国民年金保険料の継続免除とは、本人が、初回の国民年金保険料免除・納付猶予申請の際に、翌年度以降も引き続き免除を希望する申出を行った場合に、免除申請書を提出しなくても翌年度以降の申請をしたものとみなし、機構において免除の審査を行う取扱いである。

- 5-① 記録管理システムは、継続免除対象者を抽出し、対象者の基礎年金番号、対象年度等を年金業務システムに転送する。
- 5-② 年金業務システムは、記録管理システムから転送された継続免除対象者の基礎年金番号に紐付く個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構に同一住所者全員の基本4情報及び個人番号を照会し、取得する。
- 5-③ 年金業務システムは、地方公共団体情報システム機構から取得した同一住所者全員の個人番号を基に情報提供ネットワークシステムを通じて、住民票関係情報を取得する。
- 5-④ 年金業務システムは、情報提供ネットワークシステムから取得した住民票関係情報を基に、審査対象者を特定(審査対象者の特定に当たり、初回の免除申請時に配偶者の個人番号を収録している場合は、その個人番号を使用して配偶者を特定する。)し、情報提供ネットワークシステムを通じて継続免除対象者及び審査対象者の地方税関係情報を取得する。
- 5-⑤ 年金業務システムは、対象者の基礎年金番号、地方税関係情報、審査対象者の地方税関係情報を記録管理システムに転送する。
- 5-⑥ 記録管理システムは、年金業務システムから回付された情報に基づき、保険料免除の承認基準額と比較して、継続免除対象者、審査対象者の所得金額が保険料免除の承認基準額以下であった場合は免除を承認し、それ以外の場合は免除を却下する。
- 5-⑦ 事務センターの職員等は、年金業務システムから保険料免除承認通知書(紙)又は却下通知書(紙)を作成する。また、記録管理システムから、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙)を作成する。
- 5-⑧ 事務センターの職員等は、保険料免除承認通知書(紙)又は却下通知書(紙)を継続免除対象者へ送付する。
- 5-⑨ 事務センターの職員等は、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙、CD、DVD)を市区町村へ送付する。

6. 社会保障協定にかかる適用証明書の交付申請書

- 6-① 本人が協定相手国内で一時的に就労することとなった場合等に、個人番号を記載した適用証明書交付申請書(紙)を年金事務所に提出する。
- 6-② 年金事務所の職員は、個人番号が記載された適用証明書交付申請書(紙)を受領し、届け書の種類、事業所整理記号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録する。※6
- 6-③ 年金事務所の職員は、「社会保障協定適用証明書交付申請書等進達票(紙)」(個人番号は記載しない。)を起票し、適用証明書交付申請書(紙)、申請者の年金加入記録、保険料納付記録と併せて機構本部国際事業グループへ回付する。
- 6-④ 機構本部国際事業グループは、送付された申請書等を基に相手国機関と協議が必要な場合は、協議を行う。機構本部国際事業グループは、適用証明書(紙)(個人番号は記載しない。以下同じ。)を作成し、年金事務所へ送付する。適用証明書(紙)の送付後、適用証明書交付申請書(紙)を編綴する。
- 6-⑤ 年金事務所の職員は、適用証明書(紙)を本人へ送付する。

7. 中国残留邦人該当申出書(その他、届け書の受付入力を経過管理・電子決裁サブシステムに行い、被保険者記録の更新に係る入力を記録管理システムに行う事務も同様の事務処理の流れで行う。)

- 7-① 本人が、個人番号を記載した中国残留邦人該当申出書(紙)を市区町村に提出する。
- 7-② 市区町村は、事務センター等へ個人番号を記載した中国残留邦人該当申出書(紙)を送付する。
- 7-③ 事務センター等の職員等は、個人番号が記載された中国残留邦人該当申出書(紙)を受付し、届け書の種類、個人番号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録し、届け書を編綴し保管する。※6
- 7-④ 事務センター等の職員等は、届け書の内容点検を行い、届け書の記載に基づき、個人番号、生年月日、氏名、資格取得年月日等の情報を記録管理システムに入力する。
- 7-⑤ 記録管理システムは、入力された個人番号に紐づく基礎年金番号を年金業務システムに照会し、基礎年金番号の回答を受ける。
- 7-⑥ 記録管理システムは、届け書の情報等に基づき記録管理システム等の被保険者記録の基本情報等を更新する。
- 7-⑦ 事務センターの職員等は、記録管理システムから個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙)、中国残留邦人等の特例措置対象者該当通知書(紙)を作成する。
- 7-⑧ 事務センターの職員等は、中国残留邦人等の特例措置対象者該当通知書(紙)を送付する。
- 7-⑨ 事務センターの職員等は、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙、CD、DVD)を市区町村へ送付する。

8. 生活保護関係情報を活用した法定免除非該当勧奨

- 8-① 記録管理システムは、生活保護受給による法定免除該当者を抽出し、対象者の基礎年金番号等を年金業務システムに転送する。
- 8-② 年金業務システムは、記録管理システムから転送された法定免除対象者の基礎年金番号に紐付く個人番号を基に情報提供ネットワークシステムを通じて、生活保護関係情報を取得する。
- 8-③ 年金業務システムは、対象者の基礎年金番号、生活保護関係情報を記録管理システムに転送する。
- 8-④ 記録管理システムは、年金業務システムから回付された情報に基づき、法定免除該当者のうち生活保護の終了情報が回付された者(以下、「免除理由消滅疑者」という。)のリスト(以下、「免除理由消滅勧奨対象者リスト」という。)(個人番号が記載される。以下同じ。)を作成する。※7
- 8-⑤ 機構本部の職員等は、記録管理システムから免除理由消滅勧奨対象者リストを出し、事務センターに送付する。
- 8-⑥ 事務センターの職員等は、機構本部から回付された免除理由消滅勧奨対象者リストを基に、一定の回答期限を定めた上で免除理由消滅疑者に免除理由消滅届の提出勧奨を行う(免除理由消滅疑者から免除理由消滅届が提出された際は、「1. 国民年金被保険者関係届」と同様の流れで事務処理を行う。)。

- 8-⑦ 事務センターの職員等は、勧奨後、一定期間経過しても免除理由消滅疑者から免除理由消滅届が提出されない場合は、免除理由消滅勧奨対象者リストを基に職権で法定免除理由消滅の入力を行い、国民年金保険料免除理由消滅通知書を免除理由消滅疑者に送付する(免除理由消滅の入力は、「1. 国民年金被保険者関係届」と同様の流れで行う。)。
- 8-⑧ 事務センターの職員等は、個人番号の記載された処理(承認)結果一覧表(紙、CD、DVD)を市区町村へ送付する。

9. 配偶者状況変更届

- 9-① 本人が個人番号を記載した配偶者状況変更届(紙)を年金事務所の窓口に提出する。
- 9-② 年金事務所の職員等は、配偶者状況変更届(紙)の記載内容に不備が無いことを確認した後、事務センターへ、配偶者状況変更届(紙)を送付する。
- 9-③ 事務センターの職員等は、配偶者状況変更届(紙)を受付し、届け書の種類、個人番号、受付年月日、届け書をスキャンした届け書の画像データ等を年金業務システムに登録し、届け書を編集し保管する。
- 9-④ 事務センターの職員等は、届け書の記載(画像データ)に基づき、個人番号、生年月日、氏名等の情報を年金業務システムに入力する。
- 9-⑤ 年金業務システムは、入力された個人番号に基づき、地方公共団体情報システム機構に同一住所者全員の基本4情報及び個人番号を照会し、情報を取得する。
- 9-⑥ 年金業務システムは、地方公共団体情報システム機構から取得した同一住所者全員の個人番号を基に情報提供ネットワークシステムを通じて住民票関係情報を取得する。
- 9-⑦ 年金業務システムは、届け書の情報、情報連携で取得した住民票関係情報に基づき、配偶者の特定、及びシステムチェック(登録漏れ、あり得ない数字のチェック)及び配偶者の確認を行い、その後、職員の目視による審査(システムチェックで確認できない入力誤り等)を2回行う。
- 9-⑧ 事務センターの職員等の入力項目の審査終了後、年金業務システムは、入力された届け書の情報、配偶者の個人番号、氏名、生年月日等を年金業務システム内に保存する。
- 9-⑨ 事務センターの職員等は、年金業務システムから個人番号の記載された処理結果一覧表(紙)を作成する。
- 9-⑩ 事務センターの職員等は、個人番号の記載された処理結果一覧表(紙)を市区町村へ送付する。

10. 国民年金の保険料収納事務

- 10-① 機構本部職員は、業務委託業者へ国民年金保険料の納付書作成用電子媒体(DVD)(個人番号は含まれない。)を渡す。
業務委託業者は国民年金保険料の納付書作成用電子媒体を基に、国民年金保険料納付書(紙)(個人番号は記載しない。)を作成し、本人へ送付する。
- 10-② 本人は、銀行等の歳入代理店やコンビニエンスストア等を経由して歳入徴収官(年金局)へ国民年金の保険料を納付する。
- 10-③ 機構本部及び事務センターの職員等は、歳入代理店等から送付された口座振替にかかる保険料収納情報(DVD)、領収済通知書を記録管理システムへ登録する。

11. 国民年金保険料の収納対策に係る地方税関係情報等の取得

- 11-① 記録管理システムは、国民年金保険料の未納期間がある被保険者等(以下「未納対象者」という。)を抽出し、未納対象者の基礎年金番号、生年月日等を年金業務システムに転送する。
- 11-② 年金業務システムは、記録管理システムから回付された未納対象者の基礎年金番号に紐づく個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構に同一住所者全員の基本4情報及び個人番号を照会し、取得する。
- 11-③ 年金業務システムは、地方公共団体情報システム機構から取得した同一住所者全員の個人番号を基に情報提供ネットワークシステムを通じて、住民票関係情報を取得する。
- 11-④ 年金業務システムは、情報提供ネットワークシステムから取得した住民票関係情報を基に、未納対象者と同一世帯の世帯主及び未納対象者の配偶者(以下「連帯納付義務者」という。)を特定し、情報提供ネットワークシステムを通じて未納対象者及び連帯納付義務者の地方税関係情報を取得する。また、未納対象者については、雇用保険給付関係情報を取得する。
- 11-⑤ 年金業務システムは、未納対象者の基礎年金番号、地方税関係情報、雇用保険給付関係情報、連帯納付義務者の地方税関係情報を記録管理システムに転送する。
- 11-⑥ 記録管理システムは、年金業務システムから回付された情報を収録する。
- 11-⑦ 機構本部職員等は、収録した未納対象者の地方税関係情報等に基づき、免除申請書の申請勧奨や国民年金保険料の強制徴収等の事務を行う。

※1 電子媒体の届け書・報告書の場合は、検疫PCを使用して、ウイルスチェック、ふるまい検知を行い、電子媒体内の情報に不正なプログラムが含まれていないことを確認した後、媒体内の届け書データを年金業務システムに登録(転送)する。

※2 国民年金被保険者関係届の一部の届出に係る入力の都度、届出対象者の個人番号を基に地方公共団体情報システム機構から基本4情報を取り出して入力業務に活用することにより、管理する情報の適正化、入力業務の効率化を行う。

※3 被保険者関係届書(申出書・申請書)の報告を電子媒体で行った市区町村には、処理(承認)結果一覧表(電子媒体)を送付(希望する市区町村には、紙も送付する。)し、被保険者関係届書(申出書・申請書)の報告を紙で行った市区町村には、処理(承認)結果一覧表(紙)を送付する。

※4 国民年金関係の届け書が電子申請で提出された場合は、「(別添1)事務の内容、3. 厚生年金保険等の適用・徴収事務」の1'と同じ事務処理の流れで事務を行う。

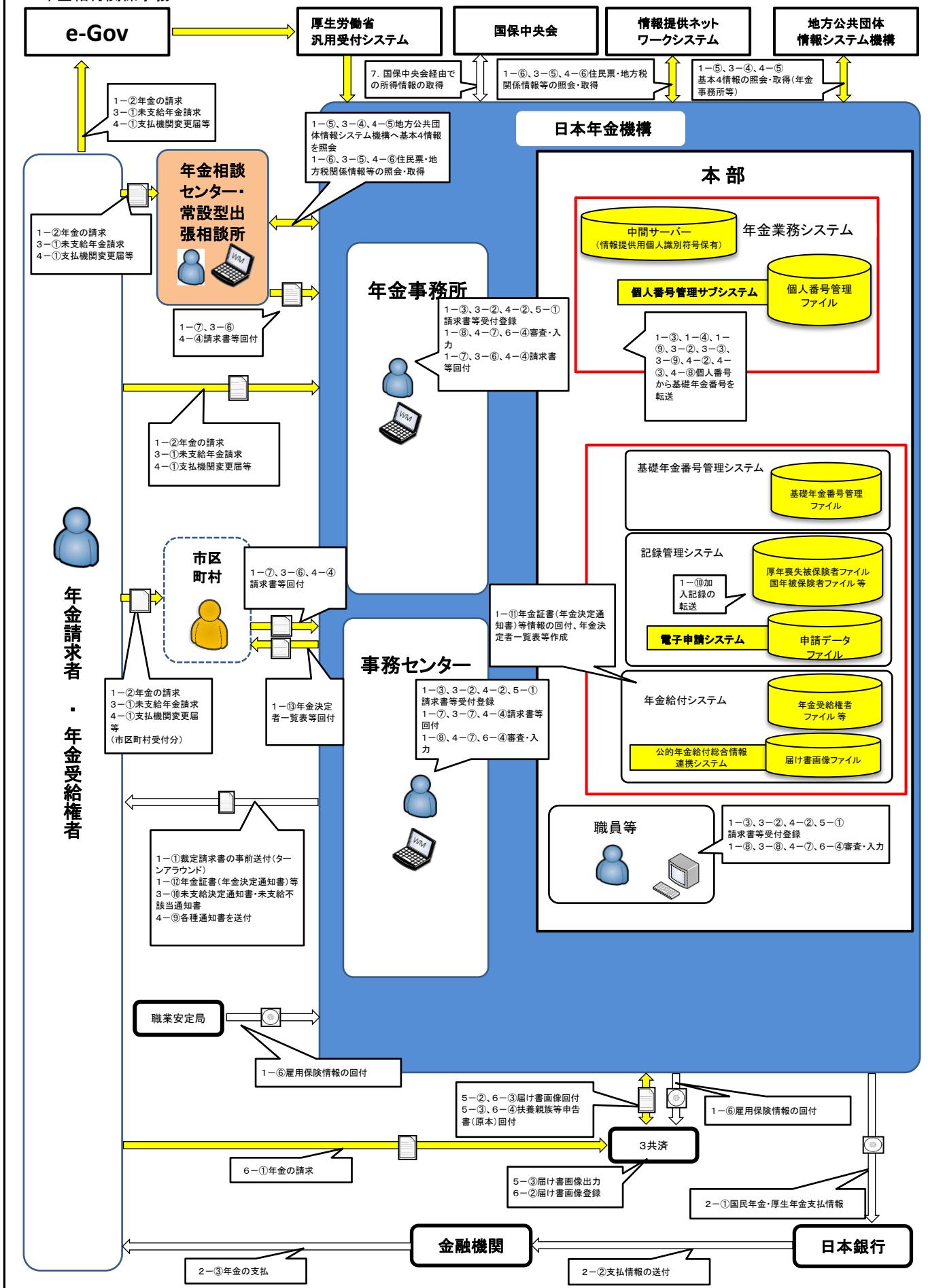
※5 免除申請書は、被保険者から申請の委託を受けた指定全額免除申請事務取扱者から機構に提出されることもある。また、国民年金保険料学生納付特例申請書は、被保険者から申請の委託を受けた国及び地方公共団体の設置する教育施設又は学生納付特例事務法人から機構に提出されることもある。

※6 平成31年1月以降、段階的に年金業務システムでの管理に移行する。

※7 リスト出力後、記録管理システムの生活保護の終了情報は削除される。

(別添1) 事務の内容

6. 年金給付関係事務



(備考)

1. 年金の決定事務(特別障害給付金の認定事務も同様の流れで行う。)

- 1-① 機構本部職員は、記録管理システムから基礎年金番号、氏名等の基本情報を抽出した裁定請求書(ターンアラウンド)作成用電子媒体(DVD)(個人番号は含まれない。)を作成し、業務委託業者へ渡す。業務委託業者は当該媒体を基に裁定請求書(ターンアラウンド)(紙)※を作成し、年金請求者へ送付する(老齢を支給事由とする年金のみ)。
- ※ 裁定請求書(ターンアラウンド)(紙)に個人番号の収録状況(収録済み又は未収録)を記載して送付する。
- 1-② 年金請求者は裁定請求書に個人番号(本人、配偶者、加算額対象者)、年金振込口座などの必要事項を記載し、年金事務所等※1へ提出する。又はe-Govで申請を行う※2
- ※1 「年金相談センター・常設型出張相談所」は全国社会保険労務士会連合会が裁定請求書の受付等の業務を機構から委託を受けて行っている。(老齢基礎年金、障害基礎年金、老齢福祉年金等(国民年金法による給付)、特別障害給付金は市区町村で受付を行い、市区町村から年金事務所、事務センターへ裁定請求書が送付される。)(年金請求者・年金受給権者が機構や3共済に複数の年金を同時請求する場合は、機構又は他の3共済へ個人番号が記載された届け書や画像化した届け書画像ファイル(片方又は両方)を転送する。被用者年金一元化によるワンストップサービス、詳細は、5、6、の事務を参照)
- ※2 裁定請求書等が電子申請で提出された場合は、「(別添1)事務の内容、3. 厚生年金保険等の適用・徴収事務」の1'と同じ事務処理の流れで事務を行う。ただし、一部の届け書については、機構本部において電子申請で申請された申請ファイルを電子媒体に書き出し、その電子媒体の情報を紙に印字して、印字した紙の情報を基に入力処理を行う。以下3、4の事務において同じ。
- 1-③ 年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された裁定請求書を受理し、裁定請求書の種類、個人番号、受付年月日等の受付情報を公的年金給付総合情報連携システムから入力し、個人番号を年金業務システムに転送する。年金業務システムは転送された個人番号に基づき、紐付く基礎年金番号を検索し、公的年金給付総合情報連携システムに転送する。公的年金給付総合情報連携システムは転送された基礎年金番号及び受付情報を収録する。
- 1-④ 1-③のほか、年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された裁定請求書を受理し、年金業務システム等で個人番号に紐付く基礎年金番号を検索し、裁定請求書の種類、基礎年金番号、受付年月日等の受付情報を公的年金給付総合情報連携システムから入力し、基礎年金番号及び受付情報を収録する。
- 1-⑤ 年金事務所等の職員等は、年金業務システムから個人番号に基づき地方公共団体情報システム機構へ基本4情報等を照会し、取得する。
- 1-⑥ 年金事務所等の職員等は、年金業務システムから個人番号に基づき情報提供ネットワークシステムを通じて雇用保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、労働者災害補償関係情報、地方公務員災害補償関係情報を取得する(添付書類の省略)。
- ※ 現在、職業安定局は機構本部へ雇用保険情報(DVD)を送付し、機構本部は3共済へ雇用保険情報(DVD)を送付している。
- ※ 情報提供ネットワークシステムを利用した雇用保険給付関係情報の取得は、即時、月次を予定している。
- 1-⑦ 年金事務所等や市区町村の職員等は、個人番号が記載された裁定請求書を事務センター等へ送付する。
- 1-⑧ 事務センターの職員等は、個人番号が記載された裁定請求書を受理し、裁定請求書の記載内容や添付書類、情報提供ネットワークシステムから取得した雇用保険給付関係情報等に基づき配偶者、子の生計維持・同一等の審査(要件審査)を行った後、記録管理システムから個人番号、年金振込口座等の裁定請求書の記載事項等を入力し、個人番号が記載された裁定請求書を編綴し保管する。
- 1-⑨ 年金業務システムは、入力された個人番号を基礎年金番号に変換した上で、記録管理システムへ転送する。
- 1-⑩ 記録管理システムは、基礎年金番号に基づき年金加入記録を検索し、年金給付システムへ情報を転送する。
- 1-⑪ 年金給付システムは、記録管理システムから転送された基礎年金番号及び年金加入記録等に基づき、年金の決定処理を行う。年金給付システムは、年金証書(年金決定通知書)等(個人番号は含まれない。)情報及び個人番号を含む年金決定者一覧表等情報を作成し、年金証書等情報及び年金決定者一覧表等情報を記録管理システムへ転送する。
- 1-⑫ 事務センターの職員は、記録管理システムから年金証書(年金決定通知書)(紙)等(個人番号は含まれない。)を作成し、年金請求者へ送付する。
- 1-⑬ 年金事務所の職員等は、市区町村で受付を行った個人番号が記載された裁定請求書について、決定後、記録管理システムで、決定情報及び個人番号を記載した年金決定者一覧表(紙)等を作成し、市区町村へ送付する。
- ※ 障害基礎年金、障害厚生年金、旧法(昭和60年法律第34号による改正前の各法)による年金、旧三共済(JR・JT・NTT)に係る年金、旧農林漁業団体職員共済に係る年金、時効特例給付及び遅延特別加算金の決定事務等も同様の事務の流れで行うが、機構本部へ送付し、機構本部職員等が入力等処理を行う。
- ※ 以下、特別障害給付金の支払事務、未払金請求事務及び諸変更届についても、各年金給付関係事務と同様の流れで行う。

2. 年金の支払事務

- 2-① 年金給付システムは、月次処理で年金の支払(振込)情報媒体(LTO)(個人番号は含まれない。)を作成し、機構本部職員は作成した支払(振込)情報媒体(LTO)を日本銀行へ持ち込む。
- 2-② 日本銀行は機構から受領した支払(振込)情報に基づき金融機関等へ支払(振込)情報を送付する。
- 2-③ 各金融機関は年金の支払日に年金受給権者が指定する金融機関等の口座へ支払(振込)を行う。

3. 未支給年金の決定事務

- 3-① 死亡した年金受給権者の遺族が未支給年金を請求するため、死亡者等の個人番号を記載した未支給年金請求書を年金事務所等へ提出する。※又はe-Govで申請を行う。
- ※ 年金請求者・年金受給権者が複数の年金を機構や3共済に同時請求する場合は、機構又は他の3共済へ個人番号が記載された届け書や画像化されたファイル(片方又は両方)を他方へ転送する(被用者年金一元化によるワンストップサービス)

- 3-② 年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された未支給年金請求書を受理し、請求書の種類、個人番号、受付年月日等を公的年金給付総合情報連携システムから入力し、個人番号を年金業務システムに転送する。年金業務システムは公的年金給付総合情報連携システムから入力された個人番号に基づき、紐付く基礎年金番号を検索し、公的年金給付総合情報連携システムに転送する。公的年金給付総合情報連携システムは転送された基礎年金番号及び受付情報を収録する。
- 3-③ 又は年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された未支給年金請求書を受理し、年金業務システム等から個人番号に基づき、紐付く基礎年金番号を検索し、請求書の種類、基礎年金番号、受付年月日等の受付情報を公的年金給付総合情報連携システムから入力し、基礎年金番号及び受付情報を収録する。
- 3-④ 年金事務所等の職員等は、年金業務システムから個人番号に基づき地方公共団体情報システム機構へ基本4情報等を照会し、取得する。
- 3-⑤ 年金事務所等の職員等は、年金業務システムから個人番号に基づき情報提供ネットワークシステムを通じて住民票関係情報を取得する。
- 3-⑥ 年金事務所等や市区町村の職員等は、個人番号が記載された未支給年金請求書を事務センターへ送付する。
- 3-⑦ 事務センターの職員等は、未支給年金請求書を受理し、死亡失権処理後に未支給年金請求書を機構本部へ送付する。
- 3-⑧ 機構本部の職員等は、未支給年金請求書を受付け、死亡日等の審査後、年金給付システムから個人番号、請求者氏名、振込口座等の入力処理を行い、未支給年金請求書を編綴し保管する。
- 3-⑨ 年金業務システムは記録管理システムから入力された個人番号を基礎年金番号に変換して、入力された情報とともに年金給付システムに転送する。年金給付システムは入力された情報をもとに未支給処理を行う。
- 3-⑩ 年金給付システムは未支給決定通知書(紙)又は未支給不該当通知書(紙)作成用電子媒体(個人番号は含まれない。)を作成し、業務委託業者へ渡す。業務委託業者は媒体を基に未支給決定通知書(紙)又は未支給不該当通知書(紙)を作成し、機構本部から請求者へ送付する。

4. 年金の諸変更届等

- 4-① 年金受給権者は、年金額の変更事由に該当した場合や年金の受取金融機関等を変更する場合等、個人番号を記載した各種申請書や諸変更届(紙)を年金事務所、年金相談センター等に提出する。又はe-Govで申請を行う。
- 4-② 年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された各種申請書や諸変更届(紙)を受理し、届け書の種類、個人番号、受付年月日等を公的年金給付総合情報連携システムから入力し、個人番号を年金業務システムに転送する。年金業務システムは転送された個人番号に基づき、紐付く基礎年金番号を検索し、公的年金給付総合情報連携システムに転送する。公的年金給付総合情報連携システムは転送された基礎年金番号及び受付情報を公的年金給付総合情報連携システムに収録する。
- 4-③ 又は年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された各種申請書や諸変更届(紙)を受理し、年金業務システム等から個人番号に基づき、紐付く基礎年金番号を検索し、届け書の種類、基礎年金番号、受付年月日等の受付情報を公的年金給付総合情報連携システムから入力し、基礎年金番号及び受付情報を収録する。
- 4-④ 年金事務所等や市区町村の職員等は、個人番号が記載された各種申請書や諸変更届を事務センター等へ送付する。
- 4-⑤ 事務センター等の職員等は、審査に必要がある場合は年金業務システムから個人番号に基づき地方公共団体情報システム機構へ基本4情報等を照会し、取得する。
- 4-⑥ 事務センター等の職員等は、審査に必要がある場合は年金業務システムから個人番号に基づき情報提供ネットワークシステムを通じて雇用保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、労働者災害補償関係情報、地方公務員災害補償関係情報を取得する。
- 4-⑦ 事務センターの職員等は、各種申請書や諸変更届を受理し、記入漏れ等の審査後、記録管理システムから個人番号等必要事項の入力処理を行い、各種申請書や諸変更届を編綴し保管する。
- 4-⑧ 年金業務システムは、記録管理システムに入力された個人番号を基礎年金番号に変換して年金給付システムへ転送する。
- 4-⑨ 年金給付システムは各種通知書情報(個人番号は含まれない。)を作成して各種通知書を作成し、年金受給権者へ送付する。
又は各種通知書作成用電子媒体(DVD)を作成し、業務委託業者へ渡す。業務委託業者は媒体を基に年金振込通知書等(紙)を作成し、年金受給権者へ送付する。

5. 裁定請求書等の届け書の受付、回付(機構受付)(被用者年金一元化によるワンストップサービス)

- 5-① 届け書を受理した年金事務所等の職員は、届け書の受付処理を行い、届け書をスキャンし画像化する。
- 5-② 画像化された届け書は、公的年金給付総合情報連携システムにより、専用線を通じて3共済に回付される。(電子回付)
- 5-③ 3共済職員は、回付された届け書(画像データ)を審査、入力処理を行う。なお、裁定請求書の様式は、扶養親族等申告書と一体となっており、年金請求者等から裁定請求書が提出される際には、扶養親族等申告書も併せて提出される。裁定請求書と併せて提出される扶養親族等申告書のうち3共済分の原本は、3共済へ回付する(郵送回付)。

6. 裁定請求書等の届け書の受付、回付(3共済受付)(被用者年金一元化によるワンストップサービス)

- 6-① 年金請求者等は、3共済に個人番号を記載した裁定請求書等の届け書を郵送等で提出する。
- 6-② 届け書を受理した3共済の職員は、届け書の受付処理を行い、届け書をスキャンし画像化する。
- 6-③ 画像化された届け書は、公的年金給付総合情報連携システムから、専用線により、機構に回付される(電子回付)。
- 6-④ 年金事務所等の職員は、回付された届け書(画像データ)を紙に印刷し、審査、入力処理を行う。なお、裁定請求書と併せて提出される扶養親族等申告書のうち機構分の原本は、3共済から回付される(郵送回付)。

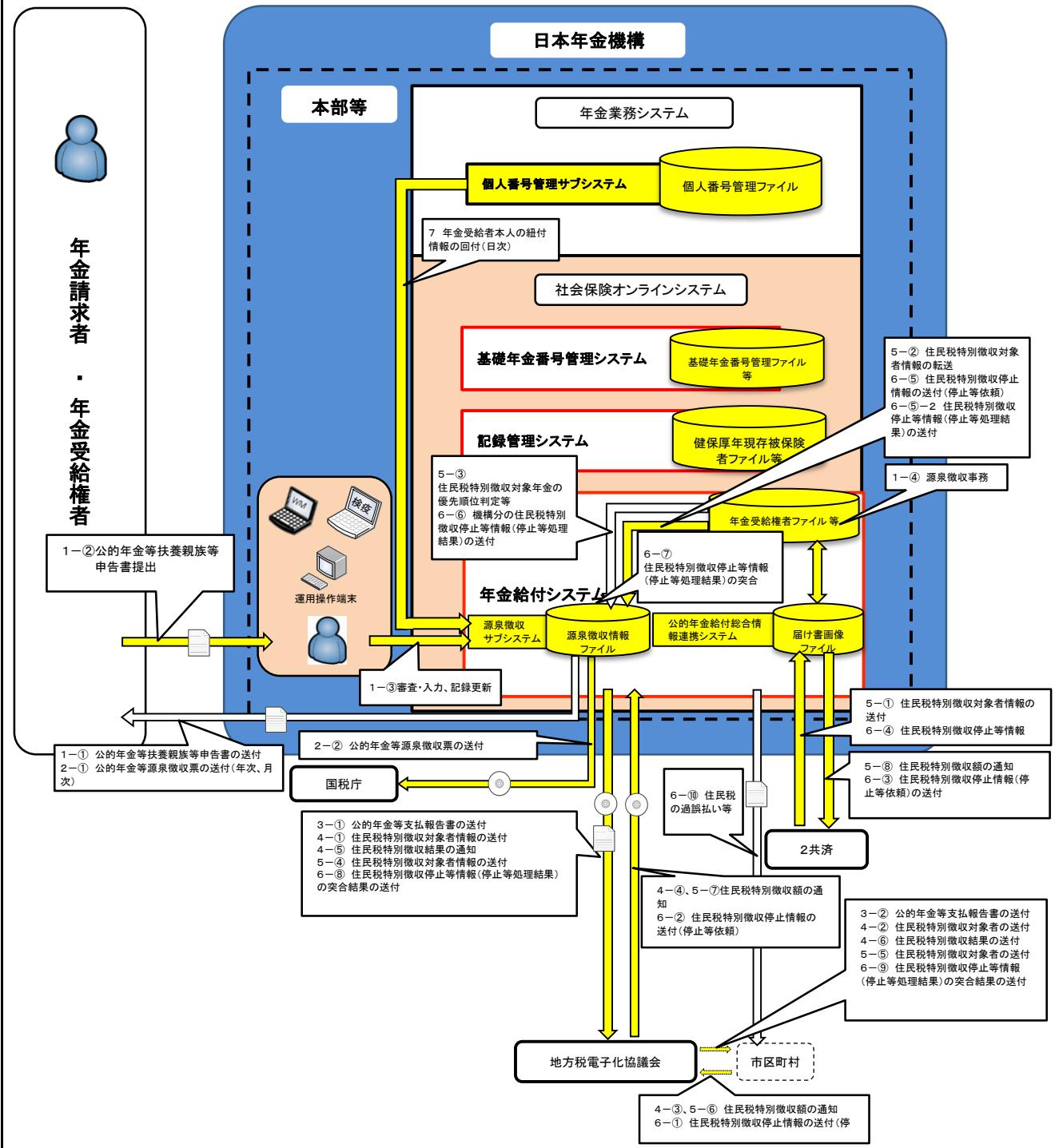
※ 3共済が他の共済の届け書を受け付けた場合についても、上記と同様に、機構の公的年金給付総合情報連携システムに届け書画像の登録を行い、公的年金給付総合情報連携システムを経由して各共済に回付する。

7. 20歳前障害基礎年金受給権者に係る所得状況届

20歳前障害基礎年金受給権者に係る所得状況届については、国保中央会経由で必要な所得情報を取得することにより届出を省略する。ただし、国保中央会経由で所得情報を取得できない者については、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税情報を取得する。

(別添1) 事務の内容

7. 税関係業務



(備考)

1. 扶養親族等申告書の登録

- 1-① 年金給付システムから年金受給権者本人の氏名等の個人情報を収録した扶養親族等申告書(ターンアラウンド)(個人番号は記載しない。以下同じ。)の情報を作成する。オペレータはこのデータを年金給付システムを使用し、機構本部職員が渡した空の電子媒体(DVD)に収録する。機構本部職員は当該媒体を業務委託業者へ渡す。業務委託業者は媒体を基に扶養親族等申告書(ターンアラウンド)を作成し、年金受給権者へ送付する。
- 1-② 年金受給権者本人は、本人及び扶養親族等の個人番号を記載した扶養親族等申告書(ターンアラウンド)又は裁定請求書※1を機構本部等へ送付する。
- 1-③ 機構本部職員等は、扶養親族等申告書(紙)(裁定請求書と一体となって提出される扶養親族等申告書(紙)を含む。)を受け付け、記載漏れの審査(形式審査)を行った後、扶養親族等申告書の情報等を業務端末を使用して源泉徴収サブシステムに登録する。※2
- 1-④ 年金給付システムは源泉徴収サブシステムと連携し、登録された扶養親族等の情報に基づき、年金から源泉徴収する所得税を計算して年金支払額を決定し、年金の支払処理を行う。

2. 公的年金等の源泉徴収票発行事務

- 2-① 機構本部職員等は、年次、月次※3処理で源泉徴収サブシステムから年金受給権者及び扶養親族等の個人情報を記載した公的年金等に係る源泉徴収票(紙)作成用電子媒体を作成し、業務委託業者へ渡す。業務委託業者は、媒体を基に公的年金等に係る源泉徴収票(紙)を作成し、年金受給権者に送付する。なお、公的年金等に係る源泉徴収票(紙)には年金受給権者及び扶養親族等の氏名、生年月日を記載し、個人番号は記載しない。
- 2-② 源泉徴収サブシステムにて、年金受給権者及び扶養親族等の個人番号を含む公的年金等に係る源泉徴収票情報を作成する。オペレータはこのデータを年金給付システムを使用し、機構本部職員が渡した空の電子媒体(DVD)に収録する。
機構本部職員は国税庁へ当該媒体を直接持参する。※4

3. 公的年金等支払報告書の報告事務

- 3-① 年に一度、源泉徴収サブシステムにて、年金受給権者及び扶養親族等の個人番号を含む公的年金等支払報告書の情報を作成する。オペレータはこのデータを年金給付システムを使用し、機構本部職員が渡した空の電子媒体(DVD)に収録する。その電子媒体(DVD)を地方税電子化協議会へ機構本部職員が直接持参する(年金受給権者で記録訂正等により過去の年金支払額が変更された場合は、月次で個人番号を含む公的年金等支払報告書(紙)を作成し、市区町村へ送付する。)。※4
- 3-② 地方税電子化協議会は、年金受給権者の住所に基づき、機構から受領した公的年金等支払報告書情報を各市区町村に分割し送付する。

4. 住民税特別徴収に係る市区町村との情報交換

- 4-① 機構本部職員はオペレータに空のDVDを渡し、オペレータは年金給付システムにて、年金からの住民税の特別徴収対象となる者の情報を抽出し、個人番号、基礎年金番号等を源泉徴収サブシステムで付加し、年金給付システムを使用して電子媒体(DVD)に収録する。その電子媒体を地方税電子化協議会へ直接持参する。※4
- 4-② 地方税電子化協議会は年金受給権者の住所に基づき、機構から受領した年金からの住民税の特別徴収対象となる者の情報を、各市区町村に分割し送付する。
- 4-③ 各市区町村は、個人番号、住民税特別徴収額情報を地方税電子化協議会へ送付する。
- 4-④ 地方税電子化協議会は、各市区町村から送付された個人番号、住民税特別徴収額情報をとりまとめ、電子媒体(DVD)を作成して配達業者のセキュリティ便で機構本部へ送付する。
- 4-⑤ 機構本部職員は、地方税電子化協議会から受領した電子媒体(DVD)をオペレータに渡し、オペレータは年金給付システムへ住民税特別徴収額情報を取り込む。※5年金給付システムは年金からの住民税の特別徴収を実施し、住民税徴収結果情報を源泉徴収サブシステムへ渡し、源泉徴収サブシステムにて住民税特別徴収額情報へ個人番号を付加する。このデータは、年金給付システムを使用し、オペレータにて電子媒体(DVD)へ収録される。機構本部職員は、この電子媒体(DVD)を、地方税電子化協議会へ直接持参する。※4
- 4-⑥ 地方税電子化協議会は、機構本部から受領した住民税特別徴収結果情報を各市区町村へ送付する。

5. 住民税特別徴収に係る年金保険者間の情報交換

- 5-① 2共済は、公的年金給付総合情報連携システムを使用して、年金からの住民税特別徴収対象者の個人番号、氏名等の情報(以下「住民税特別徴収対象者情報」という。)を専用線を通じ、年金給付システムへ転送する。
- 5-② 年金給付システムは、住民税特別徴収対象者情報を源泉徴収サブシステムに転送する。
- 5-③ 年金給付システムは、個人番号を削除した上で、2共済から受領した住民税特別徴収対象者の情報と機構が支払う年金の情報を突き合わせ、住民税特別徴収対象となる年金の優先順位を決定する。その後、優先順位の高い(年金額の多い)年金の情報を専用線を通じて源泉徴収サブシステムへ転送する(5-②、5-③の処理後、年金給付システムにおける個人番号にかかるファイルは速やかに削除するため、個人番号は保持しない。)。
- 5-④ 源泉徴収サブシステムは5-③で転送された情報と5-②で転送された情報を突き合わせ、地方税電子化協議会回付用の情報を作成する。その後、オペレータが、年金給付システムから回付用の情報を含まれた電子媒体の作成の指示を行い、情報が収録された電子媒体(DVD)(個人番号を含む。)を作成し、機構本部職員に引き渡す。機構本部職員は、その電子媒体(DVD)を地方税電子化協議会へ直接持参する。※4

- 5-⑤ 地方税電子化協議会は年金受給権者の住所に基づき、住民税特別徴収対象者の氏名、個人番号等の情報を各市区町村に送付する。
- 5-⑥ 各市区町村は、個人番号、住民税特別徴収額情報を地方税電子化協議会へ送付する。
- 5-⑦ 地方税電子化協議会は、各市区町村から送付された個人番号、住民税特別徴収額情報をとりまとめ、電子媒体(DVD)を作成して配達業者のセキュリティ便で機構本部へ送付する。
- 5-⑧ 機構本部の職員は、地方税電子化協議会から受領した電子媒体(DVD)をオペレータに引き渡す。オペレータは、住民税特別徴収額情報(個人番号を含む。)が含まれた電子媒体(DVD)を年金給付システムから読み込ませ源泉徴収サブシステムに転送する。※5
オペレータは、読み込まれた電子媒体(DVD)を機構本部の職員に引き渡す。機構本部職員は、電子媒体(DVD)を読み込まれたことを確認し、オペレータから引き渡された電子媒体(DVD)を所定の保存期間、鍵付の保管庫で保管する。源泉徴収サブシステムは、読み込まれた住民税特別徴収額情報を年金給付システム、公的年金給付総合情報連携システム経由で、専用線を通じて2共済へ転送する。

6. 住民税特別徴収の停止等

- 6-① 各市区町村は、個人番号、住民税特別徴収停止等情報(停止等依頼)を地方税電子化協議会へ送付する。
- 6-② 地方税電子化協議会は、各市区町村から送付された個人番号、住民税特別徴収停止等情報(停止等依頼)をとりまとめ、電子媒体(DVD)を作成して配達業者のセキュリティ便で機構本部へ送付する。
- 6-③ 機構本部は、地方税電子化協議会から受領した共済年金分の住民税特別徴収停止等情報(停止等依頼)(個人番号を含む。)を、公的年金給付総合情報連携システムを使用して、専用回線を通じ2共済へ転送する。※5
- 6-④ 2共済は、住民税特別徴収停止等処理を行い、公的年金給付総合情報連携システムを使用して個人番号、住民税特別徴収停止等情報(停止等処理結果)を専用回線を通じ、年金給付システムへ転送する。
- 6-⑤ 年金給付システムは、専用線を通じ、住民税特別徴収停止等情報(停止等依頼)を源泉徴収サブシステムに転送する(年金給付システムは個人番号を保持しない。)。
- 6-⑤-2 年金給付システムは、2共済から転送された住民税特別徴収停止等情報(停止等処理結果)を源泉徴収サブシステムに転送する。
- 6-⑥ 年金給付システムは、個人番号を削除した上で、機構の住民税特別徴収停止等処理を行い、機構分の住民税特別徴収停止等情報(停止等処理結果)を源泉徴収サブシステムへ転送する(6-⑤、6-⑤-2、6-⑥の処理後、年金給付システムにおける個人番号に係るファイルは速やかに削除するため、個人番号は保持しない。)。
- 6-⑦ 源泉徴収サブシステムは機構分(6-⑥)と共済分(6-⑤-2)の住民税特別徴収停止等情報(停止等処理結果)を1ファイルにまとめる。
- 6-⑧ 源泉徴収サブシステムは6-⑦の情報と6-⑤で転送された情報を突き合わせ、地方税電子化協議会回付用の情報を作成する。その後、オペレータが、年金給付システムから回付用の情報が含まれた電子媒体の作成の指示を行い、情報が収録された電子媒体(DVD)(個人番号を含む。)を作成し、機構本部職員に引き渡す。機構本部職員は、その電子媒体(DVD)を地方税電子化協議会へ直接持参する。
※4
- 6-⑨ 地方税電子化協議会は住民税特別徴収停止等情報の住所情報(停止等依頼と同じ。)に基づき、停止等依頼の個人番号、住民税特別徴収停止等情報を各市区町村に送付する。
- 6-⑩ 機構本部職員は年金受給権者から特別徴収した住民税の過誤払い等が発生した際、年金給付システム等から納入告知書(紙)(個人番号は記載しない。)を作成し、市区町村へ送付する。

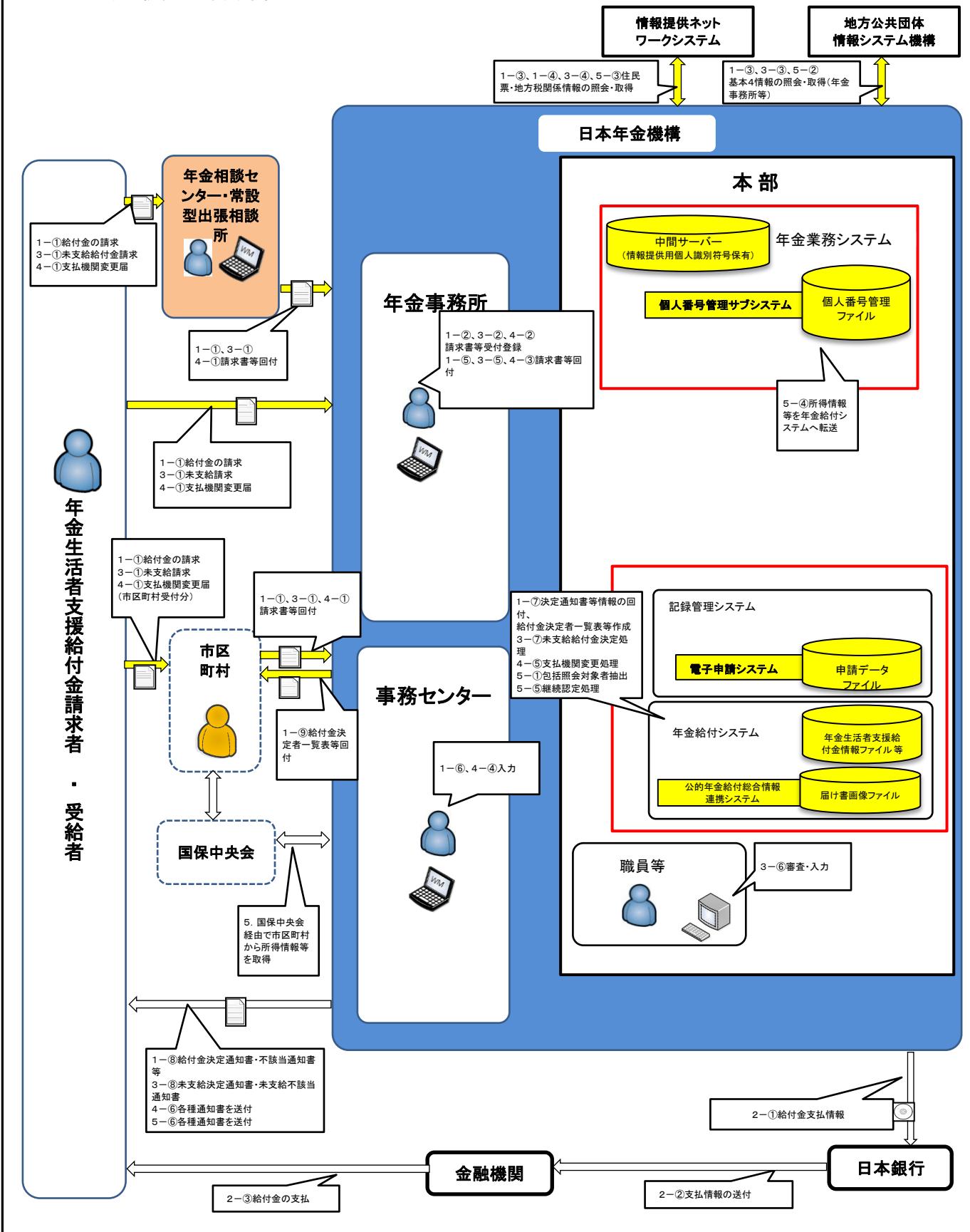
7. 源泉徴収サブシステムへの個人番号紐付情報の収録

年金業務システムは、個人番号の紐付情報を源泉徴収サブシステムに日次処理で回付する。

- ※1 裁定請求書の様式は、扶養親族等申告書と一体となっており、裁定請求書が提出されることにより、扶養親族等申告書も併せて提出される。
- ※2 扶養親族等申告書の情報等の登録後、扶養親族等申告書の画像化を行い、受給権者から照会を受けた際に、職員が、業務用端末を使用して画像を参照できる仕組みを設けている。
- ※3 源泉徴収票(月次)は、年金受給権者の年金記録が訂正等され、過去の年金支払額が変更された場合に作成される。
- ※4 機構職員が各機関に特定個人情報の含まれた電子媒体(DVD)を直接持参する場合は、移送の際に電子媒体(DVD)を鍵付きの鞄に収納し、機構の業務車両又は公共の交通機関を利用して、複数名で移送を行う。
- ※5 外部機関から送付された電子媒体は、検疫PCを使用して、ウイルスチェック、ふるまい検知を行い、電子媒体内の情報に不正なプログラムが含まれていないことを確認する。

(別添1) 事務の内容

8. 年金生活者支援給付金関係事務



(備考)

1. 年金生活者支援給付金の決定事務

- 1-① 年金生活者支援給付金(以下「給付金」という。)請求者は給付金請求書に個人番号などの必要事項を記載し、年金事務所等の窓口※1へ提出する※2。
- ※1 「年金相談センター・常設型出張相談所」は全国社会保険労務士会連合会が裁定請求書の受付等の業務を機構から委託を受けて行っている(参考法令:番号法第19条第7号、日本年金機構法第31条)。
- ※2 給付金請求書は、原則、老齢基礎年金等の裁定請求書(以下「基礎年金請求書」という。)と同時に受付する。(市区町村で基礎年金請求書を受付する場合は、市区町村で同時に給付金請求書を受付し、市区町村から年金事務所等へ請求書が送付される。)
- 1-② 年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された給付金請求書を受理する。
- 1-③ 年金事務所等の職員等は、給付金請求書に記載された個人番号をもとに、地方公共団体情報システム機構へ同一住所者全員の基本4情報及び個人番号を照会、取得し、地方公共団体情報システム機構から取得した同一住所者全員の個人番号をもとに情報提供ネットワークシステムを通じて、住民票関係情報を取得する。
- 1-④ 年金事務所等の職員等は、情報提供ネットワークシステムから取得した住民票関係情報をもとに、審査対象者(請求者と同一世帯である者)を特定し、情報提供ネットワークシステムを通じて給付金請求者及び審査対象者の地方税関係情報を取得する。
- 1-⑤ 年金事務所等の職員等は、内容審査の上、個人番号が記載された給付金請求書を事務センター等へ回付する。
- 1-⑥ 事務センター等の職員等は、個人番号が記載された給付金請求書を受理し、給付金請求書の記載内容や情報提供ネットワークシステムから取得した地方税関係情報等に基づき、個人番号等の給付金請求書の記載事項等を入力し、個人番号が記載された給付金請求書を編綴し保管する。
- 1-⑦ 年金給付システムは、入力された個人番号等に基づき、給付金の決定処理を行う。年金給付システムは、給付金決定通知書等(個人番号は含まれない。)情報及び給付金決定者一覧表等情報を作成し、記録管理システムへ転送する。
- 1-⑧ 事務センター等の職員等は、記録管理システムから給付金決定通知書(紙)等(個人番号は含まれない。)を作成し、給付金請求者へ送付する。
- 1-⑨ 年金事務所等の職員等は、市区町村で受付を行った個人番号が記載された給付金請求書について、給付金決定後、記録管理システムで個人番号を記載した給付金決定者一覧表(紙)等を作成し、市区町村へ送付する。

2. 給付金の支払事務

- 2-① 機構本部職員は作成した支払(振込)情報を日本銀行へ持ち込む。
- 2-② 日本銀行は機構から受領した支払(振込)情報に基づき金融機関等へ支払(振込)情報を送付する。
- 2-③ 各金融機関は給付金の支払日に給付金受給者が指定する金融機関等の口座へ支払(振込)を行う。

3. 未支払の給付金の決定事務

- 3-① 死亡した給付金受給者の遺族が未支払の給付金(以下「未支給給付金」という。)を請求するため、死亡者等の個人番号を記載した未支給給付金に係る請求書(以下「未支給給付金請求書」という。)を年金事務所等の窓口へ提出する※1、2。
- ※1 未支給年金と未支給給付金の請求権を有している場合には、併せて請求(請求者は同一人とする。)を行うものとする。
- ※2 市区町村で未支給給付金請求書を受付した場合は、市区町村から年金事務所等へ未支給給付金請求書が送付される。
- 3-② 年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された未支給給付金請求書を受理する。
- 3-③ 年金事務所等の職員等は、未支給給付金請求者に記載された個人番号をもとに、地方公共団体情報システム機構へ基本4情報等を照会し、取得する。
- 3-④ 年金事務所等の職員等は、個人番号をもとに情報提供ネットワークシステムを通じて、住民票関係情報を取得する。
- 3-⑤ 年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された未支給給付金請求書を事務センター等へ送付し、事務センターの職員等は死亡失権処理後に未支給給付金請求書を機構本部へ送付する。
- 3-⑥ 機構本部の職員等は、未支給給付金請求書を受付し、死亡日等の審査後、年金給付システムから個人番号、請求者氏名、振込口座等の入力処理を行い、未支給給付金請求書を編綴し保管する。
- 3-⑦ 年金給付システムは入力された情報をもとに未支給給付金の支払に係る処理を行う。
- 3-⑧ 年金給付システムは未支給給付金決定通知書(紙)又は未支給給付金不該当通知書(紙)作成用電子媒体(個人番号は含まれない。)を作成し、機構本部職員は作成した電子媒体を業務委託業者へ渡す。業務委託業者は媒体をもとに未支給給付金決定通知書(紙)又は未支給給付金不該当通知書(紙)を作成し、機構本部から請求者へ送付する。

4. 給付金の支払機関変更届等(諸変更届も同様の流れで事務を行う。)

- 4-① 給付金受給者は、給付金の受取金融機関等を変更する場合等には、個人番号を記載した給付金受給者支払機関変更届等(紙)を年金事務所等に提出する※1。
- ※1 市区町村で給付金受給者支払機関変更届等(紙)を受付した場合は、市区町村から年金事務所へ給付金受給者支払機関変更届等(紙)が送付される。

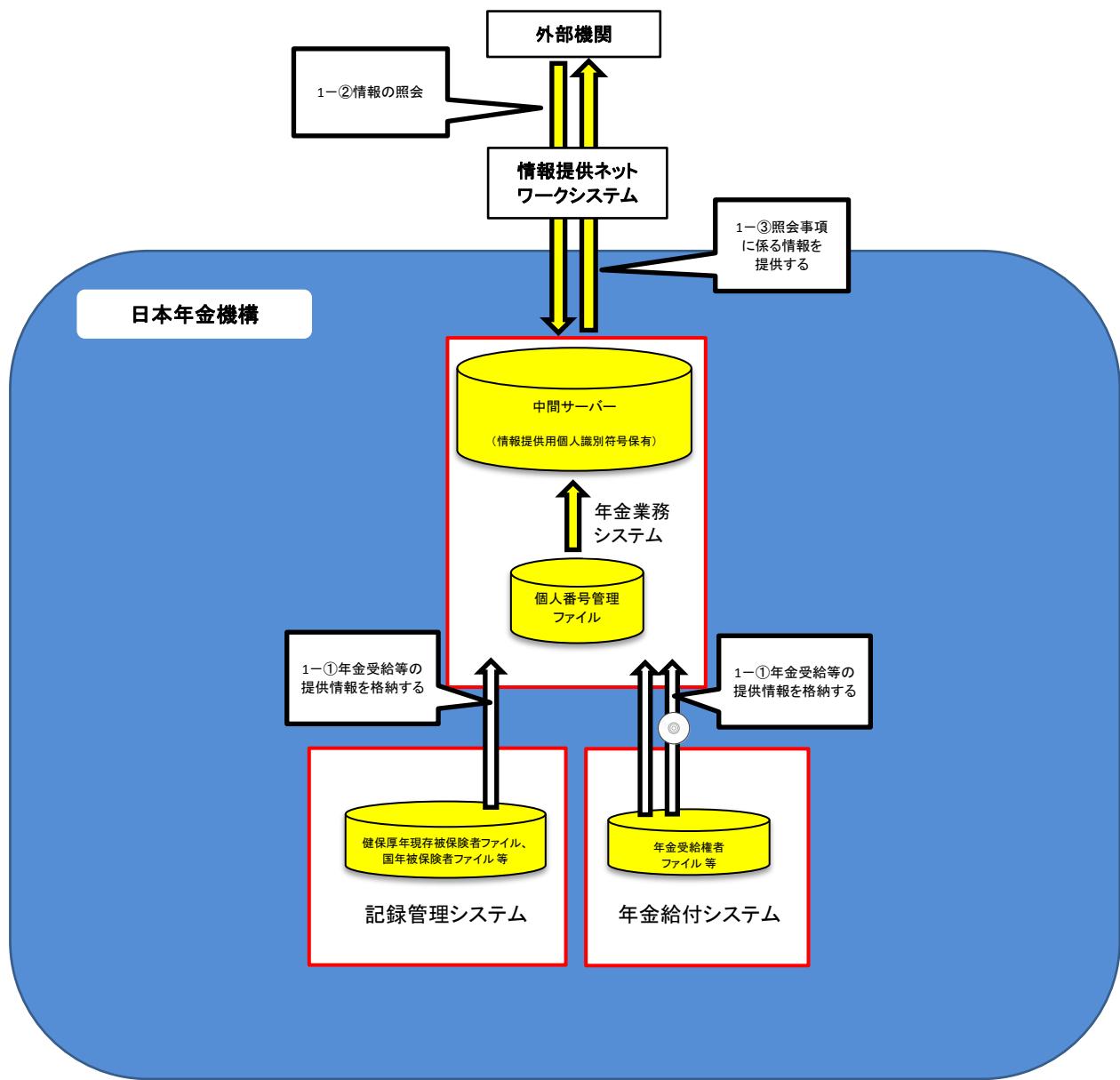
- 4-② 年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された給付金受給者支払機関変更届等(紙)を受理する。
- 4-③ 年金事務所等の職員等は、個人番号が記載された給付金受給者支払機関変更届等(紙)を事務センター等へ送付する。
- 4-④ 事務センター等の職員等は、給付金受給者支払機関変更届等(紙)を受理し、記入漏れ等の審査後、記録管理システムから個人番号、振込口座等の入力処理を行い、給付金受給者支払機関変更届等(紙)を編綴し保管する。
- 4-⑤ 年金給付システムは、入力された情報をもとに支払機関変更処理を行う。
- 4-⑥ 年金給付システムは各種通知書情報(個人番号は含まれない。)を作成して各種通知書を作成し、給付金受給者へ送付する。
又は各種通知書作成用電子媒体(DVD)を作成し、機構本部職員は作成した電子媒体を業務委託業者へ渡す。業務委託業者は媒体を基に給付金振込通知書等(紙)を作成し、給付金受給者へ送付する。

5. 給付金の継続認定処理等

- ※ 給付金の継続認定処理等にあたって必要な所得情報等(前年所得額等)は、毎年4月1日時点における給付金受給者等を年金給付システムにより抽出(個人番号は含まれない。)し、国保中央会経由で市区町村へ照会し、取得する。しかしながら、継続認定処理時等において、国保中央会経由で市区町村から所得情報等が取得できない者(以下「包括照会対象者」という。)については、情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報等を取得する。なお、制度施行段階においても、包括照会対象者については、情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報等を取得する。
- 5-① 年金給付システムは、包括照会対象者を抽出し、対象者の基礎年金番号、給付金種別等を年金業務システムに転送する。
- 5-② 年金業務システムは、年金給付システムから転送された包括照会対象者の基礎年金番号に紐付く個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構へ同一住所者全員の基本4情報及び個人番号を照会し、取得し、地方公共団体情報システム機構から取得した同一住所者全員の個人番号をもとに情報提供ネットワークシステムを通じて、住民票関係情報を取得する。
- 5-③ 年金業務システムは、情報提供ネットワークシステムから取得した住民票関係情報をもとに、審査対象者(請求者と同一世帯である者)を特定し、情報提供ネットワークシステムを通じて包括照会対象者及び審査対象者の地方税関係情報を取得する。
- 5-④ 年金業務システムは、包括照会対象者の基礎年金番号、地方税関係情報、審査対象者の地方税関係情報を年金給付システムに転送する。
- 5-⑤ 年金給付システムは、年金業務システムから回付された情報に基づき、給付金の所得基準額等と比較して引き続き給付金の支給要件に該当した者について継続認定処理等を行い、それ以外の場合は不該当処理を行う。
- 5-⑥ 年金給付システムは各種通知書情報(個人番号は含まれない。)を作成して各種通知書を作成し、給付金受給者へ送付する。
又は各種通知書作成用電子媒体(DVD)を作成し、機構本部職員は作成した電子媒体を業務委託業者へ渡す。業務委託業者は媒体を基に給付金振込通知書等(紙)を作成し、給付金受給者へ送付する。

(別添1) 事務の内容

9. 情報提供ネットワークシステムを通じた外部機関(国・地方公共団体等)への情報提供事務



(備考)

1. 外部機関への情報提供

1-① 記録管理システム等から年金業務システム内の中間サーバーに、あらかじめ照会の可能性がある情報の副本データを専用線で転送又は電子媒体を使用して格納する。

1-② 情報提供ネットワークシステムを通じて、外部機関から照会を受ける。

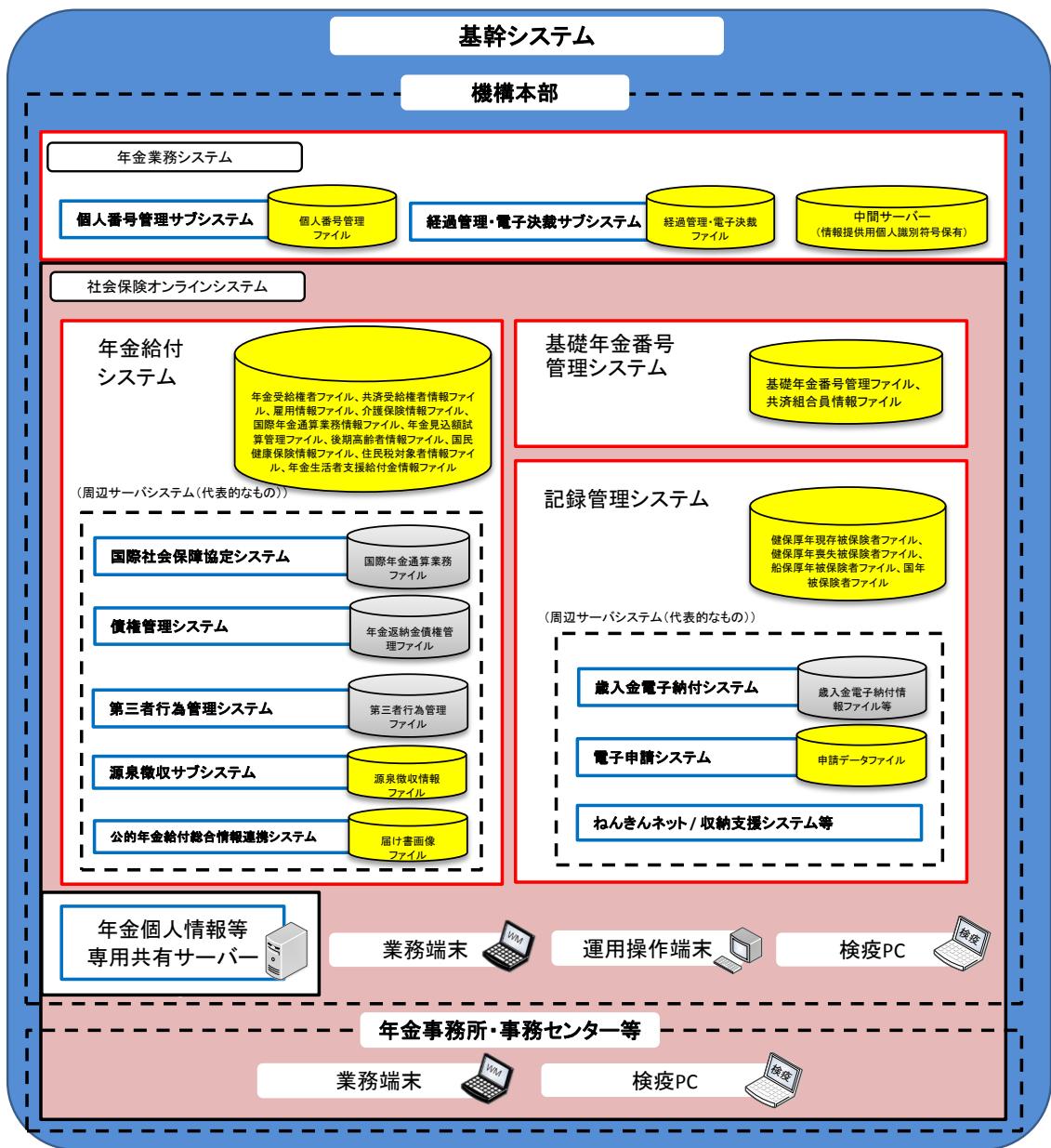
1-③ 外部機関へ情報提供ネットワークシステムを通じて、照会に係る情報を提供する。

※機関から外部機関に照会する流れについては、(別添1)事務の内容3. ~6. 及び8. を参照。

※情報提供用個人識別符号とは、情報提供ネットワークシステムを通じてそれぞれの機関が保有する情報の連携を行う際に使用する連携のキーとなる番号である。個人番号を直接のキーとして用いず、当該個人の住民票コード、個人番号が推測できないように生成された符号を連携のキーとして用いることにより、安全性を確保することとしている。なお、この符号は住民票コードを基に総務大臣が生成する。

(別添1) 事務の内容

参考. 公的年金業務に関するシステム概要



(備考)

インターネット環境から切り離された領域に設置される、公的年金業務等で使用する基幹システムは、基礎年金番号管理システム、記録管理システム、年金給付システム及び年金業務システム等で構成されている。

【年金業務システム】

個人番号管理サブシステム、経過管理・電子決裁サブシステム、中間サーバーで構成され、個人番号と基礎年金番号の対応関係の管理、届け書の受付・入力処理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を行う。

【基礎年金番号管理システム】

基礎年金番号の扱出し、管理を行う。

【記録管理システム(周辺サーバシステムを含む。)】

主に被保険者の資格及び保険料の納付状況の記録の管理、保険料計算及び納入告知書の作成を行う。

【年金給付システム(周辺サーバシステムを含む。)】

主に年金受給者記録の管理、年金額計算、年金の支払を行う。

【年金個人情報等専用共有サーバー】

年金個人情報を取り扱うための専用のファイル共有サーバーであり、基幹業務の実施にあたり、アクセス権が適切に管理された専用共有フォルダにおいて、年金個人情報等の作成・取得及び保有を行う。

【機構本部に設置されている運用操作端末】

主に上記のシステムの保守作業、上記のシステムにて管理している情報を電子媒体に書き出す際に使用する。

【年金事務所・事務センター等に設置されている業務端末等】

業務端末は上記の各システムへ接続し、申請、届け書の入力等の処理を行う。検疫PCは被保険者等や他の機関から送付された電子媒体の検疫、読み込み等の作業を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
公的年金業務等に関するシステム関連ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	基礎年金番号を保有する被保険者、年金受給権者、年金受給権者の扶養親族、機構又は3共済に提出された届け書を機構又は3共済の間に回付する必要がある者等	
その必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所等の窓口での個人番号による、年金に関する相談・照会業務、届け書の受付業務に対応するため。 ・法定調書への個人番号の記載を行う等のため。 ・3共済と届け書(画像データ)の授受を行うため。 ・事務センター等で個人番号の記載された各届け書等の受付、審査、入力処理を行うため。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた外部機関からの情報照会への回答を行うため。 	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 <input type="checkbox"/> ・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他 () 	
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号、4情報、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 2. 個人番号対応符号:外部機関との情報連携を行う際に必要となるため保有 3. 連絡先(電話番号等):被保険者等に連絡を取る際に必要となるため保有 4. その他住民票関係情報:住民票コードを基に地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会するために保有 5. 国税関係情報:年金からの所得税の源泉徴収事務に必要となるため保有 6. 地方税関係情報:年金からの住民税の特別徴収事務等に必要となるため保有 7. 医療保険関係情報:健康保険の被保険者の適用及び保険料徴収に係る情報を協会けんぽに回付するために保有 8. 生活保護・社会福祉関係情報:国民年金保険料の法定免除に係る事務に必要となるため保有 9. 雇用・労働関係情報:国民年金保険料免除・納付猶予申請の審査、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険関係給付との併給調整の事務に必要となるため保有 10. 年金関係情報:被保険者の年金記録の管理及び年金記録等を基に年金額を決定し、年金受給権者に年金を支給する事務に必要となるため保有 	
全ての記録項目	別添2を参照	
⑤保有開始日	平成28年11月	
⑥事務担当部署	機構本部(事業企画部門、事業推進部門)、事務センター、年金事務所、年金相談センター、常設型出張相談所	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人	
	[<input type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署	(厚生労働省(労働基準局、職業安定局))
	[<input type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等	(日本私立学校振興・共済事業団、地方公務員災害補償基金、協会けんぽ)
	[<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人	(市区町村、都道府県)
	[<input type="radio"/>] 民間事業者	(事業主、船舶所有者)
②入手方法	[<input type="radio"/>] その他	(地方公共団体情報システム機構、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合)
	[<input type="radio"/>] 紙	[<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム
	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	
	[<input type="radio"/>] その他	(e-Gov)

	<p>○地方公共団体情報システム機構からの特定個人情報の入手 【平成28年11月～12月(初期創成)】</p> <p>個人番号管理サブシステムは、平成28年11月に機構が既に保有している住民票コードにより、地方公共団体情報システム機構に個人番号の照会を行い、取得した個人番号をもとに、同年12月までに基礎年金番号と紐付け、個人番号管理ファイルの初期創成を行う。</p> <p>【平成29年1月～(20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等)】</p> <p>個人番号管理サブシステムは、平成29年1月以降、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等について、住民票コードにより、月次で、地方公共団体情報システム機構へ個人番号の照会を行い、地方公共団体情報システム機構から提供された個人番号と基礎年金番号を紐付け、個人番号管理サブシステムに登録する。</p> <p>【平成30年3月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、20歳等の年齢に到達した者の国民年金加入手続及び国民年金未適用者への適用勧奨のために、20歳等到達予定者の個人番号及び基本4情報を地方公共団体情報システム機構から取得する。 ・毎月、地方公共団体情報システム機構から被保険者、年金受給権者等のうち氏名、住所等の変更があった者に係る基本4情報の異動情報を取得する。 <p>○本人又は本人の代理人からの特定個人情報の入手 【平成29年1月～】</p> <p>本人又は本人の代理人(指定全額免除申請事務取扱者及び学生納付特例事務法人を含む。以下同じ。)から個人番号が記載された資格取得届、裁定請求書等の各種申請、届出に対応するため、平成29年1月から、個人番号等登録届を新設するほか、現況届、裁定請求書等に個人番号の記載欄を設け、未収録者からの届出により隨時、個人番号を取得する。</p> <p>【平成29年4月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金の受給権者が、年金請求時や年、月ごとに、本人及び扶養親族等の個人番号が記載された扶養親族等申告書を提出する際に、本人・扶養親族の個人番号、氏名等の特定個人情報を取得する。 ・年金の受給権者が、機構に裁定請求書等を提出する際、隨時取得する。 <p>【平成30年3月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金の受給権者が、機構に裁定請求書等を提出する際、本人・配偶者の個人番号等を随时取得する(e-Govからの入手を含む。)。 ・3号特例該当届等の本人又は本人の代理人から提出される個人番号が記載された届け書により、隨時、個人番号等の特定個人情報を取得する。 <p>○市区町村からの特定個人情報の入手 【平成29年4月～】</p> <p>市区町村から地方税電子化協議会を経由し、年金からの特別徴収に必要な住民税特別徴収額情報、住民税特別徴収停止等情報(停止等依頼)(以下「住民税特別徴収額情報等」という。)を電子媒体により月次で取得する。</p> <p>【平成30年3月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号被保険者からの国民年金被保険者関係届等の届出に基づき、市区町村から報告される報告書により、個人番号、資格取得年月日等の特定個人情報を随时取得する。 ・未収録者解消のため、隨時に未収録者の個人番号の提供を求め、個人番号を取得する。 <p>○2共済からの特定個人情報の入手 【平成29年4月～】</p> <p>年金からの特別徴収に必要な住民税特別徴収対象者等の情報を専用線により月次で取得する。</p> <p>○3共済からの特定個人情報の入手 【平成29年4月～】</p> <p>年金の受給権者が、3共済に裁定請求書等を提出した際、3共済から回線により随时取得する。なお、裁定請求書と扶養親族等申告書の様式は、一体となっており、裁定請求書は専用線を通じて請求書の画像が回付されるが、扶養親族等申告書の原本は、年金支払者に提出することとされているため、紙の原本が送付される。</p> <p>○事業主等又は3共済からの特定個人情報の入手(e-Govからの入手を含む。) 【平成30年3月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令上、事業主等又は3共済を経由して提出される届け書により、個人番号、氏名、生年月日、資格取得年月日等の特定個人情報を随时、取得する。 ・未収録者解消のため、随时に未収録者の個人番号の提供を求め、個人番号を取得する。 <p>○情報提供ネットワークシステムを通じた取得 【実施時期未定】</p> <p>本人等から提出される裁定請求書等の審査、国民年金保険料の継続免除及び収納対策等に必要な以下の情報を情報提供ネットワークシステムを通じて取得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報(市区町村) ・地方税関係情報(市区町村) ・雇用保険給付関係情報(職業安定局) ・生活保護関係情報(市区町村・都道府県) ・労働者災害補償関係情報(労働基準局) ・地方公務員災害補償関係情報(地方公務員災害補償基金) <p>※()内は情報取得元</p>
--	--

	<p>○地方公共団体情報システム機構からの特定個人情報の入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月から個人番号による年金の相談・照会業務を実施するため、平成28年11月から同年12月までの間に基礎年金番号と個人番号の紐付けを行う。 ・平成29年1月以降については、機構の住民票コード収録処理が月次で行われているため、地方公共団体情報システム機構への住民票コードによる個人番号照会も月次で行う。 ・20歳到達者の基礎年金番号新規付番処理を月次で行うため、地方公共団体情報システム機構から個人番号及び基本4情報の取得を月次で行う。 ・国民年金未適用者への届出勧奨を行うため、地方公共団体情報システム機構から一定の年齢到達者について個人番号及び基本4情報の取得を月次で行う。 ・被保険者等に係る住所変更届や氏名変更届等の届出省略のため、基本4情報の異動情報を月次で照会し、異動情報を取得する。 ・なお、番号法第14条(提供の要求)第2項において、機構は地方公共団体情報システム機構に対し、本人確認情報の提供を求める能够性が規定されている。 <p>○本人又は本人の代理人からの特定個人情報の入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び各年金関係法令に基づき、個人番号が個人番号管理サブシステムに登録されていない未収録者からの個人番号等登録届等の届出により随時、個人番号を入手する。 ・税法に基づき、扶養親族等申告書には年金受給権者及び扶養親族等の個人番号を記載することが規定されており、年金受給権者からの届出により随時、入手する。 ・各年金関係法令に、裁判請求書等の届け書に個人番号の記載を要することを規定することにより、個人番号及び届け書情報を被保険者、年金受給権者等からの届出により随時、入手する。 <p>○市区町村からの特定個人情報の入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係法令に基づき、機構は年金から住民税の特別徴収を行うこととされており、そのため市区町村から地方税電子化協議会を経由して、年金からの特別徴収に必要な住民税特別徴収額情報を電子媒体により月次で取得する。 ・国民年金関係法令に、国民年金被保険者関係届等の届け書には個人番号の記載をすることを規定することにより、個人番号及び資格取得年月日等の届け書情報を市区町村からの報告により随時入手する。 ・国民年金関係法令に基づく法定受託事務に係る個人番号利用事務実施者である市区町村から、国民年金の事務に必要な範囲で未収録者の情報を取得する。 <p>○2共済からの特定個人情報の入手</p> <p>地方税関係法令に基づき、2共済は住民税特別徴収対象者の個人番号を含む情報を機構に送付し、機構は、各年金保険者の情報をまとめた上で、地方税電子化協議会に送付することとされている。</p> <p>○3共済からの特定個人情報の入手</p> <p>厚生年金保険関係法令に基づく年金受給関係の届け書については、3共済で受け付けた際は機構に送付することとされている。なお、裁判請求書と扶養親族等申告書の様式は、一体となっており、裁判請求書の回付を受ける際に併せて扶養親族等申告書も送付される。</p> <p>○事業主等又は3共済からの特定個人情報の入手(e-Govからの入手を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険関係法令に、資格取得届等の届け書に個人番号の記載を要することを規定することにより、個人番号及び資格取得日等の届け書情報を、事業主等からの届け書の提出により随時入手する。 ・国民年金関係法令に、3号関係届の届け書に個人番号の記載を要することを規定することにより、個人番号及び資格取得日等の届け書情報を事業主等又は3共済からの届け書の提出により随時入手する。 ・厚生年金保険関係法令に規定することにより(検討中)、個人番号関係事務実施者である事業主等又は3共済から厚生年金保険の事務に必要な範囲で未収録者の情報を取得する。 <p>○情報提供ネットワークシステムを通じた取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年金法令に、年金の裁判請求書等の届け書に個人番号の記載を要することを規定することにより、届け書の審査に必要な住民票情報、地方税情報等の情報を随时取得し、添付書類の添付省略を実施する。 ・なお、情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の取得については、番号法第19条第7号に基づき番号法別表第2に規定された事務手続において情報取得できることとなっている。
--	---

	<p>○地方公共団体情報システム機構からの特定個人情報の入手 番号法第14条(提供の要求)第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し、本人確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、機構が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報を入手することが明示されている。</p> <p>○本人又は本人の代理人からの特定個人情報の入手 ・番号法、各年金法令、健康保険法、税法等に基づき、機構が行う業務及び年金請求書等の届出の際に個人番号を利用すること、機構から協会けんぽへ被保険者の資格に関する情報等(個人番号を含む。)の提供を行うことが明示されている。 ・税法に基づき、扶養親族等申告書には年金受給権者及び扶養親族等の個人番号を記載することが規定されており、年金受給権者からの届出により随時、入手することが明示されている。</p> <p>○市区町村からの特定個人情報の入手 ・地方税関係法令に基づき、機構は年金から住民税の特別徴収を行うこととされており、そのため市区町村から地方税電子化協議会を経由して、年金からの特別徴収に必要な住民税特別徴収額等を電子媒体により月次で取得する。 ・国民年金関係法令に、国民年金の資格取得等の届け書に個人番号を記載することを規定することにより、機構が国民年金の事務を行うに当たり特定個人情報を入手することを明示している。</p> <p>○2共済からの特定個人情報の入手 地方税関係法令に基づき、2共済は住民税特別徴収対象者の個人番号を含む情報を機構に送付し、機構は、各年金保険者の情報をまとめたうえで、地方税電子化協議会に送付することとされている。</p> <p>○3共済からの特定個人情報の入手 厚生年金保険関係法令に年金請求書等の届け書には、個人番号の記載をすることを規定するとともに、被用者年金一元化により、法令上、共済組合等とは相互に業務に必要な情報の提供を行うことが明示されている。</p> <p>○事業主等又は3共済からの特定個人情報の入手 ・厚生年金保険関係法令に、厚生年金資格取得等の届け書には個人番号の記載をすることを規定することにより、機構が厚生年金保険の事務を行うに当たり特定個人情報を入手することを明示されている。 ・国民年金関係法令に、3号関係届の届け書に個人番号を記載することを規定することにより、機構が特定個人情報を入手することを明示されている。</p> <p>○情報提供ネットワークシステムを通じた取得 番号法第19条第7号において番号法別表第2に規定された事務手続において情報を取得できることが規定されており、機構が情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を取得することが明示されている。</p>												
<p>⑥使用目的</p> <p>※</p>	<p>・個人番号と基礎年金番号との紐付けを行い、年金相談、照会時に個人番号カード等により提示された個人番号により基礎年金番号を検索し、年金相談・照会事務を行う。 ・厚生年金関係法令に基づき、協会けんぽが行う事務において必要となる特定個人情報を協会けんぽへ提供するために使用する。 ・税法、地方税関係法令の規定に基づき、扶養親族等申告書に年金受給権者及び扶養親族等の個人番号を記載して提出させることにより、公的年金から所得税等を源泉徴収する事務、源泉徴収票及び公的年金等支払報告書への個人番号の記載や、国税庁への公的年金等の源泉徴収票の提出、地方税の特別徴収事務にかかる情報の市区町村への回付(2共済への回付も含む。)を行う際に使用する。 ・厚生年金保険法に基づき、年金受給に関する各種届け書等のワンストップサービスを行うため、他の実施機関で処理が必要な届け書を受け付けた実施機関は、届け書を画像化し、公的年金給付総合情報連携システムを使用して当該他の実施機間に電子回付する。 ・各年金法令等に基づく届出に個人番号を利用することにより、被保険者等の届出の利便性を向上させる他、届け出された個人番号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて届け書の審査に必要となる情報を取得し添付書類の省略を行うために使用する。</p>												
	変更の妥当性												
<p>⑦使用の主体</p> <p>※</p>	<p>使用部署</p> <p>機構本部(事業企画部門、事業推進部門)、事務センター、年金事務所、年金相談センター、常設型出張相談所</p>												
	<p>使用者数</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="500 1852 706 1897">[1,000人以上]</td> <td data-bbox="849 1852 976 1897"><選択肢></td> <td data-bbox="849 1897 976 1923">1) 10人未満</td> <td data-bbox="1151 1897 1278 1923">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="849 1923 976 1950">3) 50人以上100人未満</td> <td data-bbox="1151 1923 1278 1950">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="849 1950 976 1977">5) 500人以上1,000人未満</td> <td data-bbox="1151 1950 1278 1977">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[1,000人以上]	<選択肢>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満			3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満			5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
[1,000人以上]	<選択肢>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満										
		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満										
		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上										

⑧使用方法 ※	<p>次の事務において、個人番号と基礎年金番号を紐付けて管理している特定個人情報を使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号と基礎年金番号の対応関係を記録管理する事務 2. 個人番号による年金の相談・照会業務 3. 厚生年金保険等の適用・徴収事務 4. 船員保険の適用・徴収事務 5. 国民年金の適用・徴収事務 6. 年金給付関係事務 7. 税関係業務 8. 情報提供ネットワークシステムを通じた外部機関(国・地方公共団体等)への情報提供事務
情報の突合 ※	<p>○地方公共団体情報システム機構からの特定個人情報の入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期創成においては、機構で保持している住民票コードにより、地方公共団体情報システム機構から住民票コードに基づく個人番号と本人確認情報を受け取り、個人番号管理サブシステムに登録されている住民票コード、生年月日等と突き合わせて、一致した者について基礎年金番号と紐付け、個人番号管理サブシステムに登録する。 ・地方公共団体情報システム機構から取得した個人番号を年金業務システムに取込み、既に機構が保持している個人番号と突合した上で、基礎年金番号が付番されていない者であった場合には、住基4情報を基礎年金番号管理システムに回付し、基礎年金番号を新規付番し、個人番号と基礎年金番号を紐付け、個人番号管理サブシステムに収録する。 ・機構で保持している個人番号による地方公共団体情報システム機構への照会後、又は地方公共団体情報システム機構からの提供による個人番号及び基本4情報の異動情報を取得した際は、機構で保持している個人番号を突合の上、基本4情報の異動情報を個人番号管理サブシステムに収録する。その後、取得した異動情報を基に年金原簿を更新し、被保険者、年金受給権者等の氏名、住所等変更届出等の届出省略を行う。 <p>○本人又は本人の代理人からの特定個人情報の入手</p> <p>【個人番号等登録届等】</p> <p>個人番号等登録届等により取得した個人番号を確認するため地方公共団体情報システム機構へ個人番号の照会を行い、回答を受けた個人番号及び性別が入力処理した個人番号及び既保有情報の性別と一致した場合、個人番号と基礎年金番号を紐付け、個人番号管理サブシステムに登録する。</p> <p>【扶養親族等申告書】</p> <p>本人から扶養親族等申告書が提出された際は、機構が保有している基礎年金番号と突合の上、記録を特定し、源泉徴収サブシステムに個人番号等を収録する。</p> <p>【裁判請求書等】</p> <p>裁判請求書等が提出された際は、機構が保有している基礎年金番号と突合の上、記録を特定し、公的年金給付総合情報連携システムに届け書画像を収録する。</p> <p>【3号特例該当届等】</p> <p>3号特例該当届等が提出された際は、機構が保有している基礎年金番号と突合の上、記録を特定し、記録管理システム等の記録を更新する。</p> <p>○市区町村からの特定個人情報の入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村(地方税電子化協議会)から住民税特別徴収額等に関する特定個人情報を取得した際は、機構で保有する個人番号と突合の上、記録を特定し、取得した特別徴収額に基づき年金給付システムで年金からの住民税の特別徴収事務を行う。 ・個人番号が記載された国民年金関係の報告書等が提出された際は、機構で保持している個人番号と突合し、記録を特定の上、経過管理・電子決裁サブシステムに届け書の画像を収録し、当該報告書の処理に基づき、特定個人情報を個人番号管理サブシステム等に収録する。 <p>なお、報告書等に記載された個人番号を機構が保持していない場合には、地方公共団体情報システム機構に照会し、報告書等の記載と突合のうえ、個人番号及び基本4情報を個人番号管理サブシステム等に収録する。</p> <p>○2共済からの特定個人情報の入手</p> <p>2共済から住民税の特別徴収に関する特定個人情報を取得した際は、機構で保有する基礎年金番号と突合の上、記録を特定し、地方税電子化協議会への回付用情報を作成する。</p>

	<p>○3共済からの特定個人情報の入手 3共済から個人番号が記載された届け書画像が転送された際は、機構が保持している基礎年金番号の情報と突合の上、記録を特定し、公的年金給付総合情報連携システムに届け書画像等を収録する。</p> <p>○事業主等又は3共済からの特定個人情報の入手 個人番号が記載された厚生年金関係の届け書等が提出された際は、機構で保持している個人番号と突合し、記録を特定の上、経過管理・電子決裁サブシステムに届け書の画像を収録し、当該届け書の処理に基づき、特定個人情報を個人番号管理サブシステム等に収録する。 なお、届け書に記載された個人番号を機構が保持していない場合には、地方公共団体情報システム機関に照会し、届け書の記載と突合の上、個人番号及び基本4情報を個人番号管理サブシステム等に収録する。</p> <p>○情報提供ネットワークシステムを通じた取得 個人番号が記載された届け書等が提出された際等に、情報提供ネットワークシステムを通じて情報取得を行う際は、個人番号対応符号により個人番号管理サブシステムから情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会先に照会を行い、情報を取得し、確認等を行う。</p>
情報の統計分析 ※	個人の属性・特徴等に着目した分析は行わず、個人番号の収録率、処理件数等の統計処理のみを行う。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	被保険者、事業主等又は3共済からの届け書等に基づき、被保険者資格の確認、標準報酬月額の決定等を行い、年金受給権者からの届け書等に基づき年金の裁定等を行っている。
⑨使用開始日	平成28年11月14日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (9) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	個人番号が収録されていない者から報告された個人番号のシステムへの入力等に係る事務
①委託内容	平成29年1月以降、個人番号が収録されていない者から提出された個人番号等登録届により入手した個人番号について、基礎年金番号と紐付けるための処理に対応するため、当該届け書を基に個人番号管理サブシステム登録用の電子媒体データ(基礎年金番号、生年月日、個人番号)を作成する業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<選択肢> [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	年金制度対象者のうち機構で個人番号を把握していない者
その妥当性	機構で個人番号を把握していない者については、個人番号による年金の相談業務等に使用できるようシステムに個人番号と基礎年金番号の紐付情報を収録しておく必要があるため。
③委託先における取扱者数	<選択肢> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、機構ホームページに掲載
⑥委託先名	未定
再委託	⑦再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
委託事項2	年金相談窓口、年金相談センター、常設型出張相談所の運営業務
①委託内容	年金事務所の年金相談窓口等において、年金受給者からの相談、照会の対応を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<選択肢> [1,000万人以上] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	基礎年金番号を保有する被保険者、年金受給権者等
その妥当性	機構は、各年金法令において被保険者等に対し相談を行うことが規定されており、その業務は「日本年金機構法」において委託することが可能とされている。

③委託先における取扱者数	[1,000人以上]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="radio"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> その他 ()]]]])
⑤委託先名の確認方法	機構ホームページに掲載	
⑥委託先名	年金相談窓口の相談業務:各都道府県社会保険労務士会 年金相談センター、常設型出張相談所の運営業務:全国社会保険労務士会連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	各都道府県社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会(以下「社労士会」という。)は、社会保険労務士法に基づき名簿に登録された社会保険労務士に対し、機構から課せられている守秘義務等と同等以上の条項を含む契約を速やかに社会保険労務士と締結し、社会保険労務士から当該契約を誠実に実施することの誓約書の提出を受けた上で、再委託することができる。 社会保険労務士と締結した契約及び社会保険労務士から提出を受けた誓約書について、機構は社労士会から提出を受ける。 社労士会に対し、社会保険労務士への再委託を実施する場合は、「再委託承認申請書」による事前申請を徹底するよう指示している。 ※社労士会との委託契約は、公的年金制度に関する唯一の国家資格者である社会保険労務士にのみ再委託を可能とするものであり、それ以外の第三者には委託できないことを契約上明確にしており、特定個人情報の適切な保護及び管理を図っている。 ※社会保険労務士への再委託に当たって、機構による事前承認手続きが必要となる。
	⑨再委託事項	年金事務所等の年金相談窓口において、年金の相談・照会への対応を行う。
	委託事項3	協会けんぽへのデータ提供用電子媒体の作成
①委託内容	協会けんぽへのデータ提供用の電子媒体の作成業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	協会管掌健康保険及び船員保険の被保険者、被扶養者
	その妥当性	健康保険法及び船員保険法において、厚生労働大臣は協会けんぽに被保険者及び被扶養者の資格に関する事項等の提供を行うことが規定されており、これに係る事務は機構に委託されている。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> その他 ()]]]])
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、機構ホームページに掲載	
⑥委託先名	未定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4	年金受給権者から報告された扶養親族等申告書のシステムへの入力等に係る業務	
①委託内容	平成29年4月以降、年金受給権者から提出された扶養親族等申告書に基づき、源泉徴収サブシステム登録用の電子媒体データ(基礎年金番号、生年月日、個人番号等)を作成する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの一部 2) 特定個人情報ファイルの全體

	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	税法上、扶養親族等申告書を提出することとされている者
	その妥当性	税法上、扶養親族等申告書には個人番号を記載することが定められており、機構では税務署報告用源泉徴収票及び市区町村へ提出する公的年金等支払報告書に個人番号を記載する必要がある。そのため、本人からの届出に基づき、システムに特定個人情報を収録する必要がある。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	機構ホームページに掲載	
⑥委託先名	多数のため機構ホームページに掲載	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5	公的年金等支払報告書(月次分)の発送業務委託	
①委託内容	公的年金等支払報告書(月次分)について、市区町村ごとに区分をし、封入封緘の上、簡易書留で発送する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	公的年金等支払報告書の修正変更等により月次で発行する報告書の対象者
	その妥当性	地方税法上、公的年金等支払報告書には個人番号を記載して報告することが定められている。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	機構ホームページに掲載	
⑥委託先名	株式会社SBC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6		源泉徴収サブシステムでの媒体収録・読み込み業務
①委託内容		・源泉徴収サブシステムで作成される国税庁や地方税電子化協議会等に送付する源泉徴収情報ファイルを媒体に収録する業務 ・地方税電子化協議会から受領した住民税特別徴収額情報媒体を源泉徴収サブシステムに読み込む業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	基礎年金番号を保有する被保険者、年金受給権者、扶養親族等	
その妥当性	<p>税法上、税務署報告用源泉徴収票及び市区町村へ提出する公的年金等支払報告書には個人番号を出力する必要があるため、本人からの届出に基づき特定個人情報を収録する必要がある。</p> <p>地方税法上、住民税特別徴収額情報には個人番号を出力する必要があるため、本人からの届出に基づき特定個人情報を収録する必要がある。</p>	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法	機構ホームページに掲載	
⑥委託先名	株式会社日立社会情報サービス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項7		公的年金業務等に係る届け書、申出書、請求書等の入力等に係る事務
①委託内容		平成30年3月以降に提出される公的年金業務及び年金生活者支援給付金等に係る届け書等の受付に係る事務、電子媒体により提出された届け書の検査作業、届け書等に記載された個人番号、資格取得年月日、受付年月日等を社会保険オンラインシステム又は年金業務システム等に入力する事務、届け書等の情報を年金業務システム等に登録するための電子媒体データを作成する業務、届け書等の編集を行う事務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	基礎年金番号を保有する被保険者、年金受給権者等	
その妥当性	年金記録を正確に管理し、正しく年金を給付するため、大量の届け書、申出書、請求書等に記載された情報を、効率的にデータ化して、システムに入力する必要がある。	

③委託先における取扱者数		<選択肢> [1,000人以上] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		機構ホームページに掲載	
⑥委託先名		多数のため機構ホームページに掲載	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項8		磁気テープ等の保管及び管理等に関する業務	
①委託内容		機構が指定した磁気テープ等を集荷し倉庫に保管・管理する業務、指定した磁気テープ等を出庫し配達する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> [1,000万人以上] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	基礎年金番号を保有する被保険者、年金受給権者等	
	その妥当性	機構が保有する被保険者及び年金受給者に関する記録等は、災害発生時のデータ滅失等の事態を防ぐためバックアップデータを磁気テープやマイクロフィルムなどの記録媒体に収録しているが、これらの磁気テープ等を安全かつ確実に保管する必要がある。	
③委託先における取扱者数		<選択肢> [500人以上1,000人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (マイクロフィルム)	
⑤委託先名の確認方法		機構ホームページに掲載	
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイブズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項9		電子申請システムでの媒体収録・読み込み業務
①委託内容		e-Govを経由して提出される電子申請、年金受給権者の年金見込み額照会等に係る情報を電子媒体に収録する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		基礎年金番号を保有する被保険者、年金受給権者、扶養親族等
その妥当性		電子申請により提出される届出・申請等に係る情報を、年金給付システム等に入力する際に使用するため。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		機構ホームページに掲載
⑥委託先名		株式会社NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (32) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	協会けんぽ	
①法令上の根拠	健康保険法第51条の2及び船員保険法第28条の規定により厚生労働大臣は協会けんぽに被保険者及び被扶養者の資格に関する事項等の提供を行うこととされており、これに係る事務は健康保険法第205条の2及び船員保険法第153条により機構に委託されている。	
②提供先における用途	機構から提供された資格記録情報等に基づき協会けんぽの被保険者及び被扶養者について医療保険分野の情報連携を実施する。	
③提供する情報	個人番号、基礎年金番号、基本4情報等	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	協会管掌健康保険及び船員保険の被保険者、被扶養者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	<p>・平成29年2月(初回提供) 被保険者(70歳以上の被保険者を除く。)について電子媒体を使用して情報の提供を行う。 ・平成29年6月～平成30年2月(週次) 被保険者(70歳以上の被保険者を除く。)について電子媒体を使用して情報の提供を行う。 ・平成30年3月以降(日次) 被保険者(70歳以上の被保険者を除く。)について専用線を使用して情報の提供を行う。 ・平成30年11月以降(予定)(提供頻度は今後協会けんぽと調整予定) 70歳以上の被保険者、被扶養者について電子媒体を使用して情報の提供を行う。</p>	
提供先2	国税庁	
①法令上の根拠	所得税法第226条の規定により、公的年金等の支払いをした者は、翌年1月31日までに源泉徴収票を税務署長に提出することとされている。	
②提供先における用途	年金の支払額、源泉徴収税額、扶養親族等を確認し、所得税関係の業務に使用する。	
③提供する情報	年金受給権者の個人番号、氏名、生年月日、住所、年金の支払者の名称、所在地、所得税額等	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢年金の受給権者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	平成30年1月以降(年次・月次)	

提供先3	市区町村(地方税電子化協議会)
①法令上の根拠	地方税法第317条の6の規定により、公的年金等の支払をした者は、翌年1月31日までに公的年金等支払報告書を市区町村長に提出することとされている(法令に基づき、事務は地方税電子化協議会を経由して行っている。)。
②提供先における用途	年金の支払額、源泉徴収税額、扶養親族等を確認し、所得税関係の業務に使用する。
③提供する情報	年金受給権者の個人番号、氏名、生年月日、住所、年金の支払者の名称、所在地、所得税額等
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1,000万人以上] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢年金の受給権者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	平成30年1月以降(年次、月次)
提供先4	市区町村(地方税電子化協議会)
①法令上の根拠	地方税法第321条の7の3の規定により、公的年金等の支払者は毎年5月25日までに65歳以上の老齢年金の受給者に係る年金の種類、年額等を市区町村長に報告することとされており、法令に基づき、地方税電子化協議会を経由して行っている。
②提供先における用途	老齢年金からの住民税の特別徴収のために使用する。
③提供する情報	年金受給権者の個人番号、氏名、住所、性別、生年月日、年金の種類、年額、支払者の名称等
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1,000万人以上] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢年金の受給権者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	平成29年4月以降(月次、年次)
提供先5	2共済
①法令上の根拠	地方税法施行令第48条の9-14の規定により、年金からの住民税の特別徴収に関して、機構が年金保険者のとりまとめを行うことから、地方税電子化協議会から受領した共済年金受給者に係る特別徴収税額等を2共済に回付する。
②提供先における用途	退職共済年金からの住民税の特別徴収のために使用する。
③提供する情報	年金受給権者の個人番号、基礎年金番号、氏名、住所、性別、生年月日、特別徴収税額等
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	退職共済年金の受給権者		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙)
⑦時期・頻度	平成29年4月以降(月次、年次)		
提供先6	3共済		
①法令上の根拠	厚生年金保険法第100条の3の2に基づき、実施機関は、他の実施機関の事務の一部を行うこととされており、機構で受付した3共済分の裁定請求書は3共済へ、3共済で受付した機構分の裁定請求書は機構へ回送する。		
②提供先における用途	年金の支給決定、支払、所得税の源泉徴収事務等に使用する。		
③提供する情報	裁定請求書の画像情報、扶養親族等申告書		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	共済年金等の受給権者		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] 紙)
⑦時期・頻度	平成29年4月以降		
提供先7	市区町村		
①法令上の根拠	1号被保険者に係る届出は、国民年金法第3条、地方自治法第2条第9項第1号に基づく法定受託事務として国民年金法第12条第1項及び第4項等の規定により市区町村が行うこととなっている。そのため、機構から1号被保険者等の適用勧奨等を実施した情報や市区町村が行う事務に使用する情報、及び市区町村から報告された届け書に関して処理結果等を市区町村に連絡する必要がある。		
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村で受理した届け書の処理結果を確認し、市区町村が国民年金関係書類受付処理簿に処理経過を記載する。 ・上記の法定受託事務に付随して発生する被保険者からの相談等に対応するために使用する。 ・上記の法定受託事務の届出の受付等に対応するために使用する。 		
③提供する情報	1号被保険者の個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、年金加入記録等		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1,000万人以上] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1号被保険者		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] その他 (機構の業務端末を市区町村に貸与し、その業務端末を介して市区町村に提供する。)	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] 紙)
⑦時期・頻度	平成30年3月以降、市区町村からの報告に基づき処理を行った都度		

提供先8	情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供(別紙1のとおり)			
①法令上の根拠	別紙のとおり			
②提供先における用途	別紙のとおり			
③提供する情報	別紙のとおり			
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり			
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙		
⑦時期・頻度	別紙のとおり			
提供先9~10				
提供先11~15				
提供先16~20				
移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲				
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙		
⑦時期・頻度				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15				
移転先16~20				

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>○各システム内に保存される特定個人情報ファイル 特定個人情報ファイルは、セキュリティゲートによって入退室管理されている建物の中で、更に入退室管理※を行っている機械室(マシン室)に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>※機構本部に設置しているマシン室に入退室するには、事前に「マシン室入室許可申請書」で入退出管理者の許可を得ることを必要とし、入退室の際に「入退室管理簿」に所属、氏名、入室時間、退室時間を記入し、記録を残すこととしている。また、マシン室の入口に守衛(入退室管理対応者)を設置しており、入退出する際には、身分証明書等の確認、持ち物検査や身体検査等を行い、許可無く電子媒体等により情報の持出しが行われないよう確認している。なお、マシン室の入口は、生体認証装置が取り付けられており、入室の許可を受けた際に生体認証の登録をした者しか入室できない仕組みになっている。さらに、入退室を行う経路には監視カメラを設置しており、関係者以外の侵入が行われないよう監視している。</p> <p>○年金個人情報等専用共有フォルダ(以下「専用共有フォルダ」という。)内に保存される特定個人情報 ・インターネット環境から切り離した基幹システムの領域に設置している専用共有フォルダ内に、年金業務システムで作成された事務センター等に配付が必要な特定個人情報を格納する。 ・専用共有フォルダ内の格納場所については、機構本部において、アクセス制御したフォルダを作成し、必要最小限の職員のみがアクセスできる環境とする。</p> <p>○届け書の情報を収録した電子媒体、各システムの情報を書き出した電子媒体、市区町村(地方税電子化協議会を経由するものも含む。)から提供される電子媒体及び地方公共団体情報システム機構から提供される電子媒体内に保存される特定個人情報ファイル 特定個人情報ファイルが収録された電子媒体は、機構の各拠点内の鍵付の保管庫に保管する。</p>
期間	<p>○各システム内に保存される特定個人情報ファイル 年金の業務においては、遺族年金の支給等のため本人の死後も含めて長期間にわたって記録を管理する必要があることや、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」(平成19年法律第111号)に基づき遡って年金の支払を行うことがあることから、記録の保管期間を定めず、恒久的に保管することとしている。</p> <p>○専用共有フォルダ内に保存される特定個人情報 事務センター等において、専用共有フォルダ内に格納された特定個人情報の内容を紙に印刷するまでの間とする。</p> <p>○届け書の情報を電子媒体に収録した特定個人情報ファイル ・事業主等から電子媒体申請として提出された電子媒体については、事務センター等で受付後、受付管理簿に電子媒体を受理した旨の記録を残し、入力処理を行うまでの間、鍵付の保管庫に保管する。なお、当該電子媒体をシステムに取り込んだ後は、所定の期間、鍵付の保管庫に保管する。 ・届け書の情報を各システムに登録するために、外部委託業者に作成させる当該情報が含まれる電子媒体(以下「登録用電子媒体」という。)については、委託業者から機構本部の職員が当該電子媒体を受理した際に、受付管理簿に電子媒体を受理した旨の記録を残し、鍵付の保管庫に保管する。 ・電子申請システム内に保管されている申請データについては、処理完了後電子媒体に収録し、電子申請システム内のデータは削除する。申請データが収録された電子媒体は、鍵付の保管庫に保管する。</p>
②保管期間 その妥当性	<p>○各システムから電子媒体に収録された特定個人情報ファイル 各システムから情報を収録した後、機構本部の担当部署が提供先等に直接持参するまでの間、電子媒体の管理簿に保管の記録を残し、鍵付の保管庫に保管する。なお、提供先等から当該電子媒体が返却された場合は、機構本部の担当部署で受領後、速やかに廃棄することにしており、保管はない。</p> <p>○市区町村(地方税電子化協議会を経由するものも含む。)から提供される電子媒体内の特定個人情報ファイル 機構本部の担当部署において、市区町村(地方税電子化協議会)から電子媒体を受理した際は、受付管理簿に電子媒体を受理した旨の記録を残し、鍵付の保管庫に保管する。</p> <p>○地方公共団体情報システム機構から提供される電子媒体内の特定個人情報ファイル 機構本部の担当部署において、地方公共団体情報システム機構から電子媒体を受理した際は、受付管理簿に電子媒体を受理した旨の記録を残し、鍵付の保管庫に保管する。</p>

	<p>○各システム内に保存される特定個人情報ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記理由から消去しない。ただし、公的年金給付総合情報連携システム内の届け書画像ファイルの情報のうち、処理が完結した届け書の情報は、処理完結後5年を経過した後に、電子媒体に情報を書き出し、システム内からその情報を削除することにしている。また、中間サーバーにおいても、情報提供等記録、お知らせ情報、副本データなどの情報を週次で電子媒体に書き出しを行うことにしている。なお、当該情報を書き出した電子媒体については、システム内の特定個人情報と同様に保管期間を定めず、恒久的に保管することにしている。 ・電子申請により入手した特定個人情報ファイルについては、機構本部で処理を行う際は、特定個人情報ファイルを電子媒体に書き出した後、システム内から情報を削除する。一方、事務センター等で処理を行う際は、電子申請に基づく入力処理の完了後、3ヵ月後にシステム内から情報を削除する。
	<p>○専用共有フォルダ内に保存される特定個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務センター等のアクセス権限を与えられた職員は、専用共有フォルダ内に格納された特定個人情報の内容を紙に印刷した後に、フォルダ内のデータを削除する。 ・機構本部において、特定個人情報の授受を行う専用共有フォルダ内のデータが削除されているかの点検を定期的に行う。また、データへのアクセスログを取得する。
	<p>○届け書の情報を電子媒体に収録した特定個人情報ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収録者の個人番号登録用に作成する登録用電子媒体、住民税の特別徴収の事務を行うために使用する地方税電子化協議会との情報の授受を行う電子媒体、各届け書のシステム登録用に使用する登録用電子媒体等については、機構本部の職員が、登録用電子媒体の情報を各システムに登録した後、速やかにメディアシュレッダーにて廃棄し廃棄証明書を作成し保管する。 ・事業主等から提出される電子媒体申請用の電子媒体は、入力処理後、所定の保存期間経過後、機構本部の担当部署において廃棄(消去)伺を作成し、責任者の許可を受けた後、速やかにメディアシュレッダーにて廃棄し廃棄証明書を作成し保管する。 ・経過管理・電子決裁サブシステムの入力対象届け書の情報をデータ化する際に利用する電子媒体(SSD)は、同じものを使い回すため、外部委託業者から受領した電子媒体(SSD)を経過管理・電子決裁サブシステムに読みませた後に、経過管理・電子決裁サブシステムを使用して職員が操作を行い、電子媒体(SSD)内に収録された情報の削除を行う。
③消去方法	<p>○各システムから電子媒体に収録された特定個人情報ファイル</p> <p>電子媒体による情報提供後、情報の提供先から電子媒体が返還された場合は、機構本部の担当部署において廃棄(消去)伺を作成し、責任者の許可を受けた後、速やかにメディアシュレッダーにて廃棄し廃棄証明書を作成し保管する。</p> <p>○市区町村(地方税電子化協議会を経由するものも含む。)から提供される電子媒体内の特定個人情報ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村(地方税電子化協議会を経由するものも含む。)から提供される電子媒体を使用してシステム内に情報を登録した後は、機構本部の担当部署において廃棄(消去)伺を作成し、責任者の許可を受けた後、速やかにメディアシュレッダーにて廃棄し廃棄証明書を作成し保管する。 ・市区町村から、国民年金被保険者関係届に係る報告として提供される電子媒体については、事務センターの担当部署で電子媒体を受領後、管理簿に電子媒体の管理の記録を残し、電子媒体を使用してシステム内に情報を登録した後、所定の期間保存後に、担当部署において廃棄(消去)伺を作成し、責任者の許可を受けた後、速やかにメディアシュレッダーにて廃棄し廃棄証明書を作成し保管する。 <p>○地方公共団体情報システム機構から提供される電子媒体内の特定個人情報ファイル</p> <p>地方公共団体情報システム機構から提供される電子媒体を使用してシステム内に情報を登録した後は、機構本部の担当部署において廃棄(消去)伺を作成し、責任者の許可を受けた後、速やかにメディアシュレッダーにて廃棄し廃棄証明書を作成し保管する。</p>

7. 備考

一

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙2のとおり。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

公的年金業務等に関するシステム関連ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報を入手を防止するための措置の内容	<p>○地方公共団体情報システム機構からの入手 【20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等】(平成29年1月～) 対象者を特定した上で、住民票コードにより、月次で、地方公共団体情報システム機構に情報の照会を行い、同一人に付与された個人番号が確認できた場合のみ情報の収録ができるようシステム制御されているため、対象者以外の者の情報は入手できない。 【初期創成】(平成28年11月～12月) 機構が既に保有している住民票コードにより、対象者を特定した上で地方公共団体情報システム機構に個人番号の照会を行い、個人番号を収録するため、対象者以外の者の情報は入手できない。 【20歳等到達者情報、基本4情報の異動情報】 あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対して、提供を求める対象者の条件等を提示し、その条件に適合した対象者のみの情報の提供を受けている。 【届け書の入力処理時の基本4情報の取得】 ・厚生年金の資格取得時等、届出者から提出された個人番号を基に地方公共団体情報システム機構から基本4情報を取得するが、届け書に記載された対象者のみの情報をシステム処理で自動的に取得することにしているため、届け書に記載された対象者以外の情報は取得しない。 ・なお、地方公共団体情報システム機構への照会の基になる個人番号は、届け書に記載された情報をシステムに入力したものを使用するが、入力に当たっては、委託業者において、エントリー・ペリファイ入力を行うことにより誤った番号を登録しないようにしている。</p> <p>○本人又は本人の代理人からの入手※ ・「個人番号等登録届」の提出を行う者は、基礎年金番号が付番された年金の被保険者、受給者等のうち、未収録者に限られており、情報の入手は、年金事務所等での年金相談時に機構のシステムにより個人番号の収録状況を確認する等、個人番号の未収録者であることが確認された場合に限られるため、未収録者以外の者の情報は入手しない。 ・現況届の提出者は、年金受給権者のうち未収録者に限られており、現況届には、当該未収録者本人の情報を記載させることとしているため、その者以外の者の情報は入手できない。 ・裁定請求書の提出を行う者は、年金を受給することになる者全員が対象となるが、個人番号の記載は任意であり、かつ、システムに個人番号の登録を行うのは未収録者に限られているため、未収録者以外の者の情報をシステムに入力しないよう、裁定請求書の受理時に個人番号の収録状況を確認する等、未収録者以外の者の情報をシステムに登録しないようにしている。 ・年金関係の届け書等が、本人(その代理人等を含む。)から直接又は郵送にて機構に提出された場合は、受付の際に特定個人情報を入手するが、書類は全て提出方式によるものであり、申出書や請求書の対象となる者に限定した情報のみ記載することとしているため、その者以外の者の情報は入手できない。 ・また、届け書等の受理に当たっては、機構で保有している個人番号及び基本4情報と、届け書等の情報を突き合わせ、対象者以外の情報を入手しないよう確認している。</p> <p>○市区町村からの入手 ・市区町村から地方税電子化協議会を経由して電子媒体(DVD)で住民税特別徴収額情報等を入手し、機構本部の職員が年金給付システムに入力処理を行うが、あらかじめ機構から市区町村(地方税電子化協議会を経由)に提供した特別徴収対象者に限定した情報のみ収録することとしているため、その者以外の者の情報は入手できない。 ・本人から届け出された情報を基に市区町村が作成する国民年金被保険者関係届等に係る報告書の様式には、入力処理等に必要な情報のみ記載することとしており、対象者以外の情報は提供されない。 ・未収録者解消の取組において、個人番号の提供を求めるリスト等は、システムにより作成し未収録者のみを記載するため、それ以外の者の個人番号の提供は求めない。</p> <p>○2共済からの入手 地方税法に基づき、2共済は住民税の特別徴収対象となる者の特定個人情報を機構に専用線により回付するもので、2共済が対象者に限定した情報を送付することから、その者以外の者の情報は入手できない。</p> <p>○3共済からの入手 裁定請求書等の届け書は申請者本人が作成した届け書を3共済から郵便又は専用線により入手し、年金事務所等の職員が届け書等の入力処理を行うが、書類は全て提出方式によるものであり、年金請求書等の対象となる者に限定した情報のみ記載することとしているため、その者以外の者の情報は入手できない。</p> <p>○事業主等又は3共済からの入手※ ・資格取得届等は、本人から入手した情報をもとに事業主等が作成した届け書が提出されるが、書類は全て提出方式によるものであり、資格取得届等の対象となる者に限定した情報のみ記載することとしているため、その者以外の者の情報は入手できない。 ・事業主等又は3共済を経由して提出される3号関係届の紙の様式や電子媒体申請に使用する電子ファイルの仕様には、届出の対象者の情報のみを記載(入力)することとしており、その者以外の者の情報は提供されない。 ・未収録者解消の取組において、個人番号の提供を求めるリスト等は、システムにより作成し未収録者のみを記載するため、それ以外の者の個人番号の提供は求めない。</p> <p>※e-Govにより届け書(年金請求書、資格取得届等)を受け付ける場合は、電子証明書による電子署名を行うことによって、なりすましを防止し、提出者等からの情報のみ受け付けるようにシステムで制御されている。</p>

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>○地方公共団体情報システム機構からの入手 ・地方公共団体情報システム機構から提供される情報は、個人番号及び基本情報のみにシステム制御されているため、不必要な情報の入手はできない。</p> <p>○本人又は本人の代理人からの入手※ ・個人番号等登録届等の届け書は、本人(その代理人等を含む。)から直接又は郵送にて入手し、年金事務所等の職員が年金業務システム等に届け書の入力処理を行うが、届け書の様式には、審査に必要な情報のみ記載することとしており、不必要的情報の入手の防止に努めている。 ・国民年金被保険者関係届等は、本人(その代理人等を含む。)から直接又は郵送にて入手するが、届け書の様式には、審査に必要な情報のみ記載することとしており、不必要的情報の入手の防止に努めている。</p> <p>○市区町村からの入手 ・市区町村から地方税電子化協議会を経由して電子媒体(DVD)で住民税特別徴収額情報等を入手し、機構本部の職員が年金給付システムに入力処理を行うが、あらかじめ機構での住民税特別徴収に必要な情報に限定して収録することとしているため、不必要的情報は入手できない。 ・市区町村から提出される1号被保険者に係る届出の報告書の様式には、機構における審査、入力処理に必要な情報のみを記載することとしており、不必要的情報は提供されない。 ・未収録者の個人番号の提供を求め、その回答を受ける際は、リストに記載した者の個人番号のみを記載するよう明示した上で依頼を行う。</p> <p>○2共済からの入手 住民税の特別徴収対象者等の情報を2共済から専用線で入手するが、あらかじめ定められた仕様に基づき、機構での住民税特別徴収に必要な情報に限定して入手することとしているため、不必要的情報は入手できない。</p> <p>○3共済からの入手 本人が3共済に提出した届け書が郵便、又は届け書の画像化ファイルが専用線で機構に回付されるが、届け書の様式には審査に必要な情報のみ記載されることとしており、不必要的情報の入手の防止に努めている。</p> <p>○事業主等又は3共済からの入手※ ・本人から入手した情報をもとに事業主等が作成し、機構に提出する資格取得届等の様式には、審査に必要な情報のみ記載することとしており、不必要的情報は提供されない。 ・事業主等又は3共済を経由して提出される3号関係届の紙の様式や電子媒体申請に使用する電子ファイルの仕様には、審査に必要な情報のみを使用することとしており、不必要的情報は提供されない。 ・未収録者の個人番号の提供を求め、その回答を受ける際は、リストに記載した者の個人番号のみを記載するよう明示した上で依頼を行う。</p> <p>※e-Govにより受け付ける場合も必要な情報のみを入手できるようにしており、必要な情報のみ受け付けるようにシステムで制御されている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>一</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>○地方公共団体情報システム機構からの入手 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は、使用目的が法令に基づくものである場合に限り提供を行う。また、情報の入手は、地方公共団体情報システム機構及び機構双方のシステム間で行うため、国民・住民に負担を生じることはない。</p> <p>○本人又は本人の代理人からの入手※ 番号法及び各年金法令に基づき提出される国民年金関係届け書等、個人番号等登録届等は、使用目的が明示されているとともに、手続に必要な事項のみを規定した様式を示していることから、被保険者等本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で届け書の提出を行う。</p> <p>○市区町村からの入手 ・市区町村から地方税電子化協議会を経由して電子媒体(DVD)で住民税特別徴収額情報等を入手し、機構本部の職員が年金給付システムに入力処理を行うが、法令の規定に基づき個人番号を使用することとなっており、使用目的が明示されている。 ・国民年金被保険者関係届等についての機構への報告は、国民年金法等により個人番号を使用することが規定されることにより、また、報告に必要な事項のみを機構に報告することにしていることから、市区町村は個人番号の使用目的を認識した上で、個人番号が記載された報告書を機構に提出している。 ・個人番号利用事務実施者である市区町村は、番号法に基づき、国民年金の事務に必要な範囲で未収録者の情報を機構に提供する。</p> <p>○2共済からの入手 2共済とは、専用線を通じて、年金からの住民税特別徴収対象者の個人番号、氏名等の情報を取得することを事前に取り決め、事前に取り決めた方法で情報を取得している。</p> <p>○3共済からの入手 厚生年金法により他の実施機関で必要な事務を行うこととされていることから、各実施機関は、個人番号が記載された届け書の回付が必要であることを認識した上で届け書の回付を行う。</p> <p>○事業主等又は3共済からの入手※ ・資格取得届は各年金法令、健康保険法等により個人番号を記載することが規定されており、また、手続に必要な事項のみを規定した様式を示していることから、事業主等は被保険者に対してあらかじめ個人番号の使用目的を明示した上で、個人番号を記載した届け書の提出を行う。 ・3号関係届は、国民年金の法令により個人番号を記載することが規定されており、また、手続に必要な事項のみを規定した様式を使用していることから、被保険者は個人番号の使用目的を認識した上で、届け書に個人番号を記載し、事業主等又は3共済を経由して機構に提出している。 ・個人番号関係事務実施者である事業主等又は3共済は、番号法に基づき、厚生年金保険の事務に必要な範囲で未収録者の情報を機構に提供する。</p> <p>※e-Govにより受け付ける場合も各年金法令により個人番号を記載することが規定されており、また手続に必要な事項のみを規定した様式を申請画面上で示していることから、本人等は個人番号の記載が必要であると認識した上で届け書の提出を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>○地方公共団体情報システム機構からの入手 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構にて、番号法第8条に基づき住民票コードから個人番号とすべき番号を生成しており、入手する特定個人情報が本人のものであることは担保されている。</p> <p>○本人又は本人の代理人からの入手※ ・番号法第16条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、本人の場合は個人番号カード、運転免許証又は旅券等により、本人の代理人の場合は代理人の個人番号カード、運転免許証、旅券等により本人確認を行う。</p> <p>○市区町村からの入手 ・年金からの住民税の特別徴収において、市区町村から電子媒体(DVD)で住民税特別徴収額情報等を入手し、機構本部の職員が年金給付システムに入力処理を行うが、本人からの個人番号の取得ではないため番号法第16条に規定する本人確認措置は行わない。 ・特定個人情報の入手元である市区町村が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、機構が市区町村から情報を入手する場合は、本人確認措置は行わない。</p> <p>○2共済からの入手 特定個人情報の入手元である2共済が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、機構が2共済から情報を入手する場合は、本人確認措置は行わない。</p> <p>○3共済からの入手 特定個人情報の入手元である3共済が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、機構が3共済から情報を入手する場合は、本人確認措置は行わない。</p> <p>○事業主等又は3共済からの入手※ 特定個人情報の入手元である事業主等又は3共済が、番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、機構が情報入手する際には、本人確認措置は行わない。</p> <p>※e-Govにより届け書(年金請求書、資格取得届等)を受け付ける場合は、電子証明書による電子署名を行うことによって本人確認措置を行っている。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>○地方公共団体情報システム機構からの入手 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構にて、番号法第8条に基づき住民票コードから個人番号とすべき番号を生成しており、入手する特定個人情報が本人のものであることは担保されている。</p> <p>○本人又は本人の代理人からの入手※ ・番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード等により確認を行う。</p> <p>○市区町村からの入手 ・年金からの住民税の特別徴収において市区町村から電子媒体(DVD)で住民税特別徴収額情報等を入手し、機構本部の職員が年金給付システムに入力処理を行うもので、機構は番号法の本人確認措置の義務は課せられないため、個人番号の真正性の確認は行わない(電子媒体(DVD)の中に個人番号が含まれるが、機構における特別徴収の事務には個人番号を使用しない。) ・国民年金被保険者関係届等の報告については、特定個人情報の入手元である市区町村が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、個人番号の真正性確認の措置については市区町村に委ねられている。</p> <p>○2共済からの入手 特定個人情報の入手元である2共済が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、個人番号の真正性確認の措置については2共済に委ねられている。</p> <p>○3共済からの入手 特定個人情報の入手元である3共済が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、個人番号の真正性確認の措置については3共済に委ねられている。</p> <p>○事業主等又は3共済からの入手※ 特定個人情報の入手元である事業主等又は3共済が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、個人番号の真正性確認の措置については事業主等又は3共済に委ねられている。</p> <p>※e-Govにより届け書(年金請求書、資格取得届等)を受け付ける場合は電子証明書による電子署名を行うことによって、本人確認措置を行っており、機構においても機構が保有する個人番号との突合や地方公共団体情報システム機構への照会により個人番号の真正性を確認することとしている。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・届出された個人番号等登録届等を業務端末で入力し個人番号を収録する際には、地方公共団体情報システム機構に本人確認情報の照会を行った上で、本人から提供を受けた基本4情報の正確性を確保する。</p> <p>・年金の被保険者、受給権者に係る個人番号及び基本4情報については、定期的に地方公共団体情報システム機構からの異動情報を取得することにより正確性を確保するとともに、その他の年金関係情報については、各年金法令において変更時等の報告義務を課しており、また必要に応じて添付書類を求めるなどにより正確性を確保している。</p> <p>・厚生年金保険(健康保険)、船員保険、国民年金の資格取得届等の入力処理に伴って被保険者記録等の更新を行う際には、地方公共団体情報システム機構に本人確認情報の照会を行い、地方公共団体情報システム機構から提供された基本4情報を入力処理に利用することにより、被保険者記録の正確性を確保している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>○書類による入手 【本人又は本人の代理人、事業主等からの入手】 入手した届け書、申出書、裁判請求書等については、年金事務所等で受付したのち内容審査、入力処理、決裁が完了するまでの間、未処理書類を保管する容器に収納し、施錠した保管庫の中に格納、管理される。 【届け書のデータ入力を行う委託業者から納品される電子媒体の受領】 個人番号等登録届等、扶養親族等申告書及び国民年金被保険者関係届等の情報のシステム登録に当たっては、入力業務を効率的に行うため、事前に、外部委託により当該届け書を基に登録用電子媒体データを作成するが、委託契約書において個人情報保護に関する体制の整備を求めており、実際の届け書や電子媒体の受渡しの際は、委託票(受託表)や納品書(収録一覧表)を取り交わしており、納品された電子媒体については、業務端末から専用線を通じて個人番号管理サブシステム、源泉徴収サブシステム及び経過管理・電子決裁サブシステムに登録を行う。 個人情報が収録された電子媒体については、施錠した保管庫の中に格納、管理し、各システムへの情報登録後速やかにメディアシレッターにて廃棄し、廃棄証明書を作成し保管する(経過管理・電子決裁サブシステムの入力委託の際に使用する電子媒体(SSD)を除く。)。 【市区町村からの入手】 入手した報告書等については、事務センターで受付したのち内容審査、入力処理、決裁が完了するまでの間、未処理書類を保管する容器に収納し、施錠した保管庫の中に格納、管理される。</p> <p>○電子媒体による入手 【市区町村からの入手】 住民税の特別徴収の事務の実施に当たり、地方税電子化協議会から送付される特定個人情報が収録され、情報が暗号化された電子媒体は、地方税電子化協議会から民間業者のセキュリティ便で機構本部に送付される。機構本部で当該電子媒体を受理した際には、当該電子媒体に管理番号を付し、受付簿に受付日、電子媒体の枚数等を記録し、電子媒体を使用する(システムに読み込ませる)までの間は、鍵付の保管庫に保管することで紛失を防いでいる。 市区町村が機構に提出する1号被保険者からの届出についての報告書(電子媒体)は、厚生労働省・機構から提示している電子媒体作成仕様書に基づき、電子政府推奨暗号化形式で情報の暗号化が行われた上で提出される。 1号被保険者からの届出についての報告書(電子媒体)等が市区町村から送付された場合は、事務センター等で受付した後、電子媒体に通し番号を付し、電子媒体等管理簿に媒体の数や通し番号等を記載し、入力処理を行までの間、鍵付の保管庫にて保管・管理している。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 初期創成(個人番号と基礎年金番号の紐付け)時及び20歳等到達者情報の提供を受ける際は、電子媒体で情報の受渡しを行うが、この場合は、媒体内の情報の暗号化を行うとともに、電子媒体を鍵付きの鞄に入れ、複数名の職員で機構と地方公共団体情報システム機構までの間を移送し、機構職員と地方公共団体情報システム機構職員が手渡しで電子媒体の受渡しを行うことと、電子媒体と併せて受渡し書の受渡しを行う等により、情報のやりとりの証拠を残すこととしている。 なお、初期創成時は、機構と地方公共団体情報システム機構までの間を移送する際に警備業者による警備を付けている。 【事業主等からの入手】 事業主等が電子媒体申請に当たり提出する電子媒体については、機構ホームページで公開している「媒体パスワード設定プログラム」を使用して電子媒体内の情報ファイルにパスワードを設定し、情報の暗号化を行った上で機構に電子媒体を提出することを推奨しており、機構ホームページや事業主等に送付するチラシ等で周知を図っている。 事業主等から資格取得届等が電子媒体で提出された場合は、事務センター等で受付したのち、電子媒体に通し番号を付し、電子媒体等管理簿に媒体の数や通し番号等を記載し、入力処理を行までの間、鍵付の保管庫にて保管・管理している。 ※上記の各場面で電子媒体を受理した際には、ウイルスチェックを行った上で、各処理を進める。</p> <p>○電子申請による入手 【本人、事業主等からの入手】 e-Govを経由して資格取得届等の申請情報が提出された場合は、厚生労働省統合ネットワーク(専用線)を経由して、社会保険オンラインシステム・年金業務システムに情報が回付されることとなっており、個人情報が漏えい・紛失する恐れはない。</p> <p>○専用線による入手 【2共済、3共済からの入手】 公的年金給付総合情報連携システムを通じた2共済、3共済からの入手は、他のシステムからのアクセスが行えない専用線を用いて行う。</p> <p>○地方公共団体情報システム機構からの入手 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構からの入手は、他のシステムからのアクセスが行えない専用線を用いて行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>機構が外部機関から受け付けた全ての電子媒体については、検疫PCで読み込み、不正プログラムが含まれていないか安全性の事前チェックを行う運用とすることで、入口対策の強化を図っている。</p>	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	年金業務システムの個人番号管理サブシステムは、基礎年金番号と個人番号を紐付けて管理し参照が可能なため、地方公共団体の宛名システムに相当するものである。個人番号管理サブシステムにおいては、公的年金業務に必要な範囲で基礎年金番号と個人番号の紐付けを行うこととしており、基礎年金番号と個人番号の紐付け以外のその他の情報との紐付けは行えないようシステム設計しているため、目的を超えた紐付や事務に必要のない情報が紐付けられることはない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象の事務を行上で個人番号を利用する際は、年金業務システム(個人番号管理サブシステム)において個人番号を基礎年金番号に変換した上で、処理を行うこととしているため、社会保険オンラインシステムの中の記録管理システム、基礎年金番号管理システム、年金給付システムには個人番号を保有しない※1。 また、社会保険オンラインシステム以外のシステムからは、直接個人番号にアクセスできないようプログラム制御を行う※2ため、個人番号と事務に必要のない情報との紐付けられることはない。 <p>※1 年金業務システム以外には年金給付システムの中の源泉徴収サブシステム、電子申請システム及び公的年金給付総合情報連携システムにて個人番号を保有するが、アクセス権限の管理、外部回付データの暗号化により、源泉徴収事務、電子申請による届け書の届出処理事務及び被用者年金の一元化に伴う届け書の回付事務以外の事務では個人番号にアクセスできないよう措置を行っている。</p> <p>※2 地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を入手する際には、住基接続システムと連携するが、それ以外の処理は行えないようプログラム制御している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 記録管理システム、基礎年金番号管理システム、年金給付システム、住基接続システムは、個人番号を保持するための機能やデータベースを一切持たないことから、個人情報を含む情報の集合物であって特定個人情報を検索することができるよう体系的に構成したファイルを保有することはシステム上あり得ないため、記録管理システム、基礎年金番号管理システム、年金給付システム、住基接続システムにおいて特定個人情報ファイルを保有することはない。 地方公共団体情報システム機構との個人番号及び基本4情報についての授受は、住基接続システムを介し、機構本部職員が運用操作端末を使用して暗号化、復号を行ない、運用操作端末を使用して実施する。住基接続システムの一括処理のうち20歳到達予定者の情報受領については、電子媒体(DVD)で情報を受領し、システムのアクセス制御管理下の領域内に取り込んだ後、専用線を使用し他のシステムへ回付するため、他のシステムからのアクセスや人為的なアクセスが行われることはない。また、その他の一括処理及び即時処理についても、情報の授受は専用線を使用するため、他のシステムからのアクセスや人為的なアクセスが行われることはない。 		
その他の措置の内容	インターネットと接続する端末・サーバにおいては、インターネットから取得できる情報のほか、機構LANシステムで作成したデータは必要最小限で取り扱うこととしているが、個人番号を含む年金個人情報は一切扱わないことから、事務に必要のない情報との紐付けが行われることはない。		
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<p>【業務端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザ認証は生体認証及びID、パスワードによる認証を行い、IDは共用ではなく個人ごとにユーザIDを割り当てている。 パスワードの最長有効期限を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御している。また、パスワードの文字種の混在や桁数についても条件を設定している。 <p>【運用操作端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザ認証はID、パスワードによる認証を行い、IDは共用ではなく個人ごとにユーザIDを割り当てている。 パスワードの文字種の混在や桁数についても条件を設定している。 		
	<p>【業務端末】</p> <p>(1)発効管理(権限発効)</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセス権限と事務の対応表を作成する。 管理者は、アクセス権限が必要となった利用者に対して、事務に必要な業務権限を確認し、必要なアクセス権限のみを付与する。 <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者は、職員の退職により、不要となったユーザID及び生体認証については速やかに失効させ、職員の異動により業務上アクセス権限が不要となった職員に対しても、アクセス権限を速やかに失効・停止する。 <p>【運用操作端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> アカウント申請により、システム運用部の職員が発効管理(権限発効)、失効管理を行う。 アカウント申請書には、業務に必要なアクセス有効期限を明確に記載することとしており、アクセス権限設定後に有効期限が経過すると自動的に失効・停止する。 発効管理(権限発効)、失効管理については、システム運用部の職員にて管理しており、アクセス権限が必要となるオペレータ・運用管理業者に対して、業務権限を確認し、権限を付与する。また、権限が不要となった場合はアクセス権限は速やかに失効・停止する。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<p>【業務端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の退職及び異動については、機構で構築している人事異動情報システムから職員情報を取得しアクセス権限の管理を行う。 アクセス権限の管理は、部署ごとに管理者を設置し、管理者が所属する職員のアクセス権限を管理する。 <p>【運用操作端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> アカウントの棚卸を毎月実施し、不要となったアカウントを失効処理する。 特権アカウントは職員のみ使用可能としている。 		
	<p>【業務端末】</p> <p>(1)発効管理(権限発効)</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセス権限と事務の対応表を作成する。 管理者は、アクセス権限が必要となった利用者に対して、事務に必要な業務権限を確認し、必要なアクセス権限のみを付与する。 <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者は、職員の退職により、不要となったユーザID及び生体認証については速やかに失効させ、職員の異動により業務上アクセス権限が不要となった職員に対しても、アクセス権限を速やかに失効・停止する。 <p>【運用操作端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> アカウント申請により、システム運用部の職員が発効管理(権限発効)、失効管理を行う。 アカウント申請書には、業務に必要なアクセス有効期限を明確に記載することとしており、アクセス権限設定後に有効期限が経過すると自動的に失効・停止する。 発効管理(権限発効)、失効管理については、システム運用部の職員にて管理しており、アクセス権限が必要となるオペレータ・運用管理業者に対して、業務権限を確認し、権限を付与する。また、権限が不要となった場合はアクセス権限は速やかに失効・停止する。 		
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<p>【業務端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の退職及び異動については、機構で構築している人事異動情報システムから職員情報を取得しアクセス権限の管理を行う。 アクセス権限の管理は、部署ごとに管理者を設置し、管理者が所属する職員のアクセス権限を管理する。 <p>【運用操作端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> アカウントの棚卸を毎月実施し、不要となったアカウントを失効処理する。 特権アカウントは職員のみ使用可能としている。 		
	<p>【業務端末】</p> <p>(1)発効管理(権限発効)</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセス権限と事務の対応表を作成する。 管理者は、アクセス権限が必要となった利用者に対して、事務に必要な業務権限を確認し、必要なアクセス権限のみを付与する。 <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者は、職員の退職により、不要となったユーザID及び生体認証については速やかに失効させ、職員の異動により業務上アクセス権限が不要となった職員に対しても、アクセス権限を速やかに失効・停止する。 <p>【運用操作端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> アカウント申請により、システム運用部の職員が発効管理(権限発効)、失効管理を行う。 アカウント申請書には、業務に必要なアクセス有効期限を明確に記載することとしており、アクセス権限設定後に有効期限が経過すると自動的に失効・停止する。 発効管理(権限発効)、失効管理については、システム運用部の職員にて管理しており、アクセス権限が必要となるオペレータ・運用管理業者に対して、業務権限を確認し、権限を付与する。また、権限が不要となった場合はアクセス権限は速やかに失効・停止する。 		

特定個人情報の使用の記録	具体的な方法	<選択肢>			
		1) 記録を残している	2) 記録を残していない		
【業務端末】 ・特定個人情報へのアクセスについて証跡ログを作成し、保管する。 ・証跡ログには、アクセスしたユーザ、日時等を記録する。 ・特定個人情報の使用記録の確認については、部署ごとに所属する職員の利用記録を処理結果として作成し、管理者が確認を行う。					
【運用操作端末】 ・特定個人情報の運用ログは一定期間保管する。 ・特定個人情報の運用ログには、アクセスしたユーザ、日時等を記録する。 ・特定個人情報の使用記録の確認については、職員及びオペレータ・運用管理業者からの作業報告をもとに、管理者(グループ長)が確認を行う。					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>			
		1) 特に力を入れている	2) 十分である		
3) 課題が残されている					
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容		・各拠点の管理者が当該職員の職責に応じてアクセス制限を行っており、業務に不必要的処理を行えないセキュリティ対策を講じている。 ・システムで処理を行った際はログの証跡管理を行っており、業務に不必要的処理が行われていないか確認できるようになっている。 ・日本年金機構個人情報保護管理規程により業務目的外閲覧等は禁止されており、違反行為をした場合は日本年金機構職員制裁規程により制裁の対象となる。 ・個人情報の適切な取扱いを理解させることを目的に、年1回以上の個人情報保護研修を実施する。 ・情報セキュリティの重要性を理解させることを目的に、年1回以上の情報セキュリティ研修を実施する。 ・個人情報保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を目的として、自己点検を毎月実施する。 ・「個人情報保護管理事務取扱要領」に基づき「保有個人情報へのアクセス目的に係る定期調査」として、担当部は、定期的(四半期ごと)に個人情報へのアクセス記録を一定の条件の下に検索を行うとともに、オンラインジャーナル検索結果一覧表を作成の上、個人情報保護管理責任者へ送付し、個人情報保護管理責任者は、当該一覧表と照会票等の突き合わせ及び職員からの聴取等により、当該事務処理が業務目的に沿った処理であるかどうか調査を行う。 ・届け書の入力のために、年金事務所と事務センター間で紙や電子媒体にて、特定個人情報を回付する際には、事前に個人情報保護管理責任者の承認を得た上で送達記録が残る方法で回付を行い、特定個人情報の授受については、管理簿等に記録を残すことで、不正な取得・提供による事務外での使用を予防している。			
		1) 特に力を入れている	2) 十分である		
3) 課題が残されている					
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容		【業務端末】 個人情報を扱う業務端末から電子媒体へ情報の書き出しができないよう原則的にシステム上制限し、業務で電子媒体への書き込みが必要な場合には端末装置番号及び利用者を記載した申請書を本部に申請することでシステム制限を解除することとしている。 【運用操作端末】 運用操作端末からは、協会けんぽ、国税庁、市区町村へ特定個人情報を提供するために、電子媒体への書き出しを行うが、事務に必要な者のみに操作権限を付与することで、操作者を限定し、操作をする端末については限定された端末以外では複製ができないようシステム上制限している。 【業務端末、運用操作端末(共通)】 ・特定個人情報を記録する電子媒体については、許可された媒体以外は使用を禁止し、電子媒体への情報の書き出しの際には情報漏えいが発生しないように暗号化することとする。 ・上記以外の用途については、日本年金機構個人情報保護管理規程により複製、外部への持ち出しは禁止されており、違反行為をした場合は日本年金機構職員制裁規程により制裁の対象となる。 ・システムで処理を行った際はログの証跡管理を行っており、業務に不必要的複製処理が行われていないか確認できるようになっている。 ・電子媒体への情報の書き出しは、電子媒体作成手順に沿って行い、その際は、台帳記載・承認・暗号化・ログ検証等を行っている。なお、電子媒体を納品の際は、情報取扱手順書に従い移送管理を行っている。			
		1) 特に力を入れている	2) 十分である		
3) 課題が残されている					
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
・年金業務システムや社会保険オンラインシステムと接続して事務を行う業務端末は、インターネットに接続させないことにより、インターネットを介した情報漏えいや不正アクセスの防止が図られている。 ・年金事務所から事務センター、事務センターから本部等、機構内の拠点間で郵送により特定個人情報の移送を行う場合は、送達したことが記録・証明される方法(紙の場合は特定記録郵便等、電子媒体は書留等)で送付することにしている。 ・外部機関等から受け取った届け書媒体等については、検疫PCで必ず読み込み、年金事務所から事務センターへの届書情報の移送を電子化することで、電子媒体の取扱いに伴う情報漏えい等のリスク低減を図っている。 ・年金個人情報等専用共有フォルダ内への特定個人情報の保存については、機構本部においてアクセス権限を設定し、必要最小限の職員のみがアクセス可能なフォルダに限定することで、業務の必要のない者が情報を取得できないように制限を行う。また、当該フォルダ内に保存されたデータについて、印刷・削除等の操作記録を管理簿に記録し、拠点の管理者が点検を行うことで、不正なデータの複製や印刷の防止を図っている。また、データへのアクセスログを取得している。アクセス権限が付された担当者に変更があった場合は、機構本部に新しい担当者を報告することとしており、機構本部において、報告に基づき新たにアクセス権限の付与及び旧担当者のアクセス権限の削除を行う。なお、本部においてもアクセス権限を付与された担当者と職員の所属情報の確認を毎月行い、業務に必要なない者のアクセス権限が残ることのないようにする。					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託先を選定する際、個人情報管理体制を確認するため下記の事項を記載した「情報セキュリティの管理体制」を提出させることとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等からの個人情報の取扱いを含む業務の受託実績 ・プライバシーマーク又はISO/IEC27001の認証取得状況 ・個人情報保護に関する基本方針・取扱い規程等の整備状況 ・個人情報保護に関する管理体制の整備状況 ・個人情報保護に関する教育、訓練の実施状況 				
	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない				
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報にアクセスできる業務委託員を必要最小限に特定し、当該者のみアクセス権限を付与する。また、アクセス権限の設定に当たっては、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限って許可を与える。			
具体的な制限方法	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない				
	特定個人情報ファイルへのアクセス記録を取得し、作業実施後に委託業務以外の作業を実施していないか確認する。				
特定個人情報の提供ルール		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書に、契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らしてはならない旨定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供は認めていない。また、締結した契約書等に基づく特定個人情報の取扱い状況に関して、機構職員が定期的に現地調査にて確認する。				
	委託先に提供する際、使用目的、情報の内容を記載した申請書を使用し、それを機構の情報セキュリティ責任者が確認する。授受記録については、媒体、利用期限、返却方法を記載した台帳を作成し、機構で定める「システム部門における情報システムの構築等の外部委託に係る情報セキュリティ管理手順書」に基づき、契約終了日の翌日から起算して3年間保管する。また、提供情報は受託業務完了時に全て返却又は消去する。				
特定個人情報の消去ルール		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報を記録した書面、電子媒体を汚損、き損した場合には、以下の方法により消去する。 特定個人情報が記録された書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にする。また、特定個人情報が保存された電子計算機及び電子媒体を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用又は物理的な破壊若しくは磁気的な破壊により、復元が困難な状態にする。消去作業後に、廃棄等に関する実施結果を機構に報告する。 ・委託契約終了後、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去及び廃棄状況の確認を行う。				
	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・委託先における情報の複製の禁止 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・再委託の原則禁止 等を定めるとともに、厚生労働省と同様の安全管理措置を義務付ける。 また、事業内容の企画段階から十分な検討を行い、情報提供依頼(RFI)、仕様書作成、入札方式の選択、履行開始前検査、履行中管理、検品・検査、情報共有、履行後検査について、具体的なルールを定め、適切に行うことを徹底するため、調達や外部委託管理に関するルールについて、「日本年金機構外部委託規程」等の改正を平成30年7月31日付けで行った。 また、新たに制定した「日本年金機構年金個人情報を取り扱う外部委託実施要領(要領第211号)」で示す標準契約書において、委託事業者に履行能力がないと判断した場合には、契約解除できること、機構と複数の契約を締結している委託事業者において、いずれかの契約に違反があった場合は、違反があった契約以外の契約も解除できること、資料等の提出を機構が委託事業者に求めた場合に、必ずその求めに応じなければならないことを規定した。				
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	各都道府県社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会は、業務を委託する社会保険労務士と次の事項を条項に含む契約・誓約書を締結し、特定個人情報の適切な取扱いの確保を図ることとしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・情報の複写複製の禁止 ・漏えい、滅失、毀損の禁止 ・機構による調査への協力 				
	<選択肢> 1) 特に力を入れていている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れてている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
個人情報を取り扱う外部委託業務のあり方の見直しについてはP74~76を参照					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<p>【協会けんぽ、市区町村（地方税電子化協議会）・国税庁への提供】 ・平成29年1月以降、電子媒体を使用して特定個人情報の提供を行う。なお、電子媒体については、システム運用関係業務取扱要領に則り払い出された電子媒体にバーコードシールを貼付し使用する。電子媒体に書き出す特定個人情報は、「特定個人情報ファイル簿」に記載し、承認を得る手続きを行った後、電子媒体に書き込みを行い、「外部電磁的記録媒体利用報告書」により決裁を受けることとしている。なお、特定個人情報を電子媒体に書き出した場合は、そのログファイルをシステムのディスク上で一定期間保持し、その後外部ディスク等へログ情報を移管する（ログ情報を移管した外部ディスクは、永年保管する。）。また、情報の授受の方法は、取扱いを明記した覚書を取り交わし、提供の記録を残すこととしている。</p> <p>・協会けんぽへの提供については、平成30年3月以降、年金業務システムと協会けんぽの間に専用線を敷設し、被保険者（70歳以上の被保険者を除く。）について専用線を通じて情報の提供を行うことができる仕組みを構築する。なお、年金業務システムの特定個人情報の提供のログファイルは、システムのディスク上で一定期間保持し、その後電子媒体へログ情報を移管する（ログ情報を移管した電子媒体は、永年保管する。）。また、平成30年11月以降（予定）、70歳以上の被保険者、及び被扶養者については、電子媒体を使用した情報の提供を開始する。</p> <p>【2共済への提供】 市区町村（地方税電子化協議会）から取得した住民税の特別徴収額情報を2共済へ回付する際には、年金給付システムから専用線を通じて情報の提供を行い、情報を提供した事跡は、年金給付システムで管理することとしている。</p> <p>【3共済への提供】 3共済へ回付が必要な年金請求書等を機構で受理した場合は、届け書の受付や、3共済への届け書の回付を年金給付システムで行う（届け書の原本ではなく、届け書の画像を専用線で回付する。）。なお、情報を提供した事跡は、年金給付システムで管理することとしている。</p> <p>【市区町村への提供】 ・個人番号を記載した処理（承認）結果一覧表（紙、電子媒体。以下同じ。）を市区町村へ郵便で送付する際には、特定個人情報の送付にかかる決裁を受けさせ、回付の記録を残している。また、市区町村への送付は、送達したことが記録・証明される方法（紙の場合は特定記録郵便等、電子媒体は書留等）で送付することとしている。</p> <p>・年金相談等において機構の業務端末を介して行う情報の提供については、「Ⅲ. 3. 特定個人情報の使用」に記載した機構の業務端末における対策と同一の対策を講じている。ただし、特定個人情報の使用記録の確認については、機構においてシステムから市区町村職員の情報の利用記録を処理結果リストとして紙に印刷し、市区町村から定期的に提出される年金相談に係る報告書の提出を受けた際に、機構において処理結果リストと市区町村からの報告書の照合を行うことにより、業務外の情報の利用がないことを確認している。</p>		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【協会けんぽへの提供】※1 ・健康保険法、船員保険法の規定に基づき、協会けんぽへ情報提供を行っている。</p> <p>・船員保険被保険者の届け書画像ファイルの提供に当たっては、機構と協会けんぽの間で協定を締結し、当該協定に基づき情報提供を適正に実施している。</p> <p>【2共済、3共済への提供】※1 地方税関係法令、厚生年金保険法の規定に基づき情報提供を行うこととしている。</p> <p>【市区町村への提供】※1 ・税法の規定に基づき、地方税電子化協議会を経由して市区町村への情報提供を行っている。※2 ・国民年金法等の規定に基づき、市区町村が受付した届け書の処理結果等を処理（承認）結果一覧表として提供している。</p> <p>・年金相談等において機構の業務端末を介して行う情報の提供は、年金事務所長と市区町村長との間で業務端末の貸与に係る契約を締結し、業務実施要領を定め、当該契約、業務実施要領に基づき情報の提供を適正に実施している。</p> <p>【国税庁への提供】※1 税法の規定に基づき国税庁へ情報提供を行っている。※2</p> <p>※1 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、日本年金機構個人情報保護管理規程等に基づき、個人情報の提供が行われる。その上で、定期的な自己点検や監査などによりルール遵守を確認することとしている。</p> <p>※2 職員が提供先に直接電子媒体を持ち込んでおり、移送にあたっては、事前に回付書を作成し、電子媒体を引き渡した際に、提供先から回付書に受領印を受け、確実に移送した記録を残している。また、移送は複数名で行い、電子媒体を鍵の掛かる鞄に入れ、移送することとしている。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【協会けんぼへの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供を行う場合は、厚生労働省情報セキュリティポリシー（以下「厚労省ポリシー」という。）及び日本年金機構情報セキュリティポリシー（以下「機構ポリシー」という。）に従った情報セキュリティ対策を取り、適切に権限設定された特定者及び特定機能が、許可された特定個人情報にのみにしかアクセスできない仕組みを構築する。 暗号化した電子媒体を、機構職員が提供先の職員に直接手渡し、提供することで情報が漏えい・紛失するリスクを排除する（なお、電子媒体を移送する場合は、電子媒体を鍵付の鞄に入れ、複数名で移送することにしている。）。 専用線を用いた協会けんぼへの情報提供は、決められた提供先のみに必要な情報を提供できる仕組みを構築し、情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 <p>【市区町村（地方税電子化協議会）、国税庁への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供を行う場合は、厚生労働省情報セキュリティポリシー（以下「厚労省ポリシー」という。）及び日本年金機構情報セキュリティポリシー（以下「機構ポリシー」という。）に従った情報セキュリティ対策を取り、適切に権限設定された特定者及び特定機能が、許可された特定個人情報にのみにしかアクセスできない仕組みを構築する。 暗号化した電子媒体を、機構職員が提供先の職員に直接手渡し、提供することで情報が漏えい・紛失するリスクを排除する（なお、電子媒体を移送する場合は、電子媒体を鍵付の鞄に入れ、複数名で移送することにしている。）。 <p>【市区町村への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理（承認）結果一覧表を郵送で提供、又は職員が直接提供先に持参する場合は、各管理簿を使用して事前に管理者の許可を得た上で郵送・持参する。 年金相談等のために市区町村の職員が、機構の業務端末を用いて情報を取得する際は、あらかじめ機構に業務端末を利用する市区町村の担当者を報告させ、必要な者にのみアクセス権限を付与している。なお、実際に業務端末を利用する市区町村の担当者は、業務端末の利用に当たり、ID、パスワードの入力に加えて生体認証を行うことにより、権限の無い者が情報を取得することを防止している。 <p>【2共済、3共済への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供を行う場合は、厚労省ポリシー及び機構ポリシーに従った情報セキュリティ対策を取り、適切に権限設定された特定者及び特定機能が、許可された特定個人情報にのみにしかアクセスできない仕組みを構築する。 機構と2共済、3共済との情報連携は、専用線を用いて行うことにより、決められた提供先のみに必要な情報を提供できる仕組みを構築し、情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【協会けんぼへの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子媒体による提供（平成29年1月～） 暗号化した電子媒体を機構職員が確認する。確認後、暗号化した電子媒体を機構職員が提供先の機関に出向き、直接提供先の職員へ手渡すことで誤った相手に情報を提供するリスクを防止する。 専用線による提供（平成30年3月～） 情報の提供に当たっては、専用線を用いて行うことによって決められた提供先のみに必要な情報を提供できる仕組みを構築する。 <p>【市区町村（地方税電子化協議会）、国税庁への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 暗号化した電子媒体を機構職員が確認する。確認後、暗号化した電子媒体を機構職員が提供先の機関に出向き、直接提供先の職員へ手渡すことで誤った相手に情報を提供するリスクを防止する。 市区町村への情報提供については、暗号化した電子媒体を使用して、情報を提供する仕組みを構築する。 <p>【市区町村への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理（承認）結果一覧表は、社会保険オンラインシステムにより市区町村毎に作成されるため、他の市区町村に提供すべき情報が混在することは無い。 処理（承認）結果一覧表を市区町村に郵送で提供する際は、提供する内容が提供先の情報で間違いないかを複数名の職員で確認した上で郵送することにしている。 <p>【2共済、3共済への提供】</p> <p>2共済、3共済への提供に当たっては、専用線を用いて行うことによって決められた提供先のみに必要な情報を提供できる仕組みを構築する。</p> <p>※上記の措置は、厚労省ポリシー及び機構ポリシーに従った対策である。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・平成30年3月以降は、機構内に設置された協会けんぼとの情報共有専用フォルダに専用線で接続された業務端末を協会けんぼに貸出し、協会けんぼの職員がその業務端末を使用して、協会けんぼとの情報共有専用フォルダから船員保険被保険者に係る届け書の画像ファイルを取得する。なお、協会けんぼとの情報共有専用フォルダに専用線で接続された業務端末は、インターネットから遮断された環境で使用することにより、情報の漏えいや不正アクセス等の被害を受けないようにしている。</p> <p>・市区町村の職員が年金相談等のために機構の業務端末を用いて情報を取得する際は、機構と市区町村をモバイル通信（閉域網）で接続しており、盗聴、漏えいを防いでいる。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の入手については、基本的には公的年金業務等に関する事務の流れの中でシステム的に行われるようにすることで、業務と離れた形で個別に照会が行わぬようとしている。 ・年金業務システムは、情報照会機能※1により、情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト※2との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する機能(番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能)を通して、目的外提供等のセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能※3により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容(特定個人情報の更新、ファイル帳票の出力、特定個人情報の検索等)の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 <p>※1 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 ※2 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者と照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの ※3 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報ファイルへのアクセス制御を行う機能</p>		
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、安全性を担保するため、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計する。 ・年金業務システムと情報提供ネットワークシステムとの間は、通信の暗号化を行い、高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク、政府共通ネットワーク)を利用し、安全性を確保する。 		
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>年金業務システムは、情報提供ネットワークシステムを利用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することにより、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手することを担保する。</p>		
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の入手のみを実施し、漏えい・紛失のリスクに対応する。 ・中間サーバーと年金業務システムは接続認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みとする。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除し、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減する。 ・ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容(特定個人情報の更新、ファイル帳票の出力、特定個人情報の検索等)を記録し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。また、年金業務システムでは、ネットワーク接続制御機能を持つことで、不適切な端末の接続を防止し、ファイアウォール機能により、適正な接続先とのみ通信を行う。 ・年金業務システムと情報提供ネットワークシステムとの間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク、政府共通ネットワーク)を利用し、漏えい・紛失のリスクに対応する。 		
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>外部情報連携機関への情報の提供においては、情報提供機能※により、情報提供ネットワークシステムから情報照会依頼を受ける。情報提供機能では、情報提供許可証の確認と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求めることとしており、その上で情報提供を実施することになる。このため、番号法上認められた情報連携以外の情報提供を拒否する機能を備えており、セキュリティリスクに十分対応している。</p> <p>※情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年金業務システムは、情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 ・年金業務システムが、情報提供ネットワークシステムを利用して情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報照会者へデータを返信するための情報提供許可証を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ・年金業務システムの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーに登録されている情報提供のための副本情報は、番号法及び関連する根拠法に基づき内閣官房が提供する、特定個人情報データ標準レイアウトに従って整備されたものである。 ・適切な頻度で更新し、その正確性を担保することで誤った情報を提供してしまうリスクに十分に対応する。 ・年金業務システムは、情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報照会者への情報提供許可証を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供することで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・マシン室出入口には生体認証によるセキュリティゲート及び守衛を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入り口の場所を限定する。 ・入退室監視設備として監視カメラを設置する。 ・厚生労働省情報セキュリティポリシーにより、許可された者以外の電子媒体の使用を禁止し、個人情報やシステムの情報が保存されている電子媒体を戸舎外へ持ち出すことを禁止している。なお、電子媒体を外部に持ち出すことが許可された場合(所得税や住民税の特別徴収等の業務のために、国税庁や地方税電子化協議会等へ個人情報が収録された電子媒体(DVD)を提供する場合等)は、当該電子媒体を鍵付きの鞄に収納して、複数名で移送する等の対策を取っている。 ・電子媒体に情報を書き出す処理を行う許可を受けた業務端末以外の業務端末では、電子媒体の使用ができないようシステムで制御していることから、許可を受けた業務端末以外を使用して特定個人情報を電子媒体に書き出し、情報を外部に移送することはできない。 ・本人、市区町村等から提出された届け書等の紙・電子媒体(DVD・CD)については、受付簿に受付の記録を残し施錠できる保管庫に保管している。 ・特定個人情報は、インターネットと接続された端末(情報系端末)や情報系システムの共有フォルダには保管しない。 		
	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な対策の内容	<p>○端末に対する技術的対策は以下のとおり行う。</p> <p>【不正プログラム対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価対象の事務で使用する業務端末は、外部媒体への書き込み、インターネットへの接続、OSのセキュリティレベルの変更等を制限するとともに、ウィルス、スパイウェア等の不正プログラムを検知し、駆除又は隔離を行うソフトウェアを導入している。 ・特定個人情報を外部に提供するために電子媒体を作成する用途等で使用する運用操作端末は、事務に必要な者のみに操作権限を付与することで、操作者を限定し、限定された運用操作端末以外では複製ができないようシステム上制限している。 <p>【不正アクセス対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセス対策については、侵入防止及び侵入検知機能を有した装置を導入し、ネットワークへの不正侵入を検知し、管理者に通知する仕組みとする。 また、本システムのネットワーク上に許可のない端末が接続した場合、検知、通信の遮断、管理者へ通知する仕組みとする。 		
	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	<p>●過去3年において、個人情報に関する重大事故(個人情報の本人の数が101人以上)は7件発生し、656万6198名に影響を与えることとなった。</p> <p>平成27年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の端末に対する外部からの標的型メール攻撃による不正アクセスにより、個人情報の一部(101万4653名分)が外部に流出した。 ・事業所より算定基礎届の届出情報を収録したUSBメモリの提出を受けたが、USBメモリは電子媒体申請の対象外であったため、職員が、電子媒体申請対象の空の電子媒体を事業所へ提供すべきところ、誤って国民年金被保険者4967名分の個人情報が含まれた電子媒体を渡してしまった。 ・職員が船員保険報酬調査通知書(1事業所119名分)を別の事業所へ送付したことが判明した。 ・事務センターにおいて、委託事業者が、健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書(1事業所459名分)を別の事業所へ送付したことが判明した。 <p>平成28年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川年金事務所に所属していた元職員が年金個人情報の漏えい事案を発生させた(機構が定期的に実施している職員の持ち物点検を端緒として把握。平成29年2月17日付けで大阪府警察本部に告発。)。 <p>平成29年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年分の扶養親族等申告書及び平成29年分の個人番号申出書(以下「申告書等」という。)の事務処理の中で、当該申告書等のデータ化業務を委託した委託事業者において、申告書等の入力漏れ及び入力誤りが多数発生し、多くの受給者に影響を及ぼす事態(①源泉徴収票の表示誤り、②入力漏れによる源泉徴収税額の誤り、③入力誤りによる源泉徴収税額の誤り)が生じた。それに加えて、当該委託事業者においては、機構との契約に違反し、かつ機構に無断で中国の関連事業者へ業務の再委託を行っていた実態が判明した。(約501万件) ・また、機構の特別監査により、仙台広域事務センターの届け書の入力データの作成業務を委託した委託事業者が、契約上禁止されている主体的業務の再委託をしていたことが判明した。(約53.6万件、そのうち特定個人情報は16件(10名分)) 		

	再発防止策の内容	P74～76のとおり
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
具体的な保管方法	死者の個人番号についても引き続き生存者の個人番号と同様の方法で保管することとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	基本情報に変更があった場合に本人等からの届出を法令で規定しており、届出があり次第、機構が保有する当該本人の情報を速やかに更新するため、古い情報のまま保管され続けることはない。また、更新内容は住民基本台帳ネットワークからの情報取得などにより、更新時に正確性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク				
消去手順	[定めている]	<選択肢>		
		1) 定めている	2) 定めていない	
手順の内容	<p>○各システム内に保存される特定個人情報ファイル ・年金の業務においては、遺族年金の支給等のため本人の死後も含めて長期間にわたって記録を管理する必要があることや、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」(平成19年法律第111号)に基づき遡って年金の支払を行うことがあることから、記録の保管期間を定めず、恒久的に保管することとしている。ただし、届け書画像ファイルの情報のうち、処理が完結した届け書の情報は、処理完結後5年を経過した後に、電子媒体に情報を書き出し、システム内からその情報を削除することとしている。また、中間サーバーにおいても、情報提供等記録、お知らせ情報、副本データなどの情報を週次で電子媒体に書き出しを行っている。なお、当該情報を書き出した電子媒体については、システム内の特定個人情報と同様に保管期間を定めず、恒久的に保管することにしている。</p> <p>・電子申請により入手した特定個人情報ファイルについて、機構本部で処理を行う際は、特定個人情報ファイルを電子媒体に書き出した後、システム内から情報を削除する。一方、事務センター等で処理を行う際は、電子申請に基づく入力処理の完了後、3か月後にシステム内から情報を削除することから特定個人情報がいつまでも保存され続けることはない。</p> <p>○届け書の情報を電子媒体に収録した特定個人情報ファイル ・未収録者の個人番号登録用に作成する登録用電子媒体、住民税の特別徴収の事務を行うために使用する地方税電子化協議会との情報の授受を行う電子媒体、各届け書のシステム登録用に作成する登録用電子媒体については、機構本部の職員が、登録用電子媒体の情報を各システムに登録した後、速やかにメディアシミュレッターにて廃棄し廃棄証明書を作成し保管することから特定個人情報がいつまでも保存され続けることはない。</p> <p>・事業主等から提出される電子媒体申請用の電子媒体は、入力処理後、所定の保存期間経過後、機構本部の担当部署において廃棄(消去)を作成し、責任者の許可を受けた後、速やかにメディアシミュレッターにて廃棄し、廃棄証明書を作成し保管することから特定個人情報がいつまでも保存され続けることはない。</p> <p>・経過管理・電子決裁サブシステムの入力対象届け書の情報をデータ化する際に利用する電子媒体(SSD)は、同じものを使い回すため、外部委託業者から受領した電子媒体(SSD)を経過管理・電子決裁サブシステムに読みませた後に、経過管理・電子決裁サブシステムを使用して職員が操作を行い、電子媒体(SSD)内に収録された情報の削除を行うことから特定個人情報がいつまでも保存され続けることはない。</p> <p>○各システムから電子媒体に収録された特定個人情報ファイル 電子媒体による情報提供後、情報の提供先から電子媒体が返還された場合は、機構本部の担当部署において廃棄(消去)を作成し、責任者の許可を受けた後、速やかにメディアシミュレッターにて廃棄し廃棄証明書を作成し保管する。</p> <p>○市区町村から提供される電子媒体内の特定個人情報ファイル ・市区町村(地方税電子化協議会)から提供される電子媒体については、機構本部の担当部署で受領後、当該電子媒体を使用してシステム内に情報を登録した後、機構本部の担当部署において廃棄(消去)を作成し、責任者の許可を受けた後、速やかに廃棄することにしており、特定個人情報がいつまでも保存され続けることはない。</p> <p>・市区町村から、国民年金被保険者関係届に係る報告として提供される電子媒体については、事務センターの担当部署で受領後、管理簿に電子媒体の管理の記録を残し、当該電子媒体を使用してシステム内に情報を登録した後、担当部署において廃棄(消去)を作成し、責任者の許可を受けた後、所定の期間保存後に廃棄することにしており、特定個人情報がいつまでも保存され続けることはない。</p> <p>○地方公共団体情報システム機構から提供される電子媒体内の特定個人情報ファイル 地方公共団体情報システム機構から提供される電子媒体を使用してシステム内に情報を登録した後は、機構本部の担当部署において廃棄(消去)を作成し、責任者の許可を受けた後、速やかにメディアシミュレッターにて廃棄し廃棄証明書を作成し保管することから特定個人情報がいつまでも保存され続けることはない。</p>			
その他の措置の内容	—			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>		
		1) 特に力を入れている	2) 十分である	
		3) 課題が残されている		
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】				
機構が行う個人番号利用事務において、特定個人情報等の紛失、漏えい又は毀損等の事案が発生又はそのおそれを把握した場合には、日本年金機構個人情報保護管理規程、特定個人情報保護管理事務取扱要領に基づき、次の対応を行う。				
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護管理責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じる。 ・個人情報保護管理責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、関係諸規定に定める方法で統括個人情報保護管理責任者(副理事長。以下同じ。)に報告する。なお、報告にあたっては、その個人情報の漏えい等の内容に個人番号が含まれていることを明示した上で報告するなど、迅速かつ適切に対応するものとする。 ・統括個人情報保護管理責任者は、事案の内容、経緯、被害状況等について、厚生労働省に対し、速やかに情報提供を行う。なお、特定個人情報等の漏えいなど重大な事態が生じたときは、速やかに個人情報保護委員会に報告するものとする。 ・また、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人情報の本人への連絡の対応等の措置を講じなければならないことにしており、公表を要する事案については、総務省(行政管理局)及び個人情報保護委員会に情報提供を行う。 　なお、これら取扱いの徹底を図るために、年2回(4月及び10月)、情報管理対策本部(理事長を本部長とし、各部門の理事・部(室)長等を本部員として構成され、厚生労働省職員もアドバイザーとして参画する会議体)において、特定個人情報をはじめとした各種情報の漏えい事案等を把握した場合の報告先関係機関やその根拠法令等について確認することで、認識の共有を図る。 ・特定個人情報ファイルの保管及び管理について、特定個人情報保護管理事務取扱要領に基づき行うことを周知徹底している。 				

再発防止策の内容

【事務処理誤りへの対応（共通）】

- ・事務処理誤りが判明した都度、朝礼、会議等の場を活用して、全職員へ事象の説明及び注意喚起を行っている。
- ・機構内のグループウェアに、毎月発生した事務処理誤り等の内容を掲載し、機構内の情報共有を図っている。また、事務処理誤りが発生しやすい事業を機構本部において取りまとめ、事務センター、年金事務所に対して定期的に注意喚起を行っている。
- ・各拠点に対して無予告の監査を実施し、事務処理誤り防止に係る取組状況の確認を行っている。

【届け書・通知書等の誤送付への対応】

- ・届け書・通知書等の誤送付防止については、封入物や送付先の確認を一人目の担当者が封入時に行い、二人目の担当者が封を閉じるときに行うことと再徹底した。また、発生防止策が実施されているか、各所属長が毎月点検確認し本部に報告を行っている。
- ・届け書の所在不明については、届け書を次工程へ引き継ぐ際に、件数・枚数等の点検確認を確実に行うとともに、事務センター全体の整理整頓を実施し、紛失を発生させない職場環境づくりに継続的に取り組むこととした。
- ・委託業者による誤送付についても、封入封緘の際に、封入物と封筒の件数突合、封筒宛名と封入物の氏名の読合せ、封緘後の送付物件数確認を確実に実施するよう指導している。

【事務処理遅延に対する対応】

平成24年10月より受付進捗管理システムを導入し、事務処理の進捗管理の徹底を図っている。

【淀川年金事務所に所属していた元職員による漏えい事案に対する対応】

- ・氏名索引照会処理について、これまで区々であった照会処理票の様式を統一するとともに、厳格な取扱いを実施するために「氏名索引照会処理実施手順書」を策定した。
- ・個人情報の持ち出し等を防止するため、防犯カメラの更新に伴う撮影範囲の拡大及びクリアバックの導入を行った。

【電子媒体の取扱い】

電子媒体には、固有の番号（バーコード）を貼付して取得から廃棄に至るまでの状況を電子媒体管理ツールで管理し、その利用状況が明確に分かるように取扱いを改善している。

【不正アクセス事案発生後の対応】

事務センター、年金事務所の所属長に対し、標的型メールを受けた際の対応やメール使用時の注意点、電子媒体使用時の注意点の研修を行い、事務センター、年金事務所の職員に対して所属長から注意喚起させている。

【不正アクセス事案に対する組織面の対策】

（平成27年10月1日設置）

- ・理事長を本部長とし、各部門の理事等を本部員とした情報管理対策本部を設置した。情報管理対策本部の所掌事務の実施に関する事務をつかさどる理事長直轄の推進部署として、情報管理対策室を設置した。
- ・情報管理対策室には、情報管理グループ（情報管理対策本部の事務局、個人情報の保護・管理、情報セキュリティに係る研修及び訓練内容の企画等）、情報リスク分析グループ（リスクアセスメント調査・分析・評価、情報セキュリティに係る諸規程等の整備・運用・指導等）、インシデント対策グループ（平時における脆弱性調査・情報収集等、有事における発生事案の調査・分析・対応指示等）の3つのグループを置き、情報セキュリティの専門家からの指導・助言等を受けつつ、実効性のある対策を講ずるための体制を整備した。
- ・統括情報セキュリティ責任者（情報管理対策室長）の下に、情報セキュリティインシデントに係る連絡調整や情報管理対策本部が決定した方針を機構職員に適切に実行させるための指示・管理等を行う「機構CSIRT」を設置し、機構内外から情報セキュリティインシデント事案等が発生したこととの連絡の受付並びに当該事案等の迅速な本部長（理事長）、副本部長（副理事長）及び厚生労働省等への報告、最高情報セキュリティ責任者から情報セキュリティインシデントにかかる対応方針の指示を受けて、情報セキュリティインシデント対応にあたる機構本部の担当部署に必要な指示の連絡等を行う役割を担わせることとした。

（平成28年4月1日設置）

- ・高度の専門知識・経験を基に、情報管理対策本部及び最高情報セキュリティ責任者（CISO）が情報セキュリティ対策の推進に係る意思決定を行うための助言や支援を行うことを目的として最高情報セキュリティアドバイザーを設置した。
- ・情報管理対策本部、情報管理対策室及び機構CSIRTの運営並びに施策等の網羅性及び有効性等の向上を目的として、情報セキュリティ専門家の立場から支援を行う情報セキュリティ対策専門の支援業者を設置した。

（平成28年7月19日設置）

- ・業務改善計画に係る各種施策のさらなる推進を目的として、情報管理対策室に、情報セキュリティ対策の強化に関する関係部署への指示及び総合調整等を実施する「セキュリティ対策推進グループ」を設置した。

【不正アクセス事案に対する技術面の対策】

- ・大量の年金個人情報や機微情報を取り扱う業務に対してインターネット経由の攻撃が及ばないよう、情報システムの分離を確実に行うとともに、分離された情報システム内で業務が円滑に完結するよう情報システムの設計・構築・運用及びルール徹底を行っている。
- ・新たに年金個人情報等専用の共有フォルダ（以下「専用共有フォルダ」という。）を、機構LANシステムから遮断された基幹システムの領域に構築し、年金個人情報の管理・運用を基幹システムの領域内に限定した。さらに、当該専用共有フォルダへのアクセスを限定し、年金個人情報のインターネット環境への移動を物理的に制限した。
- ・専用共有フォルダの安全性を更に高めるため、基幹システムへのアクセスと同様に、生体認証をもってアクセス可能な者を識別する仕組みとしており、より厳格なアクセス制御を行うとともに、当該フォルダへ年金個人情報等を格納する場合は、自動的に暗号化設定を行う仕組みを導入した。
- ・基幹システム及び機構LANシステムの入口対策を強化するため、専用端末に搭載されているものと別種のウィルス対策ソフト及びふるまい検知ソフトを搭載し、未知のウィルスに対する対策を行う検疫PCの運用を開始した。
- ・インターネットメールについては、厚生労働省統合ネットワーク経由で送受信を行う環境にするとともに、統一基準等を踏まえ、多重の防御対策を講じた安全性の高いインターネット環境を構築の上、運用検証を開始した。
- ・セキュリティパッチの最新化については、既知の脆弱性を放置しないようオペレーティングシステムやソフトウェアに対する最新のセキュリティパッチの適用を遵守するよう運用管理業者に指示し、適切に最新化を行っている。
- ・重要機器の監視に關し、機構では、運用管理業者や情報セキュリティ対策専門の支援業者の意見を踏まえながら、監視方法及び監視基準等について規定した上で、監視を行っている。

- ・インシデント発生時の連絡について、厚生労働省年金局と機構の連絡手順の整合性を図りつつ、インシデント発生時の連絡手順を定め、日頃から年金局と機構が綿密に連絡を取り合い、セキュリティインシデントに備えている。
- ・機構LANシステムにおける管理者権限の適切な管理にあたっては、管理者権限の不正利用を防止し、そのセキュリティレベルを向上する観点から、全てのパスワードを変更し、継続的に変更していく運用に見直すとともに、不要な管理者IDを確実に消去する運用としている。
- ・運用管理業者が作成する手順書においては、現在契約している運用管理業者と協議の上、今回、改善策を講じた機構LANシステムに係る運用管理業務について、運用管理業者が作成する情報セキュリティインシデントに関する具体的な手順を改正し、運用管理業者が実施すべき取扱いについて明確に規定した。

【不正アクセス事案に対する事務運用面の対策】

- ・機構ポリシーは、統一基準や厚労省ポリシーに準拠した改正を行うこととしており、それらに規定されている情報セキュリティ対策について、項目ごとに機構における取組の実情に照らし、適用の必要性等を検証の上、改正を実施した。
- ・緊急時に対処にあたる組織、役割分担のほか、運用管理業者におけるインシデント対応とも連動した職員による具体的な対処フローや機構内外の連絡体制を明確化したインシデント対処手順書を制定した。
- ・業務改善計画に基づく情報セキュリティ対策の実施内容等と合わせて、順次、機構ポリシー、各種手順書等の改正等を進めている。
- ・情報セキュリティインシデントの発生に際して、迅速かつ適切に対応できるよう、実際のインシデントを想定した実践的な情報セキュリティ対策の訓練（厚生労働省の担当部署等との連携も含む。）を継続的に実施するとともに、機構CSIRTの対応能力を向上させるため、各府省等が開催する情報セキュリティ研修への参加を含め、情報セキュリティに係る専門知識の習得にも努めている。
- ・全役職員の危機意識の向上のための研修として、全役職員に対し、標的型攻撃に関する攻撃者の手口と対処方法等を追加したテキストによる情報セキュリティ研修を平成27年6月末までに実施した。
- ・厚生労働省及びNISC共催の「法人等理事及び所管課室長対象のNISCのセミナー」（平成27年10月6日）、NISC主催の「第2回情報セキュリティ勉強会（情報セキュリティ監査）」（平成27年11月20日）、厚生労働省主催の「情報セキュリティ研修」（平成28年1月7日）、総務省主催の研修（CYDER）（平成27年10月26日～27日）、WASForum主催（内閣府共催）の「情報セキュリティ演習」（平成27年11月7日～8日）に参加するとともに、機構内での取組として、機構CSIRT要員に対して、情報セキュリティインシデント対応の取組をリードできる人員の養成を目的とした「CSIRT研修」（全4回）を実施した。さらに、平成28年3月24日には、今回制定したインシデント対処手順書に係る実効性及び機構内関係部署や関係機関（厚生労働省含む。）との連絡・報告体制に係る即応性を確認することを目的として、情報セキュリティインシデント対処訓練を実施した。
- ・機構ポリシーの改正及び関連諸規程の制定内容の周知徹底を図るために、機構ポリシー等の改正内容を分かり易くまとめた手引きを作成して、全拠点ごとに集合研修を年2回以上実施し、テスト形式の設問を含めた毎月の自主点検や集合研修後に実施する理解度テストによりその検証を行っている。
- ・情報セキュリティ対策の最先端の技術的な動向を踏まえた独立した外部の専門家による情報セキュリティ監査を定期的・継続的に受け、結果を厚生労働省と共有している。
- ・平成28年度においては、機構ポリシー等の理解度テストの結果を踏まえて研修内容を見直した上で、機構全職員に対し、機構ポリシーや関連諸規程の周知徹底を行う研修を実施する予定である。また、全職員を対象に情報セキュリティインシデント（標的型メール攻撃等）の訓練を実施し、現場でのセキュリティインシデント対処手順を体得させるほか、平成27年度に受講した各府省等が開催した研修への受講を継続している。
- ・外部の専門家によるリスク評価・分析を実施し、情報セキュリティの問題点の把握し、その問題点の解消を図るための対策導入計画等の策定を行っている。
- ・外部の専門家による脆弱性診断・ペネトレーションテストを実施し、脆弱性が検出された場合は、脆弱性対処計画の策定を行っている。
- ・より専門性の高い正規職員の育成に取り組むこと等により、安定した事務処理体制の確立を図る。
- ・リスクの予防的コントロールを強化する。
- ・役職員の意識改革を徹底・浸透・定着していく。

【個人情報等を取り扱う全委託業者に対する特別監査】

- ・平成29年度において、扶養親族等申告書等に係るデータ入力業務の外部委託について、契約に違反して業務の一部の再委託が行われていた事案が判明したことを踏まえ、平成30年3月1日時点で履行中の個人情報を取り扱う外部委託契約で、平成30年4月以降も契約が続くもの及び同年3月中旬に契約が満了するが特定個人情報を取り扱う1契約について対象とし、計119契約（54業者／履行場所249か所）について特別監査を実施した。
- 特別監査については、平成30年3月27日から4月27日までの間に、監査部職員92名及びシステム専門業者8名の体制により、各業者から届け出られている業務の履行場所（作業場）への往査及び本社事業者責任者（経営者）への管理体制等についてのヒアリングを実施し、その結果、重大な検出事項があった場合には、より詳細な調査を実施した。
- ・監査に当たっては、以下の3点のポイントを確認するため、履行体制、履行場所、システム管理等について、仕様書や提出資料等に記載されている内容と実態との照らし合わせを行った。

 - 事前に承認を得た再委託先以外に再委託を行っていないか。
 - 個人情報保護管理体制が整備・運用されているか。
 - 役務の履行体制が整備され、運用仕様書どおりに運用されているか。

- ・監査の結果、重大な検出事項としては、仙台広域事務センターの業務委託事業者が、国内に所在する事業者に当該業務の一部を契約に違反して再委託していた事実が判明した。
- ・また、その他の検出事項として、内部監査が定期的に実施されていない、執務室の入退出ログ管理・検証が不十分、保管庫の施錠管理が不十分、個人情報保護研修の事蹟管理が不十分、などが確認された。
- ・機構は、個人情報保護管理体制の整備・運用状況並びに役務履行体制の整備状況及び運用管理状況に関し、それぞれ検出があったものについては、委託業者に対し改善指導を行い、平成30年5月末までに改善対応状況を確認している。なお、その際、改善に時間を要するものなど引き続きフォローアップが必要な事項については、改善対応終了時期を明確にした改善計画を提出させており、平成30年9月5日にすべての改善対応が完了した。
- ・平成30年8月29日付けで監査手続書の見直しを行った。

【機関における委託業者に対する監査の見直し等】

- ・平成29年度において、扶養親族等申告書等に係るデータ入力業務の外部委託について、契約に違反して業務の一部の再委託が行われていた事案が判明したことを踏まえ、重大な事態のおそれがある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に一報した上で、事実関係の整理を進めていくため、平成30年5月30日に開催した情報セキュリティ対策連絡会議（厚生労働省と機構の役職員を構成メンバーとし、それぞれの最高情報セキュリティアドバイザーも出席。）において、特定個人情報をはじめとした各種情報の漏えい事案等を把握した場合の報告先関係機関やその根拠法令等について、改めて確認するとともに、厚生労働省及び機構のそれぞれの担当部署において共有を図った。
- ・また、今後とも、年2回（4月及び10月）、情報管理対策本部（理事長を本部長とし、各部門の理事・部（室）長等を本部員として構成され、厚生労働省職員もアドバイザーとして参画する会議体）において、特定個人情報をはじめとした各種情報の漏えい事案等を把握した場合の報告先関係機関やその根拠法令等について確認することで、認識の共有を図る。
- ・特定個人情報ファイルの保管及び管理について、特定個人情報保護管理事務取扱要領に基づき行うことを周知徹底している。
- ・平成30年7月31日付けで改正を行った調達・外部委託管理ルールに基づき、事業担当部署は履行開始前検査において履行能力（履行方法と履行体制）の検査を行い、履行中検査は開始前に検査した事項の遵守状況や履行状況を確認し、検査結果については、調達企画部が確認内容や方法に不十分な点がないか、同じ契約の他拠点の検査結果と齟齬が生じていないかといった客観的な視点で確認を行い、必要に応じ事業担当部署に再確認を指示する等、必要かつ適切な監督を的確に行うようにした。
- ・平成30年7月31日付けで「外部委託監査要領」を制定し、監査部と調達部門、事業担当部署等との役割分担を明確にし、監査等において把握された事項について、確実に改善されるよう改善実施状況を確認する体制を確立した。
- ・平成30年8月1日付けで、監査部内に外部委託契約監査を所掌する「監査第3グループ」を設置し、監査体制の強化を図った。
- ・品質保証活動の体制を整備すると共に、見直した監査手続書の内容を周知するための部内研修を実施した。具体的には、①監査目的や監査実施方法等について監査人の理解度レベルを統一し、監査内容及び監査結果の精査を十分に行うこと、②確認事項を裏付ける証跡等を入手して評価する等、事実確認を十分に行うこと、③監査結果に基づく検出事項の改善実施状況の確認を十分に行うことにより、実効性のある監査を実施できるようにした。
- ・本年6月以降、厚生労働省が実施する機構の事務センターや年金事務所に対する監査について、外部委託事業者に対する監督状況などについて確認する等の取組を開始しており、監査における指摘等の内容を文書で残すことはもとより、今後とも、機構監査の品質が向上するよう、厚生労働省で調達する外部専門家の知見も借りて、機構が実施する委託業者に対する監査に厚生労働省として関与していくこととした。
- ・平成30年9月14日付けで監査部の各グループに品質管理担当者を置いた。

【個人情報を取り扱う外部委託業務のあり方の見直し】

- ・扶養親族等申告書等に係るデータ入力業務の外部委託において、委託業者が契約に違反した業務を行い、多数の入力誤り、入力漏れ等を生じさせた。本件事案を踏まえ、当該事案に関する業務実態・業務プロセスを検証し、当該事案が発生した原因を究明するとともに、今後の機関における業務処理及び業務プロセスの最適化、特に個人情報を取り扱う業務の外部委託のあり方を検討すべく、平成30年4月6日付けで機関に外部委員のみで構成される「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置して検討を行い、6月4日に、調査委員会の報告書を社会保障審議会年金事業管理部会に報告した。現在、報告書で提言された以下の対応策を着実に実施している。
 - ①個人情報漏洩の防止等の観点から、年金個人情報を取り扱う業務は、外部委託をする場合でも、業務の性質に応じて可能な限り、機構が用意した場所で情報セキュリティのリスクや受託事業者が仕様書と異なる業務を行うリスクを機構がコントロールできる形で委託業者に行わせる「インハウス型委託」を推進する。
 - ②年金個人情報を取り扱う外部委託のうち、業務品質を確保するために事業者の履行能力を見極める必要があるものは、総合評価落札方式の適用を原則化する。
 - ③年金個人情報を取り扱う外部委託の調達は、全省府統一資格（A～D等級）の本来等級の適用を原則化する。
 - ④優良な事業者が初期投資を回収でき、かつ、業務ノウハウの蓄積も図ることができるようになり、受託しやすい環境を整え、協働するという視点も重要である。このため、事業環境の変化や業界の動向を踏まえた適切な予定価格の設定のほか、複数年契約や、業務の包括的な委託（例えば、一つの届書の処理や入力を切り離して委託するのではなく、複数の届書の処理や入力を通年で委託する）などを積極的に活用する。
 - ⑤委託内容の複雑さや重要度に応じて、事業全体（企画・運用・調達・管理・コンティンジェンシープラン等）を一括して管理するとともに、組織横断的に事業を進める体制を確立する。
 - ⑥事業内容の企画段階から十分な検討を行い、情報提供依頼（RFI）、仕様書作成、入札方式の選択、履行開始前検査、履行中管理、検品・検査、情報共有、履行後検査について、具体的なルールを定め、適切に行なうことを徹底する。
- ・また、厚生労働省として、機関の調査委員会の報告書について、社会保障審議会年金事業管理部会において審議したほか、報告書で提言された業務委託のあり方等の見直しについて、理事長のリーダーシップの下、機関において着実に取組を進めていく観点から、平成30年6月29日付けで機関に対し業務改善命令を行った。
- ・機関は、平成30年9月末時点での改善措置の実施状況（人材の育成、本部組織のリスク管理の見直し、職員の意識改革等）について、平成30年10月12日付けで厚生労働大臣に報告を行った。
- ・新たな委託管理ルールについて、調達管理部・調達企画部において、事業担当部署への説明会を実施した。また、今後に向けても取組を継続し、ルールの運用管理を強化していく。
- ・年金個人情報を取り扱う業務を外部委託するものに関し、調達企画部が横断的機能を持って管理を徹底していく。
- ・調達企画部における外部委託業務に係る事業全体の総合調整や横断的管理の実施状況について、厚生労働省としても確認し、徹底されるよう監督を行っていく。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	日本年金機構個人情報保護管理規程に基づき、担当部で「コンプライアンス、個人情報保護及び情報セキュリティに関する自己点検計画」を策定の上、毎月、機構全職員に対して、機構LANを通じて自己点検シートを配付の上自己点検を行わせ、点検結果の回答を登録させるとともに、回答帳票を印字させて個人情報保護管理責任者に提出させている。 また、個人情報保護管理責任者は点検結果の内容を確認するとともに、業務目的外閲覧、本人不同意の個人情報の第三者への提供、クリアデスク及びクリアスクリーンが守られていない等、個人情報保護の管理が徹底されていない場合は、直接当該職員に対して適切な指導や改善を行っている。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	厚生労働省年金局及び機構において、計画的に年間10回程度、管理ルール・手順書等の閲覧、インタビュー及び現場確認により、次の事項について監査を行い確認を行っている。また、改善点等があった場合には、改善策及びフォローアップ報告を求めている。 ・データへのアクセスコントロール及びモニタリングは、有効に機能すること。 ・データのインテグリティを維持すること。 ・データのバックアップの範囲、方法及びタイミングは、業務内容、処理形態及びリカバリの方法を考慮して決定すること。 ・データの保管、複写及び廃棄は、誤謬防止、不正防止及び機密保護の対策を講じること。 ・データに対するコンピュータウイルス対策を講じること。 ・建物及び室への入退の管理は、不正防止及び機密保護の対策を講じること。 機構における委託業者に対する監査の見直し等についてはP74～76を参照

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・日本年金機構個人情報保護管理規程に基づき職員に対し、個人情報の適切な取扱い(保有制限、安全確保の措置等)を理解させるとともに、所掌業務で取り扱われる個人情報の範囲や取扱上の留意点等を把握させるため、毎年度個人情報保護研修の受講を義務付けている。個人情報保護研修は、派遣職員を含む全職員に対して、機構各拠点における人材育成推進者、個人情報保護管理責任者又は個人情報保護管理担当者によって実施され、研修の受講者は受講の都度受講結果の報告をすることとなっており、未受講者については拠点長が把握した上で受講させている。 ・個人情報を取り扱う業務を外部に委託又は派遣労働者に行わせる場合には、当該委託先に対して個人情報の取扱いに関する研修を義務付けている。また、機構はその実施状況を定期的に確認することとしている。 ・委託業者については、外部委託契約の締結に当たり個人情報の漏えいの防止等の適切な管理のための必要な措置を講じることを義務付けている。 ・派遣労働者については、当該委託先の責任者及び派遣労働者から、秘密保持義務等個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記した誓約書等を提出させている。 ・違反行為をした者に対しては、都度指導や是正命令を行うとともに、違反行為の程度によっては懲戒処分している。 ・平成29年度において、扶養親族等申告書等に係るデータ入力業務の外部委託について、契約に違反して業務の一部の再委託が行われていた事案が判明したことを踏まえ、重大な事態のおそれがある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に一報した上で、事実関係の整理を進めていくため、平成30年5月30日に開催した情報セキュリティ対策連絡会議(厚生労働省と機構の役職員を構成メンバーとし、それぞれの最高情報セキュリティアドバイザーも出席。)において、特定個人情報をはじめとした各種情報の漏えい事案等を把握した場合の報告先関係機関やその根拠法令等について、改めて確認するとともに、厚生労働省及び機構のそれぞれの担当部署において共有を図った。 ・また、今後とも、年2回(4月及び10月)、情報管理対策本部(理事長を本部長とし、各部門の理事・部(室)長等を本部員として構成され、厚生労働省職員もアドバイザーとして参画する会議体)において、特定個人情報をはじめとした各種情報の漏えい事案等を把握した場合の報告先関係機関やその根拠法令等について確認することで、認識の共有を図る。 ・特定個人情報ファイルの保管及び管理について、特定個人情報保護管理事務取扱要領に基づき行うことを周知徹底している。

3. その他のリスク対策

被用者年金の一元化に伴う届け書の受付、回付については、3共済も公的年金給付総合情報連携システムを使用しているが、3共済に対してセキュリティポリシーを提示し、当該システムについては、インターネットと接続しないこと、業務以外の目的で利用しないこと、情報系ネットワークから遮断された環境で使用することをルール化し遵守していただいている。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館 03-5253-1111	
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	
特記事項		
③手数料等	<p>[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法 : 1件300円、口座振替により納付。)</p>	
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>	
個人情報ファイル名	健保厚年現存被保険者ファイル、船保厚年被保険者ファイル、国年被保険者ファイル、年金受給権者ファイル、基礎年金番号管理ファイル 等	
公表場所	電子政府総合窓口	
⑤法令による特別の手続		
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	厚生労働省年金局事業企画課 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館 03-5253-1111	
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求に対する決定は、原則として開示請求があつた日から30日以内に行われる。 ・ 開示は、文書、図画等の閲覧、写しの交付により実施される。 	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成30年10月30日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	e-Govパブリックコメントのホームページに「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」の意見募集公告を掲載した。意見は所定の意見提出様式により、インターネット上の意見募集フォーム及び郵送により受け付けた。
②実施日・期間	平成30年9月28日～ 平成30年10月27日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・セキュリティの構築について
⑤評価書への反映	寄せられたご意見については、既に評価書に記載されている内容であったため、特段、評価書への反映は行っていない。
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	平成30年10月30日
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	平成27年10月から12月の間、初期創成を行う旨を記載	平成28年11月から12月の間、初期創成を行う旨を記載	事後	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	平成28年1月から、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等の個人番号を登録する旨を記載	平成29年1月から、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等の個人番号を登録する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	平成28年1月から、個人番号登録届(仮称)を使用して個人番号を登録する旨を記載	平成29年1月から、個人番号等登録届、年金受給者の現況届及び裁判請求書等(氏名変更届等の諸変更届を含む。)(以下「個人番号等登録届等」という。)を使用して個人番号を登録する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	記載なし	未収録者に対して、個人番号の登録勧奨を実施する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	平成28年4月から、被保険者、年金受給者等へ個人番号の収録状況を通知する旨を記載	平成29年1月以降、被保険者、年金受給者等へ個人番号の収録状況をねんきんネットの画面で通知する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	平成28年1月から、個人番号を利用開始する旨を記載	平成29年1月から、個人番号を利用開始する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の内容」	平成27年3月時点における、年金業務における番号制度対応のスケジュールを記載	個人番号の利用開始時期の変更に伴い、年金業務における番号制度対応のスケジュールを修正	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	「I (別添1)事務の内容 参考:システム概要」	業務端末を使用する場所として、年金事務所、事務センター、ブロック本部を記載	業務端末を使用する場所として、年金事務所、事務センター等を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない
平成28年12月22日	「II 2. ⑤保有開始日」	平成27年10月(予定)から、特定個人情報ファイルを保有開始する旨を記載	平成28年11月から、特定個人情報ファイルを保有開始する旨を記載	事後	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない
平成28年12月22日	「II 3. ⑨使用開始日」	平成27年10月1日から、特定個人情報を使用開始する旨を記載	平成28年11月14日から、特定個人情報を使用開始する旨を記載	事後	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない
平成28年12月22日	「III 7. ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」	平成24年度から26年度における、重大事故の内容と再発防止策を記載	平成25年度から27年度における、重大事故の内容と再発防止策を記載	事後	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更に当たらない
平成29年2月22日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	記載なし	協会けんぽへの紐付け情報の提供を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年2月22日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	記載なし	税関係業務を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年2月22日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	記載なし	被用者年金一元化に伴う届け書の受付、回付業務を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	記載なし	厚生年金保険等、国民年金及び船員保険に係る適用事務、年金給付関係事務全般で個人番号を使用する旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年4月24日	「I 1. ②事務の内容」等評価書全般	記載なし	情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関と情報連携を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年5月30日	別紙2（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	特定個人情報ファイルに要配慮個人情報を含むことを追記	事前	「特定個人情報ファイルの保有等に関する通知の取扱いについて」（平成29年5月23日付個情第674号）による追記であり、重要な変更に当たらない
平成29年7月6日	「I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠」	記載なし	番号法第19条第7号 (提供)別表第2 項番9、12、15を追加	事前	主務省令改正等による形式的な追加であり、重要な変更に当たらない
平成29年7月6日	別紙1 II. 5. 特定個人情報の提供・移転（情報提供ネットワークを通じた情報提供）	記載なし	項番5、6、7を追加。 (番号法別表第2第9項、第12項、第15項分を追加)	事前	主務省令改正等による形式的な追加であり、重要な変更に当たらない
	「I 1. ②事務の内容、(別添1)事務の内容」	記載なし	年金生活者支援給付金の事務を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
	「I 1. ②事務の内容、(別添1)事務の内容」「II. 5. 特定個人情報の提供・移転」等	協会管掌健康保険被保険者にかかる個人番号紐付情報を協会けんぽへ提供する旨を記載	協会管掌健康保険被保険者及び被扶養者にかかる個人番号紐付情報を協会けんぽへ提供する旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
	「I 1. ②事務の内容、(別添1)事務の内容」	記載なし	生活保護関係情報を活用した法定免除非該当勧奨の事務を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「I ②事務の内容、(別添1)事務の内容」	記載なし	国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者配偶者状況変更届の事務を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
	「II 6. 特定個人情報の保管・消去」	記載なし	年金個人情報等専用共有フォルダにおける特定個人情報の取扱いについて記載	事前	特定個人情報の取扱いに関する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う
	「I 2. システム1、②システムの機能」等	記載なし	住基即時・一括システム及び住基情報交換システムの機能を住基接続システムに集約した後のシステム機能等を記載	事前	リスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更に当たらない
	「II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 委託事項2 年金相談窓口、年金相談センター、常設型出張相談所の運営業務	再委託しない	再委託する	事後	社労士以外の第3者への再委託を禁止している観点から、「再委託しない」と記載していたところ、社労士への業務委託について契約書上は全国社会保険労務士会連合会又は各都道府県の社会保険労務士会からの再委託の形態を取っていることを踏まえ、再委託であることを明記。
	「I ②事務の内容」等評価書全般	記載なし	個人番号変更届の運用開始を明記。国民年金免除申請書について、指定全額免除事務取扱者及び学生納付特例事務法人から提出される旨を明記	事後	事務内容を明確化するための形式的な追加であり、重要な変更に当たらない
	「I ②事務の内容」等評価書全般	住民税の過誤払いが発生した際に市町村へ送付している納入告知書について、個人番号を記載	実際には個人番号が記載されておらず、今後も個人番号を記載する予定が無いため削除	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更に当たらない
	「I (別添1)事務の内容」「III. 2特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」等	記載なし	機構が外部の機関から受け付けた電子媒体の届け書について、不正プログラムが含まれていないか安全性の事前チェックを行う旨を記載	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「I.2. システム2、②システムの機能」「I(別添1)事務の内容」	記載なし	経過管理システムの稼働時期の延期に伴い、記録管理システムに届書の受付登録等の業務を行う旨を記載	事後	事務内容を明確化するための形式的な追加であり、重要な変更に当たらない
	「I(別添1)事務の内容」等	-	そのほかの所要の改正	事後	時点修正及び記載内容を実際の事務に合わせて修正。形式的な修正であるため、重要な変更に当たらない

II. 5. 特定個人情報の提供・移転(情報提供ネットワークを通じた情報提供)

順番	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 番号法別表第2第2項	番号法別表第2第2項に掲げる全国健康保険協会における利用が認められた事務(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
2	健康保険組合	番号法第19条第7号 番号法別表第2第3項	番号法別表第2第3項に掲げる健康保険組合における利用が認められた事務(健康保険法による保険給付の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
3	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 番号法別表第2第6項	番号法別表第2第6項に掲げる全国健康保険協会における利用が認められた事務(船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお從前の例によるものとされた平成19年法律第30号第7条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
4	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 番号法別表第2第7項	番号法別表第2第7項に掲げる厚生労働大臣における利用が認められた事務(労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
5	都道府県知事	番号法第19条第7号 番号法別表第2第9項	番号法別表第2第9項に掲げる都道府県知事における利用が認められた事務(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
6	市町村長	番号法第19条第7号 番号法別表第2第12項	番号法別表第2第12項に掲げる都道府県知事における利用が認められた事務(児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
7	都道府県知事	番号法第19条第7号 番号法別表第2第15項	番号法別表第2第15項に掲げる都道府県知事における利用が認められた事務(児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
8	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 番号法別表第2第16項	番号法別表第2第16項に掲げる都道府県知事又は市町村長における利用が認められた事務(児童福祉法による障害の認定又は費用の徴収に関する事務)	障害基礎年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	100万人以上1000万人未満	障害基礎年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
9	市町村長	番号法第19条第7号 番号法別表第2第19項	番号法別表第2第19項に掲げる市町村長における利用が認められた事務(子育接種法による給付の支給に関する事務)	障害基礎年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	100万人以上1000万人未満	障害基礎年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
10	都道府県知事	番号法第19条第7号 番号法別表第2第25項	番号法別表第2第25項に掲げる都道府県知事における利用が認められた事務(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務)	障害年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	100万人以上1000万人未満	障害年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
11	都道府県知事等	番号法第19条第7号 番号法別表第2第26項	番号法別表第2第26項に掲げる都道府県知事等における利用が認められた事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は被収金の徴収に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)及び被保険者情報	1000万人以上	年金受給権者及び被保険者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
12	都道府県知事等	番号法第19条第7号 番号法別表第2第57項	番号法別表第2第57項に掲げる都道府県知事等における利用が認められた事務(児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者及び被保険者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
13	市町村長	番号法第19条第7号 番号法別表第2第62項	番号法別表第2第62項に掲げる市町村長における利用が認められた事務(老人福祉法による費用の徴収に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者及び被保険者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
14	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第7号 番号法別表第2第66項	番号法別表第2第66項に掲げる厚生労働大臣又は都道府県知事における利用が認められた事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務)	障害年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	100万人以上1000万人未満	障害年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
15	都道府県知事等	番号法第19条第7号 番号法別表第2第68項	番号法別表第2第68項に掲げる都道府県知事等における利用が認められた事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務)	障害年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	100万人以上1000万人未満	障害年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
16	地方公務員災害補償基金	番号法第19条第7号 番号法別表第2第72項	番号法別表第2第72項に掲げる地方公務員災害補償基金における利用が認められた事務(地方公務員災害補償法による公務上の災害又は運動による災害に対する補償に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
17	市町村長	番号法第19条第7号 番号法別表第2第75項	番号法別表第2第75項に掲げる市町村長における利用が認められた事務(児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務)	年金資格記録情報(年金加入制度等)	1000万人以上	被保険者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
18	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 番号法別表第2第76項	番号法別表第2第76項に掲げる厚生労働大臣における利用が認められた事務(雇用保険法による失業給付等の支給に関する事務)	年金資格記録情報(厚生年金資格取得年月日等)	1000万人以上	厚生年金被保険者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
19	都道府県知事等	番号法第19条第7号 番号法別表第2第85項	番号法別表第2第85項に掲げる都道府県知事等における利用が認められた事務(昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務)	障害年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	100万人以上1000万人未満	障害年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
20	都道府県知事等	番号法第19条第7号 番号法別表第2第87項	番号法別表第2第87項に掲げる都道府県知事等における利用が認められた事務(中国残障邦人等支援給付等の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)及び被保険者情報	1000万人以上	年金受給権者及び被保険者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
21	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第7号 番号法別表第2第92項	番号法別表第2第92項に掲げる存続組合又は指定基金における利用が認められた事務(平成8年法律第82号による年金である長期給付等による支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)及び被保険者情報	1000万人以上	年金受給権者及び被保険者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度

22	市町村長	番号法第19条第7号 番号法別表第2第94項	番号法別表第2第94項に掲げる市町村長における利用が認められた事務(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)	老齢福祉年金情報(受給権発生日等)	1万人未満	老齢福祉年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
23	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第7号 番号法別表第2第103項	番号法別表第2第103項に掲げる独立行政法人農業者年金基金における利用が認められた事務(独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第8条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成22年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務)	年金資格記録情報(国民年金加入記録情報等)	1000万人以上	国民年金被保険者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
24	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第7号 番号法別表第2第106項	番号法別表第2第106項に掲げる独立行政法人日本学生支援機構における利用が認められた事務(独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
25	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 番号法別表第2第110項	番号法別表第2第110項に掲げる都道府県知事又は市町村長における利用が認められた事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養費、介護医療費又は基準額当該養介護医療費の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
26	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 番号法別表第2第114項	番号法別表第2第114項に掲げる厚生労働大臣における利用が認められた事務(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
27	市町村長	番号法第19条第7号 番号法別表第2第116項	番号法別表第2第116項に掲げる市町村長における利用が認められた事務(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度
28	都道府県知事	番号法第19条第7号 番号法別表第2第119項	番号法別表第2第120項に掲げる都道府県知事における利用が認められた事務(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務)	年金給付情報(年金の種類・受給権発生日・年金受給額等)	1000万人以上	年金受給権者	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを通じて照会を受けたら都度

(別添 2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 年金業務システム関連ファイル <要配慮個人情報あり>
1. 基礎年金番号、2. 住民票コード、3. 個人番号、4. 漢字氏名、5. カナ氏名、6. 外国人漢字通称名、7. 外国
人カナ通称名、8. 生年月日、9. 性別、10. 郵便番号、11. 住所コード、12. 漢字住所、13. カナ住所、14. 死亡
年月日、15. 死亡年月日登録事由、16. 被保険者取消処理年月日、17. 被保険者取消事由、18. 受給中表示、
19. DV該当表示、20. 重複統合先 ID、21. 被保険者 ID、22. 通称名有効表示、23. 保有番号枝番、24. 被
保険者保有番号種類、25. 被保険者保有番号、26. 被保険者保有番号登録年月日、27. 被保険者保有番号変更
年月日、28. 国年現存表示、29. 厚年現存表示、30. 船保現存表示、31. 共済現存表示、32. 受給者フラグ、33.
個人番号収録契機、34. 個人番号収録フラグ、35. 個人番号非保有理由、36. 個人番号紐付情報収録取消理由、
37. ねんきんネット連携フラグ、38. ねんきんネット最終連携年月日、39. 情報システム機構のデータ抽出年
月日、40. 住民票コード本人確認状況コード、41. 住民票コード本人確認年月日、42. 個人番号本人確認状況
コード、43. 個人番号本人確認年月日、44. 本人確認連携フラグ、45. 本人確認最終連携年月日、46. 郵便物
区分コード、47. 通知管理番号、48. 郵便物情報抽出年月日、49. 送達状況コード、50. 送達状況登録年月日、
51. 効率収録区分、52. 住基漢字氏名、53. 住基漢字氏名かな、54. 住基アルファベット氏名、55. 住基アルフ
アベット氏名かな、56. 住基通称名、57. 住基通称名かな、58. 住基生年月日、59. 住基性別、60. 住基住所、
61. 住基住所かな、62. 外国人アルファベット氏名、63. 外国人アルファベットカナ氏名、64. 外国人漢字氏
名、65. 外国人漢字カナ氏名、66. 外国人通称名、67. 外国人通称カナ氏名、68. 国籍コード、69. 在留区分、
70. 変更取消事由、71. 新規登録年月日、72. 取消登録年月日、73. 変更登録年月日、74. 疑重複連番、75. 新
規登録拠点コード、76. 利用者 ID、77. 利用者氏名、78. 登録拠点コード、79. 更新日時、80. 旧アルファベ
ット氏名管理世代管理通番、81. 旧外国人アルファベット氏名、82. 旧外国人アルファベットカナ氏名、83.
旧外国人漢字氏名、84. 旧外国人漢字カナ氏名、85. 旧外国人通称名、86. 旧外国人通称カナ氏名、87. 旧国
籍コード、88. 旧在留区分、89. 旧変更取消事由、90. 旧新規登録年月日、91. 旧取消登録年月日、92. 旧変
更登録年月日、93. 旧疑重複連番、94. 旧新規登録拠点コード、95. 旧利用者 ID、96. 旧利用者氏名、97. 旧登
録拠点コード、98. 旧更新日時、99. 疑重複保有番号枝番、100. 疑重複状況、101. 疑重複発生年月日、102.
疑重複取消年月日、103. 疑重複基礎年金番号、104. 解消拠点コード、105. 国籍名、106. 国籍一覧表示判定
区分、107. 表示順、108. 加入 or 取得処理年月日、109. 加入 or 取得届出受付年月日、110. 加入 or 取得年月
日、111. 加入情報共済組合 ID、112. 加入情報事業所 ID、113. 加入情報取消処理年月日、114. 加入情報登録
起因届書コード、115. 加入情報登録時会計検査院指摘表示、116. 加入情報登録組織 ID、117. 加入情報番号、
118. 加入情報変更起因届書コード、119. 加入情報変更時会計検査院指摘表示、120. 加入情報変更処理日時、
121. 加入情報変更組織 ID、122. 家族関係、123. 家族関係開始処理年月日、124. 家族関係開始届出受付年月
日、125. 家族関係開始年月日、126. 離職事由、127. 家族関係取消処理年月日、128. 家族関係終了事由、129.
家族関係終了処理年月日、130. 家族関係終了届出受付年月日、131. 家族関係終了年月日、132. 家族関係番
号、133. 海外宛名、134. 海外住所、135. 海外住所画像データ、136. 海外住所登録年月日、137. 外国人区分
コード、138. 基金代行返上表示、139. 軌跡通番、140. 軌跡登録年月日、141. 旧海外宛名、142. 旧海外住所、
143. 旧海外住所画像データ、144. 旧海外住所登録年月日、145. 旧国民年金免除配偶者関係終了年月日、146.
旧国民年金免除配偶者関係世代管理通番、147. 旧国民年金免除配偶者関係登録年月日、148. 旧国民年金免

除配偶者更新処理日時、149. 旧国民年金免除配偶者取消処理日時、150. 旧国民年金免除配偶者取消年月日、
151. 旧国民年金免除配偶者変更起因届書コード、152. 旧国民年金免除配偶者変更年月日、153. 旧住基氏名
(かな)、154. 旧住基氏名(漢字)、155. 旧住基住所、156. 旧住基性別、157. 旧住基生年月日、158. 旧住所
カナ、159. 旧住民票異動事由コード、160. 旧住民票異動年月日、161. 旧住民票異動有無、162. 旧住民票外
字情報氏名外字数、163. 旧住民票外字情報住所外字数、164. 旧住民票個人番号、165. 旧住民票市町村コー
ド、166. 旧住民票情報世代管理通番、167. 旧住民票生存状況表示、168. 旧住民票不参加団体対象フラグ、
169. 旧住民票変更状況、170. 旧情報システム機構のデータ抽出年月日、171. 旧世帯状況区分、172. 旧世帯
状況変更理由、173. 旧続柄、174. 旧台帳情報有無表示、175. 旧配偶者個人番号、176. 旧符号発行依頼日時、
177. 旧符号発行状態フラグ、178. 旧符号発行年月日、179. 旧別送先力ナ住所、180. 旧別送先宛名カナ氏名、
181. 旧別送先宛名漢字氏名、182. 旧別送先漢字住所、183. 旧別送先住所海外住所世代管理通番、184. 旧別
送先住所海外住所変更処理日時、185. 旧別送先住所登録事由コード、186. 旧別送先住所登録事由その他記
載内容、187. 旧別送先住所登録年月日、188. 旧別送先電話番号、189. 旧別送先郵便番号、190. 旧郵便番号、
191. 個人番号非保有理由コード、192. 坑内員該当有無表示、193. 更新抑止フラグ、194. 国民年金免除配偶
者関係終了年月日、195. 国民年金免除配偶者関係登録年月日、196. 国民年金免除配偶者更新処理日時、197.
国民年金免除配偶者取消処理日時、198. 国民年金免除配偶者取消年月日、199. 国民年金免除配偶者変更起
因届書コード、200. 国民年金免除配偶者変更年月日、201. 婚姻形態表示、202. 裁定取消処理可能年月日、
203. 裁定中表示、204. 死亡年月日登録処理年月日、205. 氏名変更起因届書コード、206. 氏名変更事由、207.
氏名変更処理日時、208. 氏名変更届出受付年月日、209. 氏名変更年月日、210. 資格喪失予定期由コード、
211. 失業保険適用有無表示、212. 取得原因コード、213. 取得事由、214. 手帳送付者表示、215. 収録結果情
報連携フラグ、216. 住基氏名(かな)、217. 住基氏名(漢字)、218. 住所カナ、219. 住所区分コード、220.
住所使用開始年月日、221. 住所情報最新管理年月日、222. 住所登録起因届書コード、223. 住所変更起因届
書コード、224. 住所変更事由、225. 住所変更処理日時、226. 住所変更届出受付年月日、227. 住所未送達表
示、228. 住民票異動事由コード、229. 住民票異動年月日、230. 住民票異動有無、231. 住民票外字情報氏名
外字数、232. 住民票外字情報住所外字数、233. 住民票個人番号、234. 住民票市町村コード、235. 住民票生
存状況表示、236. 住民票不参加団体対象フラグ、237. 住民票変更状況、238. 乗組船舶種類コード、239. 世
帯状況区分、240. 世帯状況変更理由、241. 制度区分コード、242. 性別変更起因届書コード、243. 性別変更
事由、244. 性別変更処理日時、245. 性別変更届出受付年月日、246. 性別変更年月日、247. 生年月日変更起
因届書コード、248. 生年月日変更事由、249. 生年月日変更時会計検査院指摘表示、250. 生年月日変更処理
日時、251. 生年月日変更届出受付年月日、252. 船保健保整理番号、253. 喪失原因コード、254. 喪失事由、
255. 喪失処理年月日、256. 喪失届出受付年月日、257. 喪失年月日、258. 喪失予定期由月日、259. 続柄、260.
第1被保険者ID、261. 第2被保険者ID、262. 登録起因届書コード、263. 登録処理事由、264. 登録処理年月
日、265. 登録組織ID、266. 同一人情報最新管理年月日、267. 特定個人情報名コード、268. 二以上該当コード、
269. 任意区分コード、270. 年金受給権発生予定期由月日、271. 納付書抑止表示、272. 配偶者個人番号、
273. 配偶者個人番号有無表示、274. 配偶者番号、275. 配偶者有無表示、276. 被保険者種別コード、277. 被
保険者保有番号登録起因届書コード、278. 標準報酬按分率、279. 標準報酬改定期求処理日時、280. 標準報
酬改定期由月日、281. 標準報酬改定期率、282. 標準報酬月額変更予定期由月、283. 符号発行依頼日時、284. 符号

発行状態フラグ、285. 符号発行年月日、286. 別送先力ナ住所、287. 別送先宛名力ナ氏名、288. 別送先宛名漢字氏名、289. 別送先漢字住所、290. 別送先住所海外住所削除処理年月日、291. 別送先住所海外住所変更処理日時、292. 別送先住所登録事由コード、293. 別送先住所登録事由その他記載内容、294. 別送先住所登録年月日、295. 別送先電話番号、296. 別送先郵便番号、297. 保険料納付確認団体コード、298. 未収録者情報最終出力年月日、299. 未収録者情報出力フラグ、300. かな種別、301. システム識別子、302. システム名称、303. システム履歴番号、304. バージョン ID、305. バージョン情報、306. ユーザ ID、307. ユーザ氏名、308. ユーザ履歴番号、309. レコード識別番号、310. 異動年月日、311. 異動有無、312. 一意に特定された対象者数、313. 外字データレコード数、314. 外字データ長、315. 外字データ連番、316. 外字情報氏名外字数、317. 外字情報住所外字数、318. 外字情報要求有無、319. 該当年、320. 格納件数、321. 衍あふれ外字データ長、322. 衍あふれ外字データ連番、323. 衍あふれ結果レコード数、324. 衍あふれ結果レコード連番、325. 衍あふれ氏名、326. 衍あふれ氏名外字数、327. 検索パターン番号要求有無、328. 個人番号、329. 個人番号提供事務区分、330. 更新日時、331. 行政区コード、332. 削除日時、333. 市町村コード、334. 枝番、335. 氏名（かな）、336. 氏名（漢字）、337. 氏名漢字、338. 氏名漢字外字数、339. 事務コード、340. 事務手続コード、341. 住所、342. 住民区分、343. 住民票コード、344. 処理結果コード、345. 処理結果メッセージ、346. 処理結果詳細コード、347. 処理通番、348. 処理通番（照会状況）、349. 処理通番枝番、350. 消除者の要否、351. 照会ステータス、352. 照会一致項目、353. 照会一致項目一市町村コード、354. 照会一致項目一氏名（かな）、355. 照会一致項目一氏名（漢字）、356. 照会一致項目一住所、357. 照会一致項目一住所（完全一致）、358. 照会一致項目一住所（市町村コード）、359. 照会一致項目一住所（前方一致）、360. 照会一致項目一性別、361. 照会一致項目一清音かな氏名、362. 照会一致項目一生年月日、363. 照会一致項目一予備、364. 照会基準日、365. 照会結果レコード数、366. 照会結果レコード連番、367. 照会結果複数要求有無、368. 照会対象期間開始年月日、369. 照会対象期間終了年月日、370. 照会年月日、371. 情報照会者機関種別コード、372. 情報提供者機関種別コード、373. 条例提供元、374. 生存状況、375. 対象期間（至）、376. 対象期間（自）、377. 対象識別者情報、378. 対象者個人番号、379. 対象者氏名（かな）、380. 対象者氏名（漢字）、381. 対象者識別情報、382. 対象者識別情報一対象者生年月日（至）、383. 対象者識別情報一対象者生年月日（自）、384. 対象者識別情報一予備、385. 対象者住所、386. 対象者住所（市町村コード）、387. 対象者住民票コード、388. 対象者性別、389. 対象者生年月日、390. 団体内統合宛名番号、391. 中間サーバー受付番号、392. 中間サーバー受付明細番号、393. 通知電文受領日、394. 通知電文内容、395. 提供 XML データ情報、396. 提供パターン、397. 提供パターン番号要求有無、398. 提供区分、399. 提供事務区分、400. 提供先、401. 提供年月日、402. 添付書類ファイル、403. 登録日時、404. 届出番号、405. 不一致となった対象者数、406. 不参加団体対象フラグ、407. 付随情報異動事由、408. 付随情報異動年月日、409. 付随情報要求有無、410. 符号、411. 符号(Base64)、412. 符号再発行フラグ、413. 符号取得ステータス、414. 符号取得ステータス更新日時、415. 符号取得依頼日時、416. 符号取得要求受付日時、417. 符号受付日時、418. 符号設定日時、419. 部署コード、420. 副本登録番号、421. 複数該当した対象者数、422. 分割外字データ、423. 変更状況、424. 補正ステータス、425. 補正対象項目、426. 補正年月日、427. 補正理由、428. 有効開始日、429. 有効終了日（システム設定）、430. 有効終了日（入力）、431. 予備、432. 要求レコード番号、433. 要求件数、434. 要求元区分、435. 利用事由、436. 履歴情報要求有無、437. 論理削除フラグ、438. 拠音種別、439. 処理情報 ID、440. 仮原簿情

報通番、441. 仮原簿登録内容情報、442. 仮原簿情報一時保存フラグ

2. 記録管理システム関連ファイル <要配慮個人情報あり>

【国民年金関係記録項目】1. 統一事務所コード、2. 基礎年金番号、3. 生年月日、4. 枝番、5. 性別コード、6. カナ氏名、7. カナ氏名超過レコード有無表示、8. 住所コード、9. 外国人区分、10. 受給要件判別区分、11. 沖縄特例種別、12. 国年受給権者年金種別、13. 五年年金種別、14. 台帳管理最終年度、15. 台帳保管統一事務所コード、16. 切替表示、17. 最終特例納付年月日、18. 現存喪失表示、19. 台帳移管中表示、20. 老齢年金受給権者表示、21. 通算年金受給権者表示、22. 死亡表示、23. 番号重複取消表示、24. 手番無効表示、25. 現存被保険者記録有無表示、26. 年金裁定繰下表示、27. 任意継続表示、28. 特例納付表示、29. ファイル創成前事故表示、30. ファイル創成後事故表示、31. 特殊記録表示、32. 不在表示、33. 裁定中表示、34. 特殊記録最終年度、35. 手番無効年月、36. 小笠原特例種別、37. 削除種別コード、38. 65歳以上高齢任意加入表示、39. 外国人一時金登録表示、40. 残留邦人該当表示、41. 基礎年金番号付番表示、42. 記録統合表示、43. 年金重複取消表表示、44. 付番（手番）表示、45. 手番登録表示、46. 疑重複調査結果表示、47. 漢字氏名、48. 沖特措置対象者担当統一事務所コード、49. 漢字住所、50. 郵便番号、51. カナ住所、52. 納付書定時作成年月日、53. 納付書隨時作成年月日、54. 年金手帳直近交付年月日、55. 直近未納者コード作成年月日、56. 不在被保険者決定年月、57. 強制任意表示、58. 付加加入表示、59. 付加加入強制任意表示、60. 免除表示、61. 法免・申免表示、62. みなし免除対象期間の有無表示、63. 納付誓約表示、64. 納付拒否表示、65. 備考欄有無表示、66. 死亡届未提出表示、67. 任意脱退表示、68. 転入表示、69. 転出表示、70. 転出予定表示、71. 仮転出表示、72. 督促表示、73. 障害年金受給権者表示、74. 母子年金受給権者表示、75. 準母子年金受給権者表示、76. 長期過誤納表示、77. 第三号被保険者表示、78. 第三号年金内訳表示、79. THF創成表示、80. 学生表示、81. 事務組合区分コード、82. 老齢基礎年金受給権者表示、83. 老齢厚生年金受給権者表示、84. 障害基礎年金受給権者表示、85. 障害厚生年金受給権者表示、86. 遺族基礎年金受給権者表示、87. 遺族厚生年金受給権者表示、88. 寡婦年金受給権者表示、89. 沖縄特例措置該当表示、90. 国年基金加入表示、91. 国年基金種別表示、92. 第三号特例納付保有者表示、93. 要再裁定者表示、94. 継続免除申請書、[国年被保険者基本レコード] 95. 年金手帳送付表示、96. 残留邦人資格取得表示、97. 年金協定一時派遣該当中表示、98. 学生納付特例保有表示、99. 納付書未送達表示、100. 特定被保険者表示、101. 短期証交付事蹟表示、[国年沖縄特別措置過誤納還付レコード] 102. 過誤納通番、103. 還付決議年月日、104. 還付理由コード、105. 還付額、106. 還付期間1（自）、107. 還付期間1（至）、108. 還付期間2（自）、109. 還付期間2（至）、110. 還付期間3（自）、111. 還付期間3（至）、112. 還付期間4（自）、113. 還付期間4（至）、114. 還付支払種別コード、115. 還付支払年月日、116. 還付支払機関コード、117. 還付口座種別コード、118. 還付口座番号、119. 還付調定統一事務所コード、120. 還付受取人ナ氏名、121. 還付受取人郵便番号、122. 還付受取人住所コード、123. 還付受取人ナ住所、124. 過誤納登録処理年月日、125. 過誤納取消年月日、[沖縄特別措置該当期間レコード] 126. 得喪年月日、127. 得喪区分コード、128. 取得種別喪失原因コード、129. 修正区分コード、[沖縄特別措置該当訂正レコード] 130. 訂正変更年月日、131. 訂正前得喪年月日、132. 訂正前得喪区分コード、133. 訂正前取得種別喪失原因コード、134. 訂正前処理年月日、135. 訂正後得喪年月日、136. 訂正後得喪区分コード、137. 訂正後取得種別喪失原因コード、138. 担当事務所変更年月日、139. 変更前担

当統一事務所コード、140. 変更後担当統一事務所コード、141. 納付訂正年月日、142. 訂正対象納付期間(自)、143. 訂正対象納付期間(至)、144. 訂正前納付状況コード、145. 訂正前納付年月日、146. 訂正前納付統一事務所コード、147. 訂正後納付状況コード、148. 訂正後納付年月日、149. 訂正後納付統一事務所コード、150. 納付年度、151. 四月納付状況コード、152. 四月納付年月日、153. 四月納付統一事務所コード、154. 三月(翌年)納付状況コード、155. 三月(翌年)納付年月日、156. 三月(翌年)納付統一事務所コード、[過誤納レコード] 157. 過誤納通番、158. 過誤納額、159. 発生時納付額、160. 発生年月日、161. 収納年月日、162. 理由コード、163. 印紙現金区分コード、164. 同時処理通番1~5、165. 取消年月日、166. 過誤納取消事務所コード、167. 過誤納還付表示、168. 過誤納充当表示、169. 仮充当表示、170. 過誤納処理通番、171. 定額保険料額、172. 付加保険料額、173. 決議年月日、174. 通知年月日、175. 理由コード、176. 種別コード、177. 通知書作成年月日、178. 通知書発行番号、179. 支払機関種別コード、180. 支払機関コード、181. 支払種別コード、182. 口座種別コード、183. 口座番号、184. 請求者続柄コード、185. 調定統一事務所コード、186. 過誤納還付訂正処理年月日、187. 訂正回数、188. 訂正有無表示、189. 還付期間(自)、190. 還付期間(至)、191. 過誤納充当処理通番、192. 過誤納充当額、193. 充当決議年月日、194. 充当通知年月日、195. 調定統一事務所コード、196. 充当期間(自)、197. 充当期間(至)、198. 過誤納充当額、199. 過誤納付期間(自)、200. 過誤納付期間(至)、201. 過誤納付期間レコード種別コード、202. 過誤納期間(自)、203. 過誤納期間(至)、204. 過誤納付期間レコード種別コード、205. 過誤納額、206. 内訳納付期間(自)、207. 内訳納付期間(至)、208. 過誤納内訳納付期間レコード種別コード、209. 国年基金加入申出年月日、210. 加入コード、211. 加入処理年月日、212. 脱退年月日、213. 脱退理由コード、214. 脱退処理年月日、215. 永住帰国年月日、216. 特例措置追加額単価、217. 残留邦人特例措置追納申出期間(自)、218. 残留邦人特例措置追納申出期間(至)、219. 残留邦人特例措置追納申出年月日、220. 特例措置期間(自)、221. 特例措置期間(至)、222. 特例措置該当申出年月日、223. 特例措置納付期限起算年月日、224. 特例措置納付期限年月日、225. 待機満了年月日、226. 国籍要件裁判確定年月日、227. 国年資格取得年月日、228. 得喪区分コード、229. 取得種別喪失原因コード、230. 得喪理由コード、231. 65歳以上高齢任意加入資格喪失予定年月日、232. 65歳未満喪失予定年月日、233. 入力事務所コード、234. 国年資格総合レコード取得年月日、235. 得喪区分コード、236. 得喪種別喪失原因コード、237. 徴収事蹟当該年月日、238. 納付誓約期間(自)、239. 納付誓約期間(至)、240. 国年受給権者証番種別コード、241. 基礎年金番号・年金コード、242. 裁定年月日、243. 受給権発生年月日、244. 裁定取消年月日、245. 失権年月日、246. 失権理由コード、247. 裁定取消理由コード、248. 年金証書記号番号、249. 前納期間(自)、250. 前納保険料種別コード、251. 前納期間(至)、252. 定額保険料前納額、253. 付加保険料前納額、254. 被保険者前納印紙現金区分コード、255. 1年前納表示、256. 6ヶ月前納表示、257. 第3号特例納付該当納付期間(自)、258. 第3号特例納付該当納付期間(至)、259. 納付該当期間届出年月日、260. 追納利息追納期間(自)、261. 追納利息追納期間(至)、262. 追納額、263. 追納収納年月日、264. 追納原因コード、265. 追納申込年月日、266. 追納申込納付期限年月日、267. 追納承認期間(自)、268. 追納承認期間(至)、269. 国年転入事実調査レコード、270. 訂正・取消履歴(残留邦人免除)、271. 訂正・取消履歴(残留邦人追納申出)、272. 国年納付記録(各月展開)レコード、273. 国年納付記録(年度単位)レコード、274. 国年納付統合レコード、275. 現年度納付方法管理レコード、276. 被保険者外国人通称名レコード、277. 被保険者一時金レコード、278. 被保険者諸変更レコード、279. 残留邦人訂正レコード、280. 残留

邦人追納申出訂正コード、281. 被保険者住所変更年月日履歴レコード、282. 国年資格取消レコード、283. 国年資格追加レコード、284. 国年資格訂正レコード、285. 国年前納取消レコード、286. 国年喪失予定日訂正レコード、287. 第3号被保険者特例納付訂正レコード、288. 国年追納取消レコード、289. 納付記録（各月展開）訂正レコード、290. 国年納付額通知過誤納金額内訳レコード、291. 国年充当金額内訳レコード、292. 国年納付額通知レコード、293. 国年納付記録（年度単位）訂正レコード、294. 国年納付記録統合訂正レコード、295. 被保険者氏名変更レコード、296. 被保険者生年月日訂正レコード、297. 付加保険料訂正レコード、298. 免除訂正レコード、299. 被保険者削除記録復旧レコード、300. 追納申込訂正レコード、301. 性別訂正レコード、302. 通称名変更レコード、303. 被保険者基礎年金番号統合レコード、304. 基礎年金番号重複取消レコード、305. 基礎年金番号重複存続レコード、306. 被保険者住所変更レコード、307. 不在決定被保険者レコード、308. 被保険者備考欄レコード、309. 変更前カナ住所超過レコード、310. 被保険者免除レコード、311. 国年みなし免除レコード、312. 国年半額免除レコード、313. 国年1/4免除レコード、314. 国年3/4免除レコード、315. 国年申請免除レコード、316. 国年学生納付特例レコード、317. 国年法定免除レコード、318. 国年不足納レコード、319. 国年付加保険料納付レコード、320. 国年扶養配偶者レコード、321. 国年保険料差額レコード、322. 国年扶養配偶者取消レコード、323. 国年納付書発行事蹟レコード、324. 過誤納還付請求者レコード、325. 過誤納還付受取代理人レコード、326. 被保険者氏名超過レコード、327. 被保険者住所超過レコード、328. 年金協定一時派遣レコード、329. 年金協定一時派遣期間レコード、330. 年金協定適用証明書発行レコード、331. 年金協定諸変更レコード、332. 年金協定一時派遣変更レコード、333. 年金協定一時派遣期間変更レコード、334. 年金協定相手国事業所名称変更レコード、335. 年金協定相手国事業所所在地変更レコード、336. 適用証明書発行変更レコード、337. 口座振替情報レコード、338. 口座振替事蹟レコード、339. 口座振替情報変更レコード、340. 電話番号レコード、341. 納付特例帳票発行事蹟レコード、342. 納付督促レコード、343. 国年基金収納レコード、344. 住所記録訂正レコード、345. 半額収納年月日レコード、346. 国年免除却下レコード、347. 国年免除却下変更レコード、348. 国年所得関連情報レコード、349. 国年所得関連情報訂正レコード、350. 国年所得関連情報追加レコード、351. 国年所得関連情報取消レコード、352. 国年強制徴収帳票発行事蹟レコード、353. 督促保険料調定レコード、354. 督促保険料調定修正レコード、355. 国年被保険者滞納処分事蹟レコード、356. 被保険者延滞金調定レコード、357. 延滞金収納レコード、358. 延滞金過誤納還付レコード、359. 免除期間納付申出レコード、360. 免除期間納付申出訂正レコード、361. 被保険者免除レコード、362. 国年任意加入未納期間レコード、363. 国年合算対象算入期間レコード、364. 国年合算対象期間取消レコード、365. 資格記録通知共通レコード、366. 資格記録通知第9基本情報レコード、367. 資格記録通知国年納付状況レコード、368. 任意加入後納期間レコード、369. 国年3号不整合期間レコード、370. 国年時効消滅不整合期間レコード、371. 国年特定期間レコード、372. 国年記録訂正期間レコード、373. 国年3号整合確認済期間レコード、374. 国年3号不整合期間訂正レコード、375. 国年時効消滅不整合期間訂正レコード、376. 国年特定期間訂正レコード、377. 国年記録訂正期間訂正レコード、378. 国年3号整合確認済期間訂正レコード

【厚生年金関係記録項目】1. 統一事務所コード、2. 事業所整理記号、3. 事業所番号、4. 管掌区分、5. 業態区分、6. 適用区分、7. 適用年月日、8. 全喪原因、9. 全喪年月日、10. 事業所名称（カナ）、11. 事業所名称（漢字）、12. 電話番号、13. 郵便番号、14. 住所コード、15. 所在地（カナ）、16. 所在地（漢字）、17. 事業主名（カ

ナ)、18. 事業主名(漢字)、19. 事業所表示、20. 算定基礎届作成表示、21. 算定基礎届用MT作成表示、22. 事業主代理人表示、23. 所在地変更届(管轄外)受付表示、24. 健康保険現存被保険者数(男)、25. 健康保険現存被保険者数(女)、26. 健保法第118条該当者数、27. 現物給与、28. 算定完了年月日、29. 直近月変年月、30. 昇給月表示、31. 社会保険労務士コード、32. 最終払出被保険者整理番号、33. 厚生年金現存被保険者数、34. 厚年法適用除外被保険者数(男)、35. 厚年法適用除外被保険者数(女)、36. 育児休業保険料免除者有無表示、37. 育児免除保険料免除者数、38. 基本年月、39. 更新カウンタ、40. 会計検査院表示、41. 健康保険被保険者証一括回収受付表示、42. 一括適用表示、43. 共済区分コード、44. 健保組合の略称、45. 賞与支払届用紙必要表示、46. 年金協定一時派遣者有無表示、47. 年金協定一時派遣者数、48. 介護保険適用被保険者数、49. 介護保険適用除外者数、50. 提出形態表示、51. 一括適用変更年月日、52. 一括適用種別、53. 一括適用内容、54. 諸変更記録、55. 基金加入年月日、56. 基金脱退年月日、57. 基金番号、58. 加入処理年月日、59. 脱退処理年月日、60. 処理識別表示、61. 社会保険委員名1(カナ)、62. 社会保険委員名1(漢字)、63. 社会保険委員名2(カナ)、64. 社会保険委員名2(漢字)、65. 賞与等支給年月日、66. 健保支給被保険者数、67. 健保支給総額、68. 健保特別保険料、69. 厚年支給被保険者数、70. 厚年支給総額、71. 厚年特別保険料、72. 処理年月日、73. 取消処理年月日、74. 賞与等支払予定期表示、75. 調査官調査記録、76. 賞与等支払記録(徴収)、[現存被保険者記録]77. 事業所整理番号、78. 被保険者整理番号、79. 年金手帳の基礎年金番号、80. 生年月日、81. 性別、82. 氏名(カナ)、83. 氏名(漢字)、84. 被保険者種別、85. 資格取得年月日、86. 資格喪失年月日、87. 喪失原因、88. 第118条該当表示、89. 受給権者表示、90. 8月月変表示、91. 9月月変表示、92. 二以上選択表示、93. 一括適用表示、94. 農林該当表示、95. 共済該当表示、96. 船員任継該当表示、97. 任意単独被保険者表示、98. 組合該当表示、99. 70歳(65歳)以上健のみ表示、100. 健保適用除外表示、101. 任継資格取得表示、102. 健保取得年月日、103. 被扶養者有無表示、104. 給付記録有無表示、105. 継続療養記録有無表示、106. 継続資格記録有無表示、107. 有効被扶養者数、108. 遠隔地証発行枚数、109. 資格取得取消表示、110. 裁定中表示、111. 75歳以上継続療養受給表示、112. 移管済表示、113. 住所(漢字)、114. 漢字住所変更年月日、115. 郵便番号、116. 住所コード、117. 住所(カナ)、118. カナ住所変更年月日、119. 厚年資格取得年月日、120. 高齢受給者証発行表示、121. 年金協定該当者健のみ表示、122. 年金協定該当者表示、123. 介護保険該当者表示、124. 資格記録年月日、125. 原因、126. 育児休業等終了時月額変更表示、127. 種別、128. 標準報酬月額、129. 処理年月日、130. 進達済表示、131. 75条該当表示、132. 二以上表示、133. 一括適用喪失表示、134. 取消表示、135. 被扶養者番号、136. 氏名(カナ)、137. 氏名(漢字)、138. 性別、139. 生年月日、140. 続柄、141. 認定年月日、142. 認定処理年月日、143. 認定解除年月日、144. 認定解除処理年月日、145. 遠隔地被保険者番号、146. 取消処理年月日、147. 給付記録有無表示、148. 75歳以上継続療養受給表示、149. 継続療養記録有無表示、150. 高齢受給者証発行表示、151. 証交付・回収記録被扶養者番号、152. 交付年月日、153. 履歴番号、154. 回収年月日、155. 回収区分、156. 条関係種別、157. 該当年月日、158. 不該当年月日、159. 該当処理年月日、160. 不該当処理年月日、161. 該当前標準報酬月額、162. 該当前標準賞与額、163. 取消表示、164. 育児休業開始年月日、165. 育児休業終了年月日、166. 育児休業終了予定期年月日、167. 育児休業開始処理年月日、168. 育児休業終了処理年月日、169. 取消処理年月日、170. 取消区分、171. 終了原因、172. 子の生年月日、173. 続柄、174. 育児休業不該当年月日、175. 老人保健該当者番号、176. 該当年月日、177. 非該当年月日、178. 該当処理年月日、179. 非該当処理年月日、180. 取

消表示、181. 基礎年金番号・年金コード、182. 年金証書記号番号、183. 賞与支払年月日、184. 標準賞与額、185. 処理年月日、186. 取消処理年月日、187. 厚年法 75 条該当表示、188. 代行返上基金番号、189. 代行返上認可年月日、190. 代行返上処理年月日、191. 代行返上期間取消年月日、192. 養育特例開始年月日、193. 養育特例終了年月日、194. 養育特例終了予定年月日、195. 養育特例開始処理年月日、196. 養育特例終了処理年月日、197. 取消処理年月日、198. 基準月標準報酬月額、199. 子の生年月日、200. 養育開始年月日、201. 終了原因、(任継・第四種) 202. 統一事務所コード、203. 整理コード、204. 整理番号、205. 生年月日、206. 性別、207. 氏名(カナ)、208. 氏名(漢字)、209. 年金手帳の基礎年金番号、210. 資格取得年月日、211. 資格喪失原因、212. 資格喪失年月日、213. 資格喪失予定年月日、214. 遠隔地証発行枚数、215. 被保険者郵便番号、216. 住所コード、217. 住所(カナ)、218. 住所(漢字)、219. 電話番号、220. 第 118 条該当表示、221. 受給権者表示、222. 移行時未創成者表示、223. 任継過渡期取得者表示、224. 過渡期管轄外転入者表示、225. 直近定例納付書作成済表示、226. 保険料基本額、227. 保険料遡及額、228. 保険料充当額、229. 保険料調整額、230. 給付記録表示、231. 繼続療養記録表示、232. 記号変更表示、233. 資格取得取消表示、234. 75 歳以上継続療養受給表示、235. 有効被扶養者数、236. 更新カウンタ、237. 納付書作成済年月分、238. 高齢受給者証発行表示、239. 資格記録年月日、240. 資格記録原因、241. 標準報酬月額、242. 処理年月日、243. 取消表示、244. 資格記録更新表示、245. 被扶養者番号、246. 氏名(カナ)、247. 氏名(漢字)、248. 性別、249. 生年月日、250. 続柄、251. 認定年月日、252. 解除年月日、253. 遠隔地証番号、254. 認定処理年月日、255. 解除処理年月日、256. 給付記録表示、257. 繼続療養記録表示、258. 75 歳以上継続療養受給表示、259. 取消表示、260. 高齢受給者証発行表示、261. 記号変更記録、262. 直近事業所記録、263. 被保険者証交付・回収記録、264. 老人保健記録、265. 年金証書の基礎年金番号・年金コード、(事業所債権記録) 266. 統一事務所コード、267. 事業所整理記号、268. 事業所番号、269. 管轄区分コード、270. 適用区分コード、271. 適用年月日、272. 全喪年月日、273. 事業所名称(カナ)、274. 事業所名称(漢字)、275. 電話番号、276. 事業所所在地、277. 事業主氏名(カナ)、278. 事業主氏名(漢字)、279. 事業所表示、280. 基本年月、281. 共済区分コード、282. 滞納処分票偶数年発行表示、283. 滞納処分票奇数年発行表示、284. 基本総報酬月額、285. 本月増減報酬月額、286. 賞与保険料記録、287. 前月までの精算額、288. 本月充当額、289. 今回既告知額、290. 前回既告知額、291. 特別健康保険料、292. 育児基本総報酬月額、293. 育児本月増減報酬月額、294. 口座振替記録、295. 納付目的年月、296. 調定種別、297. データ種別、298. 徴収決定済額、299. 収納済額、300. 収納未済額、301. 随時調定区分コード、302. 保険料計算記録、303. 延滞金記録、304. 期限変更記録、305. 差押免除停止記録、306. 過誤納・還付記録、307. 過誤納取消記録、308. 収納記録、309. 受託収納記録、310. 収納取消記録、311. 調定額修正記録、312. 不納欠損記録(喪失被保険者記録) 313. 年金手帳の基礎年金番号、314. 生年月日、315. 性別、316. 氏名区分、317. 氏名(カナ)、318. 氏名(漢字)、319. 新番払出し表示、320. 旧台区分、321. 沖縄表示、322. 受給権者表示、323. 手番重複取消表示、324. 手動・自動表示、325. 裁定中表示、326. 新規取得取消済表示、327. 旧台収録表示、328. 要再裁定表示、329. 三制度統合済表示、330. 受給権者整備表示、331. 事業所記録、332. 資格記録、333. 基金記録、334. 代行返上記録、335. 一時金記録(手当金)、336. 一時金記録(基金解散)、337. 一時金記録(75 条該当)、338. 一時金記録(26 条該当)、339. 年金記録、340. 手番記録、341. 手番統合記録、342. 諸変更記録(生年月日)、343. 諸変更記録(氏名)、344. 諸変更記録(再交付)、345. 基礎年金番号・年金コード記録、346. 沖縄納付記録、347. 沖縄納付加算額記録、

348. 70 歳以上被用者記録

【船員保険関係記録項目】1. 基礎年金番号、2. 生年月日、3. 性別、4. 氏名（カナ）、5. 氏名（漢字）、6. 被保険者住所、7. 現存喪失表示、8. カセット・ブリップ番号、9. 沖縄表示、10. 旧台索出表示、11. 受給権者表示、12. 裁定中表示、13. 重複取消表示、14. 疑生年月日、15. 基礎年金番号表示、16. 付番（手番）表示、17. 手番登録済表示、18. 疑重複調査結果登録済表示、19. 船保改番者表示、20. 船舶所有者記録、21. 資格記録、22. 記号変更記録、23. 訂正・取消記録、24. 共済船舶所有者記録、25. 共済みなし期間記録、26. 共済資格記録、27. 重複取消記録、28. 一時金記録、29. 証番記録、30. 諸変更記録、31. 被扶養者記録、32. 被扶養者訂正記録、33. 証交付回収記録、34. 育児記録、35. 沖縄納付記録、36. 沖縄納付加算額記録、37. 新証番記録、38. 介護期間記録、39. 介護条関係記録、40. 配偶者第三号記録、41. 給付記録台帳記録、42. 被保険者住所郵便番号、43. 住所コード、44. カナ住所、45. 漢字住所、46. 変更年月日、47. 養育特例記録、（船舶所有者記録）48. 船舶所有者整理記号、49. 告知番号、50. 適用年月日、51. 不適用年月日、52. 船舶所有者氏名（カナ）、53. 船舶所有者氏名（漢字）、54. 船舶所有者所在地、55. 船舶所有者表示、56. 滞納処分票発行表示Ⅰ、57. 滞納処分票発行表示Ⅱ、58. 所在地変更届（管轄外）受付表示、59. 基本総報酬月額、60. 基本年月、61. 最終払出被保険者証番号、62. 共済区分、63. 賞与支払届必要表示、64. 調整額、65. 充當未済額、66. 更新力ウンタ、67. 記号変更記録、68. 諸変更記録、69. 船舶種類変更記録、70. 口座振替記録、71. 賞与等支払予定期表示、72. 賞与等支払記録、73. 特別保険料額記録、74. 等級別人員記録、75. 被保険者数（一般）、76. 被保険者数（船のみ）、77. 育児休業者数、78. 介護者数、（船舶所有者債権記録）79. 被保険者証整理記号、80. 告知番号、81. 適用年月日、82. 不適用年月日、83. 基本年月、84. 適用状態表示、85. 共済区分コード、86. 船舶所有者氏名（カナ）、87. 船舶所有者氏名（漢字）、88. 船舶所有者所在地、89. 被保険者数（一般・介護）、90. 基本総報酬月額（一般・介護）、91. 調整額、92. 充當未済額、93. 賞与本年度分累計、94. 滞納処分票偶数年発行表示、95. 滞納処分票奇数年発行表示、96. 所在地変更届（管轄外）受付表示、97. 第二種船主表示、98. 整理記号変更記録、99. メリット保険料率記録、100. 口座振替記録、101. 保険料債権記録、102. 延滞金債権記録、103. 期限変更記録、104. 差押記録、105. 延滞金免除記録、106. 執行停止記録、107. 差押免除停止記録、108. 過誤納還付記録、109. 収納記録、110. 受託収納記録、111. 調定額修正記録、112. 不納欠損記録、113. 受託証券記録、114. 手管理延滞金記録、115. 等級別人員記録、116. 特別失業保険料記録、117. 特別保険料記録、118. 船舶種類変換記録、119. 標準賞与額記録

3. 基礎年金番号管理システム関連ファイル <要配慮個人情報あり>

1. 基礎年金番号、2. 生年月日、3. 性別、4. カナ氏名、5. 漢字氏名、6. 氏名区分、7. 郵便番号、8. 住所コード、9. 漢字住所、10. カナ住所、11. 死亡年月日、12. 通称名（カナ）、13. 通称名（漢字）、14. 付番年月日、15. 付番事由、16. 番号取消年月日、17. 番号取消事由、18. 国年登録区分、19. 厚年登録区分、20. 船保登録区分、21. 共済登録区分、22. 年金手帳交付年月日、23. 交付事由、24. 交付事務所コード、[変更・訂正履歴]25. カナ氏名、26. 漢字氏名、27. 氏名変更年月日、28. 生年月日、29. 郵便番号、30. 住所コード、31. 漢字住所、32. カナ住所、33. 住所変更年月日、[被保険者情報]34. 国年直近進達庁、35. 資格取得年月日、36. 資格取得事由、37. 資格喪失年月日、38. 資格喪失事由、39. 厚年事業所整理記号、40. 被保険者整理番号、41. 資格取得年月日、42. 資格取得事由、43. 資格喪失年月日、44. 資格喪失事由、45. 船保被保険者証整理記号・

番号、46. 資格取得年月日、47. 資格取得事由、48. 資格喪失年月日、49. 資格喪失事由、50. 共済組合コード、51. 資格取得年月日、52. 資格取得事由、53. 資格喪失年月日、54. 資格喪失事由、55. 国年年金手帳の記号番号、56. 国年登録年月日、57. 厚年年金手帳の記号番号、58. 厚年登録年月日、59. 船保年金手帳の記号番号、60. 船保登録年月日、[年金情報] 61. 受給権発生年月日、62. 年金コード、63. 失権事由、64. 失権事由、65. 失権年月日、[配偶者情報] 66. 基礎年金番号、67. 配偶者区分、68. 3号該当年月日、69. 喪失年月日、70. 20歳不突合登録年月日、71. 取消済基礎年金番号、72. 重複取消年月日、73. 統合種別、[確認手紙送付事跡記録] 74. 判定日、75. 相手番号、76. 送付区分、77. ステータス、78. ステータス更新日、[共済組合員情報] 79. 基礎年金番号、80. カナ氏名、81. 漢字氏名、82. 英字氏名、83. 生年月日、84. 性別、85. 郵便番号、86. 住所コード、87. 漢字住所、88. カナ住所、89. 共済資格取得年月日、90. 資格喪失年月日、91. 喪失事由、92. 共済組合コード、93. 整理区分コード、94. 通知番号、95. 加入期間(自)、96. 加入期間(至)、97. 月数、[被扶養配偶者情報] 98. 基礎年金番号、99. カナ氏名、100. 漢字氏名、101. 英字氏名、102. 生年月日、103. 郵便番号、104. 住所コード、105. 漢字住所、106. カナ住所、107. 該当年月日、108. 不該当年月日、109. 不該当事由、[諸変更履歴] 110. 変更年月日、111. カナ氏名、112. 漢字氏名、113. 英字氏名、114. 生年月日、115. 郵便番号、116. 住所コード、117. カナ住所、118. 共済組合コード、119. 訂正前得喪年月日、120. 訂正前得喪事由、121. 訂正後得喪年月日、122. 訂正後得喪事由、123. 訂正年月日、124. 取消得喪年月日、125. 取消得喪事由、126. 取消年月日、127. 統合種別、128. 基礎年金番号、129. 番号記録処理年月日、130. 統合記録資格取得年月日、131. 統合記録資格喪失年月日

4. 年金給付システム関連ファイル <要配慮個人情報あり>

【受給権者記録項目】1. 基礎年金番号、2. 年金コード、3. 作成原因コード、4. 作成元コード、5. 内部整理番号、6. 雇用被保険者番号、7. 原簿取消処理年月日、8. 失権処理年月日、9. 基礎有無表示、10. 付加有無表示、11. 上乗有無表示、12. 独自有無表示、13. 職務有無表示、14. 沖縄独自有無表示、15. 受給権者数、16. 続柄コード、17. カナ氏名、18. 漢字氏名、19. 生年月日元号コード、20. 生年月日、21. 郵便番号、22. カナ住所、23. 漢字住所、24. 厚年3制度手番番号、25. 船保3制度手番番号、26. 国年3制度手番番号、27. 被保険者生年月日、28. 被保険者カナ氏名、29. 被保険者漢字氏名、30. 被保険者性別コード、31. 被保険者基礎年金番号、32. 進達都道府県課所コード、33. 進達番号、34. 市区町村コード、35. 事業所整理コード、36. 厚年事業所整理記号番号、37. 船保事業所整理記号番号、38. 邊及限度年月日、39. 併給限度年月日、40. 配偶者65歳到達年月、41. 配偶者状態コード、42. 配偶者状態年金コード、43. 老齢満了年月、44. 待機満了年月、45. 停止率報酬年月、46. 停止率報酬月額、47. 停止率報酬厚年船保コード、48. 停止率報酬原因コード、49. 一部停止額、50. 繰上下年月日、51. 直近改定原因コード、52. 直近改定事由コード、53. 直近改定年月日、54. 照写改定年月日、55. 現況改定年月日、56. 再整入事由コード、57. 再整入判別コード、58. 繰上下年齢、59. 加対者配偶者数、60. 加対者子供数、61. 第3者行為コード、62. 併給選択コード、63. 在職者コード、64. 業務上外コード、65. 下支該当コード、66. 加給開始コード、67. 母子加算該当表示、68. 母子加算停止表示、69. 基礎相当額加算コード、70. 老基加算不該当表示、71. 市区町村受付表示、72. 長短コード、73. 中高齢該当表示、74. 厚年沖縄コード、75. 国年沖縄コード、76. 平成7年沖縄該当コード、77. 国年小笠原表示、78. 三共済該当者コード、79. 外国通算対象者コード、80. 外国通算老齢満了コード、81. 新裁未支給表示、82.

平成元年法改逆転表示、83. 平成元年法改逆転無視表示、84. 平成 6 年法改逆転表示、85. 平成 6 年法改逆転無視表示、86. 平成 11 年法改逆転表示、87. 平成 11 年法改逆転無視表示、88. 発生同一表示、89. 選択基準額未設定表示、90. 船保戦時加算期間月数、91. 厚年戦時加算月数、92. 旧令期間月数、93. 厚年沖縄免除期間月数、94. 厚年船保 2 号納付済期間月数、95. 共済 2 号納付済期間月数、96. 国年納付済期間月数、97. 免除期間月数、98. 被保険者期間月数、99. 合算対象期間月数、100. 付加納付期間月数、101. 基礎外国通算対象期間 A～K 種月数、102. 厚年外国通算対象期間 A～K 種月数、103. 基礎按分期間分子月数、104. 基礎按分期間分母月数、105. 厚年按分期間分子月数、106. 厚年按分期間分母月数、107. 加給金按分期間分子月数、108. 加給金按分期間分母月数、109. 振替加算按分期間分子月数、110. 振替加算按分期間分母月数、111. 平成元年法改基本額、112. 平成 6 年法改基本額、113. 平成 11 年法改基本額、114. 外国通算調整額、115. 外国通算調整改定年月日、116. 外国通算調整事由コード、117. 障害初診年月日、118. 障害認定年月日、119. 障害診断書審査年月日、120. 障害傷病名 A～C 種コード、121. 障害診断書 A～C 種コード、122. 障害等級コード、123. 障害号コード、124. 障害有期固定年数、125. 障害有期固定年、126. 障害差引認定割合数、127. 失権届出者続柄コード、128. 失権届出者力ナ氏名、129. 失権届出者漢字氏名、130. 失権届出者市区町村コード、131. 失権届出者郵便番号、132. 失権届出者力ナ住所、133. 失権届出者漢字住所、134. 他制度満了制度コード、135. 他制度満了年月、136. 債権告知年月日、137. 債権充当表示、138. 債権管理コード、139. 再裁定中表示、140. 繰上下月数、141. 繰上下コード、142. 定額部分年金支給開始表示、143. 減額率、144. 障害該当者表示、145. 半額免除期間月数、146. 学生納付特例期間月数、147. 住所表示番号、148. 沖縄農林月数、149. 総報酬月相当額、150. 賞与 1 年経過年月、151. 国籍コード、152. 施行日前死亡年月日、153. 外国通算老齢満了年月、154. 外国通算管理コード、155. 配偶者通算国コード、156. 加対者重複数、157. 1/4 免除期間月数、158. 3/4 免除期間月数、159. 上乗繰上下年月日、160. 上乗繰上下年齢、161. 上乗繰上下月数、162. 上乗繰上下コード、163. 高在老平均支給率、164. 婚姻情報有無表示、(基礎年金) 165. 受給権発生年月日、166. 該当条文コード、167. 裁定処理年月日、168. 失権処理年月日、169. 支給開始年月日、170. 直近改定原因コード、171. 直近改定事由コード、172. 直近改定年月日、173. 照写改定年月日、174. 停止事由コード、175. 請求書受付年月日、176. 時効該当年月、177. 納付済期間月数、178. 免除期間月数、179. 納付済期間 1 号月数、180. 納付済期間 3 号月数、181. 老基加算コード、182. 厚年最終記録年月日、183. 厚年最終記録順位数、184. 厚年最終記録種別コード、185. 厚年最終記録月数、186. 厚年最終記録原因コード、187. 三共済最終記録年月日、188. 三共済最終記録順位数、189. 三共済最終記録種別コード、190. 三共済最終記録月数、191. 三共済最終記録原因コード、192. 三共済最終記録識別コード、193. 共済最終記録制度コード、194. 共済最終記録年月日、195. 失権事由コード、196. 失権年月日、197. 障害等級コード、198. 障害号コード、199. 半額免除期間月数、200. 1/4 免除期間月数、201. 3/4 免除期間月数、202. 65 歳老基加算表示、203. 時効区分コード、(上乗せ) 204. 受給権発生年月日、205. 該当条文コード、206. 裁定処理年月日、207. 失権処理年月日、208. 支給開始年月日、209. 直近改定原因コード、210. 直近改定事由コード、211. 直近改定年月日、212. 直近改定年月日、213. 照写改定年月日、214. 停止事由コード、215. 請求書受付年月日、216. 時効該当年月、217. 基準年月日、218. 被保険者期間月数、219. 2 号実期間月数、220. 沖縄免除額月数、221. スライド年度、222. 厚年最終記録年月日、223. 厚年最終記録順位数、224. 厚年最終記録種別コード、225. 厚年最終記録月数、226. 厚年最終記録原因コード、227. 三共済最終記録年月日、228. 三共済最終記録順位数、229.

三共済最終記録種別コード、230. 三共済最終記録月数、231. 三共済最終記録原因コード、232. 三共済最終記録識別コード、233. 在職者支給コード、234. 中高齢寡婦加算コード、235. 中高齢寡婦加算停止表示、236. 昭和 32 年以前記録有無表示、237. 平月種類コード、238. 失権事由コード、239. 失権年月日、240. 実期間 1, 2, 4 種月数、241. 実期間施行日前 3, 8, 9 種月数、242. 実期間 5, 6 種月数、243. 実期間施行日前 7 種月数、244. 実期間施行日以後 3, 8, 9 種期間月数、245. 実期間施行日以後 7 種月数、246. 基金報酬 5, 6 種額、247. 基金報酬施行日以前 7 種額、248. 基金報酬施行日以後 7 種額、249. 上乗老厚基本年金額、250. 上乗老厚繰下加算額、251. 3 共済年金額情報、252. 農林共済年金額情報、253. 国地共済年金額情報、254. 私学共済年金額情報、(独自部分) 255. 受給権発生年月日、256. 該当条文コード、257. 裁定処理年月日、258. 失権処理年月日、259. 支給開始年月日、260. 直近改定原因コード、261. 直近改定事由コード、262. 直近改定年月日、263. 照写改定年月日、(職務上) 264. 受給権発生年月日、265. 該当条文コード、266. 裁定処理年月日、267. 邊及限度年月日、268. 失権処理年月日、269. 支給開始年月日、270. 直近改定原因コード、271. 直近改定事由コード、272. 直近改定年月日、273. 照写改定年月日、274. 雇用保険基本手当等支給記録、275. 高年齢雇用継続給付等支給記録、276. 介護保険料情報、277. 後期高齢者医療保険料情報、278. 国民健康保険料(税)情報、279. 個人住民税情報、280. 年金見込額受付・回答年月日

【源泉徴収サブシステム関係記録項目】1. 基礎年金番号、2. 個人番号、3. 排他キー、4. 基礎年金番号変更区分、5. 処理日、6. 登録年月日、7. 登録時刻、8. 登録者 ID、9. 更新年月日、10. 更新時刻、11. 更新者 ID、12. 年金コード、13. 該当年月、14. 扶養親族情報変更年月日、15. 扶養親族連番、16. 扶養親族個人番号、17. 扶養親族区分コード、18. 氏名漢字、19. 氏名カナ、20. 特定老人区分コード、21. 続柄コード、22. 住所漢字、23. 生年月日元号コード、24. 生年月日、25. 扶養親族障害者コード、26. 同居別居の区分コード、27. 非居住者の区分コード、28. 所得の種類コード、29. 所得の金額、30. 外字保持フラグ、31. 格納データ表示、32. 対象年、33. 源泉徴収票管理連番、34. 配偶者個人番号、35. 配偶者氏名カナ、36. 配偶者氏名漢字桁数、37. 配偶者氏名漢字、38. 扶養親族 1 個人番号、39. 扶養親族 1 氏名カナ、40. 扶養親族 1 氏名漢字桁数、41. 扶養親族 1 氏名漢字、42. 扶養親族 2 個人番号、43. 扶養親族 2 氏名カナ、44. 扶養親族 2 氏名漢字桁数、45. 扶養親族 2 氏名漢字、46. 扶養親族 3 個人番号、47. 扶養親族 3 氏名カナ、48. 扶養親族 3 氏名漢字桁数、49. 扶養親族 3 氏名漢字、50. 扶養親族 4 個人番号、51. 扶養親族 4 氏名カナ、52. 扶養親族 4 氏名漢字桁数、53. 扶養親族 4 氏名漢字、54. 扶養親族 5 個人番号、55. 扶養親族 5 氏名カナ、56. 扶養親族 5 氏名漢字桁数、57. 扶養親族 5 氏名漢字、58. 扶養親族 6 個人番号、59. 扶養親族 6 氏名カナ、60. 扶養親族 6 氏名漢字桁数、61. 扶養親族 6 氏名漢字、62. 扶養親族 7 個人番号、63. 扶養親族 7 氏名カナ、64. 扶養親族 7 氏名漢字桁数、65. 扶養親族 7 氏名漢字、66. 扶養親族 8 個人番号、67. 扶養親族 8 氏名カナ、68. 扶養親族 8 氏名漢字桁数、69. 扶養親族 8 氏名漢字、70. 登録者組織コード、71. 更新者組織コード、72. 今回バッチ登録、73. 国税回付、74. 公的回付、75. ねんきんネット回付、76. 委託分離指定、77. 公的分離指定、78. 国税分離指定、79. ねんきんネット分離指定、80. 提出用市区町村コード、81. 送付先郵便番号上 2 衔、82. 市区町村コード上 2 衔、83. 国外居住表示、84. 100 円未満者抽出フラグ、85. 農林表示、86. 制度コード、87. 本人個人番号、88. 受信分割キー、89. 義務者コード、90. 性別コード、91. 分離情報氏名カナ、92. 分離情報住所カナ、93. 通知内容コード

【公的年金給付総合情報連携システム関係記録項目】1. 受付番号 (FK)、2. 画像通し番号、3. 画像登録区分、4. 拠点コード、5. 部 G コード、6. 画像ファイル格納パス、7. 画像ファイル名、8. 削除表示、9. 登録年月日、10. 登録時刻、11. 登録者組織コード、12. 登録者組織名、13. 登録者所属部署名、14. 登録者 ID、15. 登録者氏名漢字、16. 更新年月日、17. 更新時刻、18. 更新者組織コード、19. 更新者組織名、20. 更新者所属部署名、21. 更新者 ID、22. 更新者氏名漢字、23. 排他キー、24. 受付番号、25. 受付実施機関コード、26. 受付区分、27. 受付年月日、28. 受付拠点コード、29. 受付拠点名、30. 受付部 G コード、31. 受付部 G 名、32. 受付部 G 略称名、33. 受付共済組合コード、34. 受付共済組合名、35. 請求者基礎年金番号、36. 請求者氏名漢字、37. 請求者生年月日、38. 請求者郵便番号、39. 請求者住所漢字、40. 死亡者基礎年金番号、41. 死亡者氏名漢字、42. 第 1 年金コード、43. 第 2 年金コード、44. 第 3 年金コード、45. 第 4 年金コード、46. 届書コード、47. 届書名、48. 届書略称名、49. レントゲン媒体区分、50. レントゲン枚数、51. 画像登録区分、52. 展開先登録表示、53. 画像訂正回数、54. 受付取消表示、55. 削除表示、56. 登録年月日、57. 登録時刻、58. 登録者組織コード、59. 登録者組織名、60. 登録者所属部署名、61. 登録者 ID、62. 登録者氏名漢字、63. 更新年月日、64. 更新時刻、65. 更新者組織コード、66. 更新者組織名、67. 更新者所属部署名、68. 更新者 ID、69. 更新者氏名漢字、70. 排他キー

【年金生活者支援給付金関係記録項目】<要配慮個人情報あり>

1. 基礎年金番号、2. 年金取消年月日、3. 氏名カナ、4. 氏名漢字、5. 性別コード、6. 生年月日元号コード、7. 生年月日、8. 市区町村コード、9. 郵便番号、10. 住所カナ、11. 住所漢字、12. 住所表示番号、13. B C D 有無表示、14. 認定年度、15. 認定年月日、16. 認定順位数、17. 給付金種別コード、18. 作成原因コード、19. 作成元コード、20. 認定処理年月日、21. 該当条文コード、22. 原簿取消処理年月日、23. 不該当処理年月日、24. 年次満了年月日、25. 進達都道府県課所コード、26. 統一事務所コード、27. 直近改定原因コード、28. 直近改定事由コード、29. 直近改定年月日、30. 照写改定年月日、31. 再認定事由コード、32. 市区町村受付表示、33. 額根拠値手作業表示、34. 納付済期間月数、35. 免除期間月数、36. 3／4 免除期間月数、37. 半額免除期間月数、38. 1／4 免除期間月数、39. 調整支給率、40. 障害等級コード、41. 続柄コード、42. 受給権者数、43. 不該当届出者続柄コード、44. 不該当届出者氏名カナ、45. 不該当届出者氏名漢字、46. 不該当届出者市区町村コード、47. 不該当届出者郵便番号、48. 不該当届出者住所カナ、49. 不該当届出者住所漢字、50. 債権管理コード、51. 再認定中表示、52. 請求書受付年月日、53. 認定区分コード、54. 所得証明認定年度、55. 所得証明順位数、56. 所得判定額、57. 所得制限限度額、58. 支給期間自年月、59. 支給期間至年月、60. 支給開始年月日、61. 繼続認定希望表示、62. 改定年月日、63. 改定順位数、64. 理由原因コード、65. 理由事由コード、66. 取消理由原因コード、67. 取消理由事由コード、68. 開始年月日、69. 処理年月日、70. 処理順位数、71. 老齢月額、72. 補足老齢月額、73. 障害月額、74. 遺族月額、75. 通知編集コード、76. 支払処理年月日、77. 受付年月日、78. 時効該当年月、79. 入力部署コード、80. 改定原因コード、81. 改定事由コード、82. 変更前内容、83. 時効消滅合計月数、84. 未納合計月数、85. 追納合計月数、86. 追納年月、87. 追納月数、88. 時効消滅自年月、89. 時効消滅至年月、90. 時効消滅月数、91. 特定受給者表示、92. 未納期間自年月、93. 未納期間至年月、94. 未納期間月数、95. 後納期間自年月、96. 後納期間至年月、97. 後納期間月数、

98. 追納年月日、99. 特例追納期間自年月、100. 特例追納期間至年月、101. 特例追納期間月数、102. 法定免除期間自年月、103. 法定免除期間至年月、104. 法定免除期間月数、105. 再認定処理年月日、106. 再認定処理時刻、107. 作成年月日、108. 支払方法機関コード、109. 支払方法預入コード、110. 支払先受給者氏名カナ、111. 支払先受給者氏名漢字、112. 支払先日銀コード、113. 支払先銀行番号、114. 支払先本支店コード、115. 支払先金融機関カナ、116. 支払先本支店名カナ、117. 支払先預金種別コード、118. 支払先預金通帳番号、119. 支払先局コード、120. 支払先局郵便番号、121. 支払先市区名カナ、122. 支払先郵便局名カナ、123. 支払先貯金通帳番号、124. 給付金支給期間自年月、125. 保留開始年月日、126. 支払保留コード、127. 差止開始年月日、128. 給付金過払調整コード、129. 調整残高至年月、130. 不該当後調整済コード、131. 初度払完了年月日、132. 支給調整年月、133. 調整期間処理年月日、134. 調整期間処理順位数、135. 調整期間自年月、136. 調整期間至年月、137. 処理前開始年月日、138. 処理前レコード順位数、139. 老齢改定期額、140. 補足老齢改定期額、141. 障害改定期額、142. 遺族改定期額、143. 保留支払年月、144. 老齢保留額、145. 補足老齢保留額、146. 障害保留額、147. 遺族保留額、148. 老齢保留調整額、149. 補足老齢保留調整額、150. 障害保留調整額、151. 遺族保留調整額、152. 差止支払年月、153. 老齢差止額、154. 補足老齢差止額、155. 障害差止額、156. 遺族差止額、157. 老齢差止調整額、158. 補足老齢差止調整額、159. 障害差止調整額、160. 遺族差止調整額、161. 老齢支払調整額、162. 補足老齢支払調整額、163. 障害支払調整額、164. 遺族支払調整額、165. 支払内訳調整年月、166. 老齢支払内訳調整額、167. 補足老齢支払内訳調整額、168. 障害支払内訳調整額、169. 遺族支払内訳調整額、170. 支払年月日、171. 過払調整コード、172. 老齢残高調整額、173. 補足老齢残高調整額、174. 障害残高調整額、175. 遺族残高調整額、176. 支払先住所カナ、177. 支払先住所漢字、178. 支払先郵便番号、179. 支払先住所表示番号、180. 支払先B C D有無表示、181. 支払先氏名カナ、182. 支払先氏名漢字、183. 支払原因コード、184. 振不事由コード、185. 初回払表示、186. 給付金支給期間至年月、187. 支払保留事由コード、188. 老齢支払額、189. 補足老齢支払額、190. 障害支払額、191. 遺族支払額、192. 給付金支払額、193. 定期支給期間至年月、194. 老齢定期支払額、195. 補足老齢定期支払額、196. 障害定期支払額、197. 遺族定期支払額、198. 支払事故コード、199. 支払事故処理年月日、200. 支払事故経過コード、201. 払渡済コード、202. 払渡済年月日、203. 未支給支払年月日、204. 未支給支払処理年月日、205. 未支給支払入力年月日、206. 老齢未支給支払原因コード、207. 老齢未支給支払不該当事由コード、208. 補足老齢未支給支払原因コード、209. 補足老齢未支給支払不該当事由コード、210. 障害未支給支払原因コード、211. 障害未支給支払不該当事由コード、212. 遺族未支給支払原因コード、213. 遺族未支給支払不該当事由コード、214. 未支給支払請求者続柄コード、215. 未支給支払請求者氏名カナ、216. 未支給支払請求者氏名漢字、217. 未支給支払請求者住所カナ、218. 未支給支払請求者住所漢字、219. 未支給支払請求者郵便番号、220. 未支給支払市区町村コード、221. 未支給支払市区町村表示、222. 老齢未支給支払額、223. 補足老齢未支給支払額、224. 障害未支給支払額、225. 遺族未支給支払額、226. 給付金未支給支払額、227. 老齢事故未支給支払額、228. 補足老齢事故未支給支払額、229. 障害事故未支給支払額、230. 遺族事故未支給支払額、231. 給付金事故未支給額、232. 未支給支払合計額、233. 未支給支払機関コード、234. 未支給支払預入コード、235. 老齢未支給支払自年月、236. 老齢未支給支払至年月、237. 補足老齢未支給支払自年月、238. 補足老齢未支給支払至年月、239. 障害未支給支払自年月、240.

障害未支給支払至年月、241. 遺族未支給支払自年月、242. 遺族未支給支払至年月、243. 未支給支払請求者住所表示番号、244. 未支給支払請求者 B C D 有無表示、245. 支払年月、246. 処理前老齢正当支払額、247. 処理前補足老齢正当支払額、248. 処理前障害正当支払額、249. 処理前遺族正当支払額、250. 処理後老齢正当支払額、251. 処理後補足老齢正当支払額、252. 処理後障害正当支払額、253. 処理後遺族正当支払額、254. 時効処理年月日、255. 時効処理順位数、256. 時効該当期間自年月、257. 時効該当期間至年月、258. 老齢時効該当額、259. 補足老齢時効該当額、260. 障害時効該当額、261. 遺族時効該当額、262. 処理後開始年月日、263. 処理後レコード順位数、264. 老齢改定後額、265. 補足老齢改定後額、266. 障害改定後額、267. 遺族改定後額、268. 所得証明対象年、269. 所得証明年月日、270. 取消年月日、271. 年金保険者コード、272. 市町村コード、273. 給付金通知内容コード、274. 給付金制度コード、275. 事務区分コード、276. 世帯課税区分コード、277. 雜損控除額、278. 医療費控除額、279. 社会保険料控除額、280. 小規模企業共済掛金控除額、281. 配偶者特別控除額、282. 免除所得額、283. 障害者控除該当表示、284. 特別障害者控除該当表示、285. 寡婦夫控除該当表示、286. 寡婦夫控除特例該当表示、287. 勤労学生控除該当表示、288. 控除対象配偶者扶養親族人数、289. 老人控除対象配偶者老人扶養親族人数、290. 障害者控除対象配偶者扶養親族人数、291. 特別障害者控除対象配偶者扶養親族人数、292. 特定扶養親族人数、293. 16歳以上19歳未満扶養親族人数、294. 給付金認定使用コード、295. 年金コード、296. 共済年金証書記号番号、297. 前年年金受給額、298. 裁定取消年月日、299. 保留差止年月日、300. 保留差止解除年月日、301. 死亡失権年月日、302. 死亡以外失権年月日、303. 国外居住年月日、304. 全額支給停止年月日、305. 施設拘束年月日、306. 障害等級変更年月日、307. 住所変更年月日、308. 氏名変更新月日